

2013 年 10 月 28 日

各 位

株式会社みずほ銀行

提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会の調査報告書の受領について

この度の業務改善命令により、多くのお客さま、株主、関係者の皆さま方にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

当行は、再発防止・信頼回復のため、本件に関する事実確認、原因の究明、改善対応策の妥当性評価ならびに提言を得るべく、第三者委員会である「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」を 10 月 8 日付で組成し、同委員会の調査に協力してまいりました。

本日、当行取締役会に対して同委員会より調査報告がなされたことをお知らせするとともに、同委員会により取りまとめられました「調査報告書（要約版）」、「調査報告書」を以下のとおり公表いたします。

なお、本調査結果を真摯に受け止め、＜みずほ＞としての改善対応策を決定の上、別途、公表させていただく予定です。

（添付資料 1） 調査報告書（要約版）

（添付資料 2） 調査報告書

以 上

調 査 報 告 書

(要約版)

平成 25 年 10 月 28 日

第1 本調査に至る経緯及び当委員会の構成等

1 本調査に至る経緯

金融庁は、平成25年9月27日、株式会社みずほ銀行（以下「貴行」又は「みずほ銀行」という。）に対し、販売提携ローンにおける多数の反社会的勢力との取引の存在を把握してから2年以上も抜本的な対応を行っていなかったこと、反社会的勢力との取引が多数存在するという情報も担当役員止まりとなっていること等を理由として、銀行法第26条第1項に基づき、みずほ銀行に対し、業務改善命令（以下「本業務改善命令」という。）を発出した。

貴行は、本業務改善命令を受け、平成25年10月8日、後記2記載のとおり、貴行と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会である「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、調査を委託した。

なお、貴行は、貴行が当委員会の設置を決定した平成25年10月8日、それまでの金融庁への報告に反して、貴行内部の調査の結果、「経営陣まで一定の報告がなされていた」という事実が判明した旨を公表した。また、貴行は、貴行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」という。）についても、一時期のコンプライアンス委員会及び取締役会における報告の中に、関連する記載があった旨を公表した。

その結果、貴行及びみずほFGは、平成25年10月9日、金融庁より、それぞれ新たに報告徴求命令を受けた。

2 当委員会の構成及び委嘱事項

(1) 委員会の構成

委員長	なかごめ 中込	ひでき 秀樹	（弁護士・ふじ合同法律事務所）
委員	しだ 志田	しろ 至朗	（弁護士・志田至朗法律事務所）
委員	いしわた 石綿	がく 学	（弁護士・森・濱田松本法律事務所）

(2) 委嘱事項

- ① 本業務改善命令に関する件に関する事実（反社対応を含む）の確認及び原因の究明
- ② 改善対応策の妥当性評価、提言

第2 調査の方法、範囲及び調査期間

本調査は、多数の関係者（貴行の現在又は過去の役職員、関連会社の役職員のうち本件において役割を担った者や本件に関わりを有した者と当委員会が認めた者。以下同じ。）の事情聴取、関係者のメール及び電子ファイル並びに関連資料（会議議事録、決裁文書、備忘、連絡文書等）であって調査時点において入手できたものを精査・検討等するとともに、当委員会における審議・検討を重ねることにより行われた。

本調査は、平成25年10月8日から同月27日までの期間実施され、その間、当委員会を24回開催した。

第3 調査によって判明した事実

1 みずほグループにおける反社会的勢力の管理態勢の整備状況

みずほ銀行による株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）の関連会社化が行われた平成22年以降の時期は、まさに、わが国において、反社会的勢力排除の社会的機運が急速に高まっていた時期であった。

そのような中、みずほFG及びその子会社からなるグループ（以下「みずほグループ」という。）においては、その企業行動規範において、反社会的勢力と断固として対決する旨を掲げ、様々な施策を講じてきた。

（1）不芳属性先情報の収集、登録及び活用

みずほグループにおいては、同グループとの取引にふさわしくない先を排除し、不良債権やトラブル発生を未然に防ぐことを目的として、暴力団員、総会屋等のいわゆる「反社会的勢力」の概念よりも相当広範な概念である「不芳属性先」と分類する情報群の枠組みを設定し、みずほFGのコンプライアンス統括部がこの情報を一元的に収集、管理して、膨大な量の不芳属性先情報のデータベース（以下「本データベース」という。）を構築している。

（2）入口チェックと事後チェック

みずほ銀行においては、新規取引について本データベースの情報と照合して属性チェックを行い（不芳属性先に該当するか否かの「不芳属性チェック」、反社会的勢力に該当するか否かの「反社チェック」を総称して、「属性チェッ

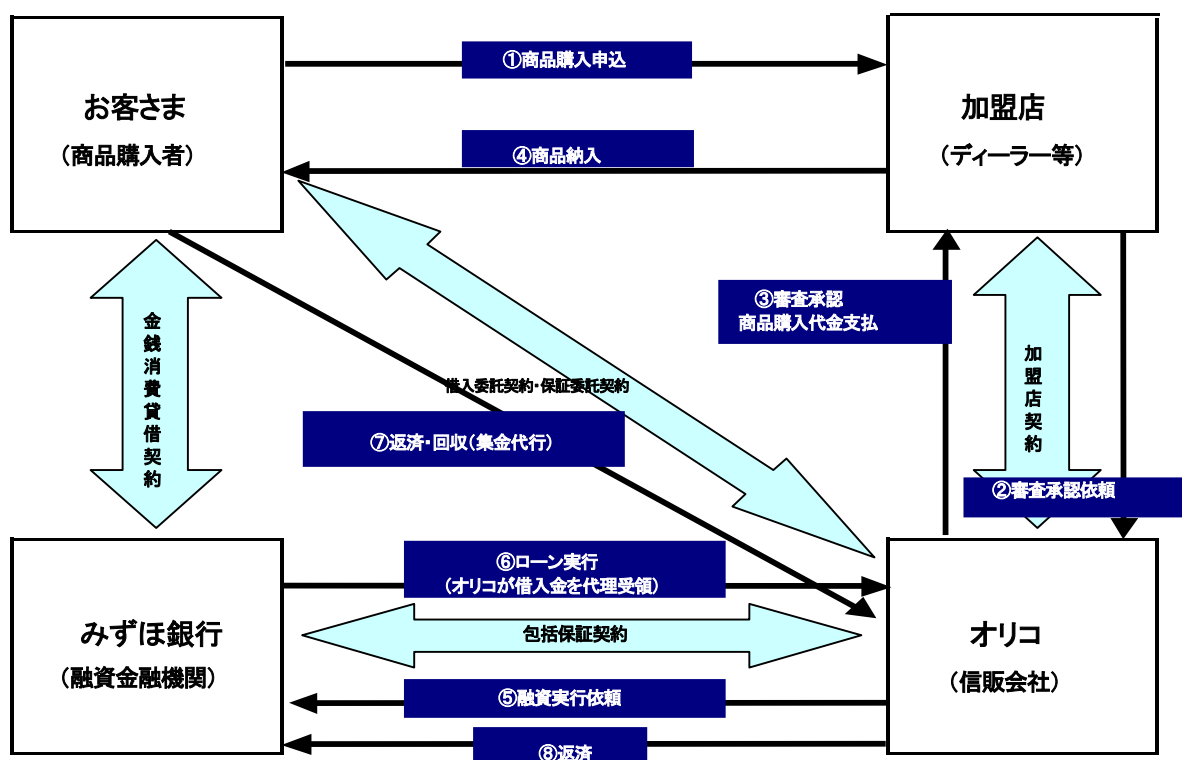
ク」と総称する。)、その結果、新規顧客が反社会的勢力に該当する場合には取引は行わず、また、反社会的勢力以外の不芳属性先に該当する場合にも原則として取引を行わないこととしている（以下「入口チェック」という。）。

また、みずほ銀行においては、取引開始後も継続的に取引の相手方について反社チェックを行っている。具体的には、既存取引先に事情変動が生じた場合には、営業店等が属性チェックを実施し、コンプライアンス統括部においても定例的に反社チェックを行っている（以下「事後チェック」という。）。

事後チェックにより新たに反社認定された取引先については、反社認定先として管理し、関係解消に向けた施策が実行される。

2 本件で問題となった販売提携ローンの仕組み

下図は、オリコを保証会社とする販売提携ローン（以下「本キャプティブローン」という。）の仕組みを図式化したものである。



顧客が本キャプティブローンを利用して商品を購入する場合の具体的な手続は、次のとおりである。

- ① 顧客が、加盟店の店頭で、オリコのローン契約書に所要事項を記入し、融資の申込を行う。

- ② 加盟店が、①で提出されたローン契約書をFAXでオリコに送り、オリコが、自社のデータベースを用いて、反社会的勢力等への該当性を含め、当該顧客の審査を行う。
- ③ オリコの審査で反社会的勢力に該当すると認められず、申込が承認された場合、オリコから加盟店に対して商品の購入資金が交付される。
- ④ 加盟店は、オリコからの審査承認通知を受け、顧客に対して商品を売り渡す。
- ⑤ オリコは、複数の所定の提携金融機関の中から、当該顧客が融資を受ける提携金融機関を選択し、当該金融機関に対して融資の実行依頼を行う。オリコは、個別の取引毎に融資実行依頼を行うのではなく、概ね月6回、みずほ銀行が融資金金融機関として選択された取引について一括して融資実行依頼書をみずほ銀行に提出する（通常、1回当たりの取引数は数千件、取引の合計金額は数十億円となる。）。
- ⑥ みずほ銀行は、融資実行依頼書に基づき、（顧客の代理受領者としての）オリコに対して一括で融資を実行する。このみずほ銀行からオリコに対する融資金の支払時点において、個々の顧客とみずほ銀行との間で、金銭消費貸借契約が成立する。オリコは、みずほ銀行との間の包括保証契約に基づき、顧客の借入債務について連帯保証をする。
- ⑦ オリコは、顧客から、口座振替で、原則として毎月顧客のみずほ銀行に対する弁済金を受領する（残高照会対応や残高明細書の発行を含め、顧客窓口業務も全てオリコに委託されている。）。
- ⑧ オリコは、⑦のとおり顧客から受領した弁済金の当月分を定時に一括してみずほ銀行に返済する。

以上のとおり、本キャプティブローンは

- i **取引の無作為性**（顧客（債務者）は契約の相手方となる金融機関を選択できず、金融機関側も個々の債務者を選択できない点）
- ii **直接接触の不存在**（オリコが顧客に対する与信判断から回収まで全ての顧客窓口業務を執り行う一方で、みずほ銀行が顧客との間で直接接点を持つことがない点）
- iii **バルク性**（みずほ銀行においては、簡易な顧客情報に基づき、数千という大量の顧客との取引をまとめて融資実行する点）
- iv **自行債権性**（法形式上は、みずほ銀行と個々の顧客との間で、金銭消費貸借契約が成立する点）
- v **購買連動性**（資金使途が具体的な商品の購入代金やサービス代金への充当に限定される点）

において、際立った特徴を有する。

なお、このような本キャプティブローンの仕組みからは、そもそもみずほBK（以下、平成25年7月1日の合併前の（旧）株式会社みずほ銀行を「みずほBK」という。）において取引の相手方の選択権はなく、仮に、みずほBKが本キャプティブローンの融資を実行した顧客の中にたまたま反社会的勢力が紛れ込んでいたとしても、みずほBKと当該反社会的勢力との間に人的な癒着が発生することとなるものではなく、また、本キャプティブローンの融資の取引期間中にみずほBKと当該顧客との間に人的な癒着が生じることも考えられない。また、本キャプティブローンの顧客の中には反社会的勢力に属する者が含

まれているとしても、当委員会による調査の過程において、それらの者とみずほ銀行の行員が人的に癒着していることを示すような徴表は認められなかった。

3 みずほ銀行における本キャプティブローンの取扱いとオリコとの関係の強化

本キャプティブローンは、平成9年3月、みずほBKの前身である（旧）株式会社第一勧業銀行（以下「第一勧銀」という。）において取扱いが開始された。

平成11年に、第一勧銀、（旧）株式会社富士銀行及び（旧）株式会社日本興業銀行の3行による経営統合が公表され、平成14年4月、各行の合併・会社分割により、上記3行の営業のうち、個人営業、国内一般事業法人営業等がみずほBKに、大企業・金融法人営業、海外営業等が（旧）株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「みずほCB」という。）に、それぞれ集約された。オリコは、引き続きみずほCBの大口の法人融資先となっていて、オリコとの提携ローンは、個人向けローン商品として、みずほBKが当該商品を所管することとした。

みずほBKは、平成16年7月27日、オリコとの間で、リテール分野における包括業務提携を行うことについて合意し、その後、本キャプティブローンを含むオリコとの提携ローンの取扱いを拡大してきた。

みずほグループは、平成22年5月14日、オリコの関連会社化を決定し、同年9月22日、オリコはみずほグループの関連会社となった。

4 本キャプティブローンにおける顧客の属性チェック体制

（1）オリコ関連会社化前の検討状況

みずほグループにおいては、反社会的勢力排除の要請が徐々に高まりを見せ中、平成15年9月、オリコを含む信販会社（提携会社）との販売提携ローンにおける融資先の属性チェックの要否について検討を行った。その際に、みずほFGのコンプライアンス統括部は、オリコ側が独自の保証審査を実施することを前提として、みずほグループとしての属性チェックは不要であると整理し、その旨を関係各部に通知した。

その後も、みずほグループは、本キャプティブローン等の販売提携ローンについて、信販会社とは別に、自らのグループにおいて独自に顧客の属性チェックを行う必要性を検討してきたものの、オリコ関連会社化の話が具体化するまでは、平成15年時点の上記整理が踏襲されてきた。

(2) オリコ関連会社化移行期の検討状況

ア オリコ関連会社化に向けた検討の開始

みずほグループにおいては、遅くとも平成 20 年夏頃には、オリコを関連会社化した場合に対処すべき主要論点の調査が開始された。平成 21 年 2 月に優先株式の転換権の行使が可能となったことを受け、同年 3 月には、オリコの関連会社化に関する検討のため、みずほ BK に社内ワーキンググループが設置された。

当時、本キャプティブローンにおける属性チェックに関しては、これまで続けられてきた検討の結果から、「キャプティブローン実行時の不芳属性チェック実施に向け、段階的に体制構築」することが課題として認識されていた。

ワーキンググループは、個人業務部において取り纏めを行い、各課題への対応に関する具体的な検討は、各所管部に委ねられ、属性チェックの問題については、コンプライアンス統括部が検討することとなった。

イ 弁護士意見の取得

平成 21 年 3 月 16 日、みずほ FG やみずほ BK のコンプライアンス統括部の担当者が弁護士と面談し、本キャプティブローンの属性チェックの必要性について相談した。

みずほ FG のコンプライアンス統括部は、その結果を受けて、関連会社化後は、レピュテーションリスクの増加、守秘義務違反のリスクの低下及びみずほ BK/オリコの債務者区分の整合性の要求等から、本キャプティブローンに関し、みずほグループとしての属性チェックを実施する必要があると判断した。反社排除レベル強化の進め方については、本キャプティブローンの商品性を踏まえ、業界慣行や業界自主規制ルール、関係法令に従った取組みレベルとすることで問題はないとも認識した。

ウ サンプルテストの実施

当時のみずほ BK の取締役頭取であった西堀は、みずほ BK のコンプライアンス統括部から少なくとも事後チェックは必要である旨の報告を受け、その時点でのオリコにおける反社排除の状況を把握するため、サンプルテストを行うよう指示した。

みずほ BK のコンプライアンス統括部は、オリコから本キャプティブローン

の債務者に関するサンプルデータ 3,000 件の提供を受け、同データがみずほ FG の保有する不芳属性先情報と突合可能な形式であるかどうか、及びサンプルデータの中に不芳属性先がどの程度含まれるか等を検証した。

かかる検証により、両データの突合が可能であること、不芳属性先及び反社認定先の比率は、みずほ BK の他のローンにおける比率をやや上回るという結果が得られた。

エ その後の検討状況

本キャプティブローンに関する属性チェックの方法は、大要、以下の 3 つがありうる。

類型	審査時点	新規融資防止 (グループ単位)	新規融資防止 (BK 単位)	DB 共有
入口チェック	オリコ立替払前	可能	可能	必要
	銀行融資実行前	不可	可能	不要
事後チェック	銀行融資実行後	不可	不可	不要

みずほ BK のコンプライアンス統括部において上記弁護士意見やサンプルテストの結果等を踏まえてさらに検討を重ね、オリコの関連会社化に際しては、当面は事後チェックのみを行うこととし、その後、この問題にどのように取り組んで行くかは、オリコ側の反社排除体制・情報管理体制の整備状況やクレジットカードローン業界の動向を踏まえて検討していくこととされた。

オ 方針決定

みずほグループにおいては、平成 22 年 5 月 14 日、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の各社で経営会議及び取締役会を開催し、オリコの関連会社化を承認し、同日、オリコの関連会社化を公表した。

これらの会議に提出された資料には本キャプティブローンの不芳属性対応に関して、その内容として「キャプティブローンの事後反社チェックを開始、以後段階的に領域を拡大」、主な課題として、「現行の反社排除体制の確認・検証、キャプティブローンの事後反社チェック」と記載されていた。

その後、みずほ BK は、コンプライアンス統括部からの平成 22 年 7 月 26 日付の稟議により、本キャプティブローンについて、既存債務者についての事後

反社チェックを開始することを決定した。かかる稟議に際しては、今後の課題として「入口反社チェックの導入可否検討」という記載がなされていた。

上記稟議に係る書面は、当時のみずほ BK のコンプライアンス統括部門の担当役員であった上野及び倉中らに回付され、その決裁を受けた。

5 オリコの関連会社化後の事後チェック（第1回目）の実施と結果報告

（1）事後チェックの実施と結果の判明

上記 4(2)オの稟議に基づき、本キャプティブローンに関する事後チェックを実施するためにはオリコにおける情報管理体制の整備が必要であったため、その実現のために、みずほ BK とオリコとの間で調整が進められた。

みずほ BK 側では、コンプライアンス統括部渉外室の行員 C（以下「C」という。）が、事後チェックを行うために必要な手続や当該事後チェックの結果判明した顧客情報のオリコ宛の還元方法等の詳細を詰めるべく、オリコ側の担当者と協議を重ねた。

これらの協議の結果、平成 22 年 9 月には、オリコ側から、みずほ BK に対し、本データベースによる照会を行うために必要な本キャプティブローンの顧客情報の提供が行われ、みずほ BK による事後チェックは当初の予定どおり同年 12 月に完了した。その結果は、約 108 万件中 228 件が、みずほ FG の基準によれば反社認定先との取引に該当するというものであった。

その後、みずほ BK は、平成 23 年 1 月に、事後チェックで得られた結果（反社認定先情報 228 件）をオリコ側に還元し、オリコ側のデータベースへの登録が完了し、当該反社認定先については、オリコ側で管理し、オリコの将来の取引の際の入口チェックにも利用される（新規申込を排除する）こととなった。

なお、みずほ BK は、かかる結果還元に向けた調整に際して、事後チェックによって得られた反社認定先以外の不芳属性先情報についてもオリコのデータベースに登録するよう求めたが、オリコ側は、みずほグループの不芳属性先情報の範囲が極めて広いため必要以上に取引が制限されてしまうこと、また、システム上別途の対応を必要とすることなどを理由にこれを受容れなかった。

（2）事後チェックの結果の報告状況

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

本キャプティブローンに係る第 1 回事後チェックの結果判明した内容は、コ

ンプライアンス統括部内で、平成 22 年 12 月 27 日付の報告書にまとめられ、C の確認を経て、同部渉外室室長、同部部長の決裁を受けた。さらに、この書面の内容は、当時のコンプライアンス担当役員の上野と倉中にも報告され、決裁ルートにはないが、西堀にもこの報告書が届けられた。

当該報告書には、事後チェック結果の記載のほか、「今後の対応」の項があり、その中に、「オリコ社も『反社に該当しない不芳属性先』情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと。」との記載があった。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第 1 回事後チェックの結果は、平成 23 年 2 月 16 日、みずほ BK のコンプライアンス委員会において報告された。同委員会には、取締役として西堀、上野、吉留、萩原及び倉中の 5 名、常務執行役員 2 名、監査役として三津間及び廣田の 2 名、社外の特別委員 2 名がそれぞれ出席していた。

同委員会において配布された報告資料には、「2010 年度第 3 四半期のコンプライアンスに関する定例報告の取扱状況」として、上記(1)の第 1 回事後チェックの結果のほか、今後の予定として「反社ではない不芳属性先の取扱いも含めフォローしていく予定」と記載された。

同委員会の議事録には、当時のコンプライアンス統括部部長であったみずほ BK の行員 D より議案の説明がなされ、西堀より本件については取締役会に報告する旨の発言があった旨記載されている。

なお、同委員会に先立ち、頭取、副頭取、特別委員 2 名に対しては、報告内容について事前説明が行われていた。

その後、同月 22 日、みずほ BK の取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がされた。同取締役会には当時の取締役 6 名（西堀、上野、吉留、中村、萩原及び倉中）並びに監査役 4 名（三津間、廣田、野崎及び長谷川）の全員が出席していた。同取締役会の議事録上は、倉中から上記定例報告がなされたことのほか、本キャプティブローンについて出席者から何らかの発言があった形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第 1 回事後チェックの内容は、平成 23 年 6 月 17 日、みずほ FG のコンプライアンス委員会においても報告された。同委員会には、みずほ FG の取締役として塚本、土屋及び河野の 3 名、社外の特別委員 2 名が出席した。

同委員会に配布された報告資料の中に「反社会的勢力との取引解消状況について」と題された書面があり、その中のみずほ BK の与信取引における反社認定先の数の推移を示した図の下部に、上記(1)の第 1 回事後チェックの結果が記載された。同委員会において、本キャプティブローンに関し、格別の議論がなされた形跡はない。

平成 23 年 7 月 15 日、みずほ FG の取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。同取締役会には当時のみずほ FG の取締役 9 名（塚本、佐藤、土屋、西澤、中野、河野、野見山、大橋及び安樂）並びに監査役 4 名（伊豫田、関、石坂及び今井）が出席した。

6 事後チェック結果（反社認定先）の還元後のオリコとの折衝状況等

平成 22 年 7 月に決定された上記 4 (2)オの対応方針及び課題設定によれば、第 1 回の事後チェックの実施及びその結果のオリコへの還元後には、入口チェックの導入を含め、本キャプティブローンの反社チェック体制の拡大を検討する必要があった。

C は、第 1 回の事後チェックの完了後も、オリコとの間でみずほグループの不芳属性先情報（反社会的勢力に該当するか否かを問わない。）についてもオリコの審査に用いられるデータベースに登録するよう折衝を続けたものの、平成 23 年 5 月頃までには、上記不芳属性先情報を全て共有することはおろか、事後チェックにより判明した本キャプティブローンの顧客に係る不芳属性先情報の還元さえも実現困難であると認識するに至った。

また、C は、平成 23 年 3 月に経済産業省の担当官がオリコ宛に示した個人情報の共同利用に係る見解を入手し（オリコの顧客情報の共同利用に関する回答であり、反社チェックを想定してなされた回答ではない。）、その内容を確認して、みずほグループの不芳属性先情報をオリコに還元するという態勢作りが個人情報保護法の観点からも実現困難であると認識するに至った。

7 平成 23 年 3 月のシステム障害後の対応とコンプライアンス担当役職員の異動

（1）平成 23 年 3 月に発生したシステム障害と特例支払問題

みずほ BK においては、平成 23 年 3 月 15 日から 24 日までの 10 日間、為替処理の遅延、営業店業務の取引開始遅延及び取引停止、ATM の利用停止及び利用制限等の大規模なシステム障害が生じ、みずほ BK の関係各部は、その対応に追われることとなった。

みずほ BK は、かかるシステム障害に伴う ATM の利用停止等により、預金口座からの現金の引出しを求める顧客のために、通帳と身分証さえ持参すれば、現在の残高の有無を確認することなく本人が申し出た金額を支払うという、いわゆる特例支払を行った。この特例支払の結果、実際の残高以上に支払を受けたケースが多数発生し、同年 4 月からその事後対応として反社会的勢力を含む不芳属性先等への回収業務が営業店から渉外室に集約された。

このように、システム障害や特例支払問題の対応に追われる中、コンプライアンス統括部（渉外室）において、本キャプティブローンの属性チェックの領域の段階的拡大という課題は相対的に優先順位が低下することとなった。

（２）システム障害等を受けた役職員の異動

みずほ FG 及びみずほ BK は、システム障害及び特例支払問題の対応を続ける中、平成 23 年 5 月、再発防止策として、「経営体制」「人事」及び「業務」の抜本的刷新を図ることし、当時のみずほ BK 取締役頭取であった西堀及び常務執行役員であった萩原が同年 6 月 20 日付で退任するとともに、コンプライアンス統括部においても、大規模な人事異動が行われた。すなわち、同年 6 月には、コンプライアンス統括部部長 D が常務執行役員（個人営業担当）に異動し、同部渉外室室長も K に交代した。コンプライアンス担当役員は、主担当が矢野から倉中に、副担当が倉中から D（上記 5(2)イ）に、それぞれ交代した。システム障害後の混乱の中、本キャプティブローンの属性チェックの問題について組織上承継する手続は取られず、西堀の後任者である塚本（当時のみずほ FG 社長）は、この問題を認識するに至らなかった。

このように、上記の各人事異動によって、オリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社チェック方法等の検討に関わっていた者の大半がコンプライアンス統括部を離れることとなった。

8 事後チェックの結果に関する報告内容・報告先の変化

（１）第 2 回目の事後チェックの結果報告における内容の変化

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

平成 23 年 3 月以降のシステム障害や特例支払問題の混乱の中においても、半年に一度の事後チェックによる反社認定の作業は継続され、同年 6 月には、平成 23 年 3 月末時点の本キャプティブローンの顧客（約 100 万件）について

の第2回目の認定作業が完了した。

当該作業結果に関する報告書は、平成23年6月29日、Cの確認を経て、(上記7(2)の人事異動後の) 渉外室長、副部長及び部長の各決裁を受けた。

前回(第1回)は、基準日時点の債務者全体についての不芳属性先該当者数及び反社認定先該当者数が報告対象とされていたものの、今回(第2回)は、新規及び追加の増加件数が報告の対象とされた。

第2回報告書においては、第1回報告書には記載があった「今後の対応」に関する記載(「オリコ社も『反社に該当しない不芳属性先』情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと」等の記載)が全て削除された。

第2回報告書の内容は、当時のコンプライアンス担当役員であった倉中(主担当)とD(副担当)に報告されたが、倉中もDも、記載内容の変更について質問したり疑問を呈したりすることはなかった。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第2回事後チェックの結果は、平成23年7月28日、みずほBKのコンプライアンス委員会において報告された。同委員会には、取締役として塚本、吉留、矢野、種橋及び倉中の5名、常務執行役員4名、監査役として三津間及び千葉の2名、及び社外の特別委員2名がそれぞれ出席していた。

同委員会に配布された報告資料の本キャプティブローンの反社認定先に関する記述は、前回のコンプライアンス委員会に配布された資料中のこれに関する記述と比して大幅に縮小され、わずかに、「当行取扱オリコキャプティブローンの反社チェック(対象〇件)の結果、3月末現在で〇件を新規に反社認定」という記載が配布資料の末尾の2行に存するのみであった。

しかも、本キャプティブローンは、みずほBK自らの自行貸付(与信取引)であるにもかかわらず、みずほBKの一般の与信取引についての欄ではなく、【11年3月末基準 グループ会社における与信取引・与信取引以外の資金提供取引状況】という欄に記載された。

かかる記載内容の変更からすれば、平成23年7月当時、既にみずほBKのコンプライアンス統括部(渉外室)において、本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識が乏しくなっていた可能性が高い。

その後、平成23年7月29日、みずほBKの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がされた。なお、同取締役会には当時の取締役7名(塚本、吉留、矢野、種橋、古谷、倉中及び佐藤)並びに監査役4名(三津間、千葉、野崎及び長谷川)の全員が出席していた。

上記委員会及び取締役会において、本キャプティブローンに関する格別の議論がなされた形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第2回事後チェックの結果は、平成23年12月26日、みずほFGのコンプライアンス委員会に報告された。同委員会には、みずほFGの取締役として佐藤、土屋、西澤及び河野の4名及び社外の特別委員2名が出席していた。

同委員会で配布された「報告資料」と題された文書において、みずほBKの与信取引における反社認定先の数の推移を示した表の下部に、第1回の報告時と同様に、上記アの第2回事後チェックの結果が記載されていた。

その後、平成24年1月20日、みずほFGの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。なお、同取締役会には、当時のみずほFGの取締役9名（塚本、佐藤、西澤、土屋、河野、中野、野見山、大橋及び安樂）並びに監査役5名（繁治、伊豫田、関、石坂及び今井）が出席した。

上記委員会及び取締役会において、本キャプティブローンについて格別の議論がなされた形跡はない。

（2）事後チェックに関するコンプライアンス委員会等への報告の取止め

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

第3回以降も、半年に一度の事後チェックの反社認定の作業は（第2回の新規及び追加の件数を把握する方法により）継続され、平成23年9月末時点の状況が平成23年12月26日付報告書により、平成24年3月末時点の状況が平成24年6月28日付報告書により、平成24年9月末時点の状況が平成24年12月25日付報告書により、平成25年3月末時点の状況が平成25年6月26日付報告書により、それぞれ当該時点のコンプライアンス担当役員（第3回は倉中及びD、第4回以降は小池）に報告されている。

イ みずほBK及びみずほFGのコンプライアンス委員会等への報告の取止め

第3回以降の事後チェックの結果は、みずほBKのコンプライアンス委員会及び取締役会並びにみずほFGのコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されていない。

平成 23 年以降、ワンバンク化の進行によって、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の 3 社の統合が進み、第 3 回の事後チェックの結果報告が行われる頃には、コンプライアンス統括部渉外室所属者は原則として 3 社兼務であった。みずほ FG のコンプライアンス委員会の資料も、反社認定先との取引状況に係る箇所は C が第一案を作成し、当時の室長の決裁を経ていた。

遅くともこのころまでに、C としては、平成 22 年 7 月 26 日付稟議（上記 4 (2)オ）の際に今後の検討課題とされたオリコにおける入口チェック導入及び不芳属性先情報のオリコにおける活用が現実的には困難であるとの認識に至り、また、本キャプティブローンについての入口チェック等への対応がコンプライアンス統括部渉外室において取り組むべき課題であると明確に整理されていたとは言い難いことから、C 及び K が本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識を誤り、半ば定例化していた事後チェックの結果をこれ以上コンプライアンス委員会に報告する必要はないと判断した可能性は否定できない。

9 属性チェック領域の段階的拡大に向けた取組みの課題認識からの欠落

オリコの関連会社化後の平成 22 年下期のみずほ BK のコンプライアンス統括部の業務計画においては、「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始」との記載があった。しかし、平成 23 年上期以降の業務計画では、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関する記載はない。

かかるコンプライアンス統括部の業務計画の前提として作成されていた同部渉外室の業務計画では、平成 22 年下期の業務計画において「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始」が掲げられ、平成 23 年度上期の業務計画においては、「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」と記載された。しかし、平成 23 年度下期の業務計画においては、「オリコの社内体制構築を適宜フォローし、必要に応じてサポートを実施」とだけ記載されるにとどまった。

このように、コンプライアンス統括部渉外室においては、その業務計画においても、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討を、その課題認識から欠落させるに至った。

10 本件に関する内部監査（業務監査）の状況

みずほ BK においては、平成 23 年 7 月 7 日から 9 月 30 日にかけて、「ローン業務管理態勢」を監査テーマとしたテーマ監査が実施された。

当該テーマ監査の過程で、当時の担当監査員は、本キャプティブローンの反社チェックについての問題意識を有するに至り、平成 22 年 7 月 26 日付稟議書（前記 4(2)オ）や第 1 回の事後チェックの結果に係る報告書（5(2)ア。監査員がコンプライアンス統括部渉外室に証跡の開示を求めるも、渉外室からかかる開示を受けることができなかったのも、個人業務部から提出を受けたという経緯がある。）等の資料を受領し、既に事後チェック体制の導入が決定していること、さらに、入口チェック体制の導入についても検討されたことのあったことを認識した。

担当監査員が作成した個別監査マニュアルには、本キャプティブローンについて比較的詳細に記載されている一方で、監査報告書には、「反社チェックについては既往分については事後にて全件実施済、新規案件についてはコンプライアンス統括部にて対応方針を検討中」などと簡略な記載にとどめられた。

11 金融庁の入検へのみずほ銀行の対応状況

金融庁は、平成 24 年 12 月から平成 25 年 3 月にかけてみずほ BK に対して多数回の面談を含む金融検査を実施した（本キャプティブローンについての検査は、平成 25 年 1 月下旬以降。）。

金融庁の入検時、担当検査官から本キャプティブローンに係る事後チェックの結果を取締役会・コンプライアンス委員会へ報告しているかとの質問があったが、これに対し、みずほ銀行側は、そのような報告は行っていない旨の誤った回答をした。

そして、かかる検査終了後の金融庁の報告徴求命令に際しても、取締役会・コンプライアンス委員会への報告がなされていないことを前提に報告を行った。

その際、みずほ銀行行内において、コンプライアンス統括部に現に所属する行員に対してヒアリングが行われたが、過去に同部に所属していた行員に対するヒアリングは行われず、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料の精査もなされなかった。関係者の聴取結果によれば、本キャプティブローンの反社チェックに関しては、オリコの関連会社化当時からコンプライアンス統括部に所属する C が誰よりも詳しく、同人が言うのであれば間違いないと轻信し、実質的には、一担当者過ぎない C の記憶のみに依拠して回答が行われた。かかる特定の個人の認識や記憶に依存した組織的な対応態勢の欠如が、本金融庁検査における過誤報告を招いたものといえ、みずほ銀行の関係者が、上記コンプライアンス委員会資料中の記載等について、これを殊更秘匿したことを窺わせる事情は認められない。

第4 原因分析

1 本件における問題の所在

本キャプティブローンは、あくまでみずほ BK の個々の顧客に対する直接の貸付取引である。したがって、みずほ BK は、本キャプティブローンを自行債権として、その反社管理に当たるべきである。

みずほ BK は、オリコの関連会社化を契機として、本キャプティブローンに係る全ての債務者について、みずほグループの基準により事後チェックを行い、その結果をオリコに還元して反復取引を防止させることを当面の実務とし、更に反社チェックの領域を段階的に拡大することを検討課題とした。そして、オリコの関連会社化後の最初の事後チェックを行ったところ、本キャプティブローンに相当数の反社会的勢力との取引が存することが確認された。

しかし、みずほ BK においては、

- (1) 当初は取締役会やコンプライアンス委員会に報告されていた定期の本キャプティブローンの事後チェックの結果について、その頭取への報告を義務付ける関連規程があるにもかかわらず、取締役会やコンプライアンス委員会にその報告がなされなくなり、
- (2) 当初は検討課題とされていた入口チェックの導入の可否や本キャプティブローンの債務者に限定しないみずほ FG の反社情報のオリコへの還元の可否等は、その後の担当役員への報告書や業務計画において、課題認識から欠落し、
- (3) 経営課題の達成状況の検証を行うべき業務監査部は、本キャプティブローンの問題を認識しながら、監査報告書において十分な指摘を行わず、
- (4) 金融庁の指摘がなされるまで、反社会的勢力との取引の解消に向けて、更なる抜本的取組みが行われることがなかった。

以下では、かかる問題が生じた原因について検討する。

2 本件の原因

(1) 本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと

上記1において記載したとおり、本キャプティブローンは、みずほ BK 自らの貸付債権であるから、自行債権としての反社管理をしなければならない。し

かし、本キャプティブローンについては、みずほ BK の役職員に、本キャプティブローンが自行の融資であり、その顧客が自行の与信先であるという意識が希薄であった。

みずほ BK の役職員において、事後チェックの内容をコンプライアンス委員会や取締役会に報告することを取り止め、またそのことについて問題意識を持たず、既存の業務フローが継続されるのを容認し、反社会的勢力との取引の解消に向けた抜本的な対策を講じるべきであったものを放置したことなどは、このように本キャプティブローンが自行債権であるという意識が希薄であったことに起因するものと考えられる。

(2) 反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の認識が不足していたこと

みずほ BK において、本キャプティブローンに係る反社取引の管理は、第一次的にはコンプライアンス統括部の所管であるが、同部の反社取引の防止・解消に向けての取組みは、社内規程上なすべき頭取報告も行っておらず、更なる検討も怠っているなど、その本来の任務を尽くしているとはいえないものであった。

しかし、同部がその任務を尽くしていないことについて、みずほ BK が、組織としてこれを看過する体制に陥っていたことにも重大な問題があるというべきである。

本キャプティブローンに係る反社取引の状況については、コンプライアンス統括部及びコンプライアンス担当役員以外にも、これを認識し又は認識し得た役職員は多数存在した。しかるに、これら本キャプティブローンに係る反社取引の状況に接した者においては、反社管理の問題については、専門部署であるコンプライアンス統括部において問題なく対応しているはずであると安易に思い込み、これに問題意識を持つに至らなかった。

(3) 役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと

みずほ BK においては、平成 23 年 3 月のシステム障害後、経営体制の大幅な刷新がなされるとともに、反社会的勢力対応の問題に関わる役職員の大幅な異動も生じた。その人事異動に際し、前任者から後任者に対して本キャプティブローンの反社問題について具体的に承継するような手続が行われたことはなく、また後任者に対して担当部からの説明もなされなかった。また、異動前に、本キャプティブローンの反社管理に関する問題について報告がなされたコン

プライアンス委員会等に出席していた経営陣もいたが、これらの経営陣は、これらの会議においてこの問題を認識するには至らなかった。

その結果、上記役職員の異動後は、平成 22 年のオリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社会的勢力の管理の検討に参加し、その問題意識や今後の課題を理解していた者は、実質的には、D と C のみとなった。しかし、D らも、システム障害や特例支払問題の対応等に忙殺される中、本キャプティブローンの反社チェックの問題は、相対的に優先順位が低下し、その課題認識から欠落した。

このように、当初の課題認識が組織として承継されず、特定の個人に過度に依存する状況が生まれた結果、予定されていた反社チェックの領域の段階的拡大が行われないまま、本金融庁検査に至った。

（４）組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと

本キャプティブローンの反社チェックについては、オリコの関連会社化を決定した取締役会・経営会議の資料において、まずは事後チェックを開始し、以後段階的に領域を拡大することとされ、平成 22 年 7 月には、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において、今後の課題として、「入り口チェックの導入可否」や「本件キャプティブローン以外の反社情報のオリコへの還元及び当該情報の活用」が記載されていた。

みずほ BK においても、かかる課題認識の達成に向けた取組みを担保する制度として、コンプライアンス・プログラムの策定や業務計画の作成といった PDCA を意識した制度は存在した（但し、各室レベルの業務計画の作成については、平成 24 年以降途絶えている。）。

しかし、もとより当初の課題認識自体が必ずしも明確でなく、また、コンプライアンス統括部渉外室の業務計画から、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討が課題認識から欠落するなど、みずほ BK における組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかった。これは、役職員の退任・異動による課題認識の断絶を防止することができなかった一因でもある。

（５）反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと

みずほ BK においては、その規程上、自行に係る反社取引についてはコンプ

ライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとされ（コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第3条③）、また、「反社会的勢力への対応に関する事項」については、審議・調整する必要があるとされていた（経営政策委員会規程別表）。

このうち、経営政策委員会規程別表については、反社会的勢力への対応に関するいかなる事項を審議・調整すべきなのか、その具体的な内容は必ずしも明らかではない。

一方、コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）の定めは比較的明確であり、本件においても、第3回事後チェックの結果以降、本キャプティブローンの反社認定先との取引の状況について、みずほBKの頭取に対する報告がなされていないことは、当該細則違反の謗りを免れない。この点に関し、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルールにおいては、上記細則に基づく頭取報告のルールについては言及がなく、渉外室内において、当該ルールが十分浸透していなかった可能性は否定できない。

（6）コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと

みずほBKにおいて、反社管理の問題は機微情報を伴うため、コンプライアンス統括部渉外室の専権事項であるという意識が強く、他の部署等も、反社会的勢力の関連する問題についてはコンプライアンス統括部の聖域であるかのごとく取扱う傾向にあった。

本キャプティブローンの反社管理に関しても、関係する各部署との連携が必ずしも十分になされておらず、渉外室が行う事後チェックの問題に対する他部署の関心も乏しかった。

渉外室においても、業務監査部の監査に対し必ずしも協力的ではなかったことに象徴されるように、閉鎖的になりがちであった。

このようなコンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションの不足が、銀行全体として、本キャプティブローンの反社管理が進まなかった要因の一つになっていたものといえる。

（7）内部監査が十分に機能していなかったこと

平成23年7月から9月に実施されたテーマ監査において、担当監査員と監査主任は、本キャプティブローンについて事後チェックのみが実施されている状況について検討を加え、本件の問題の所在を理解していた。

ところが、当時の監査主任は、コンプライアンス統括部も問題意識を有し、副頭取もこの点について了解しているものと判断し、監査報告書において極めて簡潔な記載を行うにとどめた。そして、かかる判断を行う際には、監査部長や監査担当役員との間で十分な協議・検討を行わなかった。

しかし、副頭取への報告があったからといって直ちにその処理が経営陣の意思に沿っていると判断する理由はないのであって、監査担当者としては反社管理という問題の重大性を認識し、監査部長及び監査担当役員とも十分協議した上で、慎重に結論を出すべきであった。

（８）金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと

金融庁検査の過程で、金融庁の担当官から本キャプティブローンの反社管理の状況をコンプライアンス委員会へ報告しているかどうかを質問された際、みずほ BK の担当職員は、これについて十分な確認を行うことなく、報告がなされていない旨の誤った回答をした。

金融庁への上記回答に際しては、コンプライアンス統括部に当該検査の時点で所属する行員に対してヒアリングが行われたにとどまり、オリコの関連会社化やその後の事後チェックの開始時に所属していた行員に対するヒアリングも行われることはなかった。また、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料の精査も行われることはなかった。

結果として、実質的には、オリコの関連会社化が行われた当時からコンプライアンス統括部に所属している担当者（C）の記憶のみに基づいて回答を行ったものであり、隠蔽の意図などは認められないものの、当局検査への対応としては、軽率であったとの謗りを免れない。

第５ みずほ銀行の再発防止策の評価と再発防止策に関する当委員会の提言等

みずほ銀行は、本件業務改善命令を受け、平成 25 年 10 月 28 日付で金融庁に業務改善計画を提出する（当委員会は同月 27 日時点の草案を確認した。）。

同計画には、「Ⅲ．問題事案の再発防止のための実効性ある具体的な方策の策定及び全行的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）」及び「Ⅳ．内部監査機能の充実・強化」として再発防止策が記載されているところ、当委員会による当該再発防止策の評価と更なる再発防止策の提言等は以下のとおりである。

1 みずほ銀行の再発防止策に対する当委員会の評価

(1) みずほ銀行による原因分析と再発防止策の対応関係

みずほ銀行が、本キャプティブローンの反社管理の問題（以下「本キャプティブローン問題」という。）について分析した背景・根本原因とそれに対する再発防止策の対応関係は以下のとおり整理できる。

背景・根本原因	再発防止策
A キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ	① 4者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策 ② 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化 ③ 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上 ④ 企業風土の改善－「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上
B 反社対応に関する特定組織への依存	① 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化 ② 企業風土の改善－「One MIZUHO 推進 PT」と連携した継続的な取組みの推進 ③ 金融庁検査等におけるチェック態勢の整備 ④ 内部監査機能の充実・強化策 ⑤ 執行部門の再発防止等のモニタリング等の実施

(2) 背景・根本原因ごとの再発防止策の評価

みずほ銀行の再発防止策は、みずほ銀行が分析した本キャプティブローン問題の背景・根本原因に照らして相当なものと評価できるが、暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことは検討すべきであり、また、経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化については、より具体的な再発防止策の策定が必要であると考える。

したがって、当委員会は、後記のとおりこれら2点についても再発防止策を提言することとする。

(3) 当委員会の原因分析に照らした評価

上記第4に記した当委員会の原因分析に照らして、みずほ銀行の再発防止策の相当性について検討すると、「本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと」（第4、2(1)）、「反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員認識が不足していたこと」（第4、2(2)）、「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」（第4、2(3)）のうち、取締役会やコンプライアンス委員会に出席していた経営陣において問題認識に至らなかったこと、「コンプライアンス統括部渉外室と

他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと」(第4、2(6))、「内部監査が十分に機能していなかったこと」(第4、2(7))及び「金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと」(第4、2(8))について、これらに対する対策が措置されていると考えられ、その対策は相当なものと評価できる。もともと、コンプライアンス委員会等における実質的な審議を確保するための具体的な施策が措置されていない点、及び、渉外室を含む被監査部門の内部監査への協力を促す施策が措置されていない点については、引き続き検討を要する。

他方、「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」(第4、2(3))、「組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと」(第4、2(4))及び「反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと」(第4、2(5))については、みずほ銀行の再発防止策において具体的な施策が講じられておらず、これらの点については再発防止策の措置がなされるべきであるとする。

2 再発防止策に関する当委員会の提言

上記1において記載したとおり、当委員会としては、当委員会の原因分析に基づきみずほ銀行において講ずるべき再発防止策については、今般提示を受けたみずほ銀行の平成25年10月27日付業務改善計画の草案において、基本的に網羅されていると考える。以下においては、上記草案に含まれていない事項について、若干の提言を行う。

(1) コンプライアンス委員会への報告事項(審議・調整事項)の明確化

上記第4、2(5)のとおり、みずほBK及びみずほ銀行においては、その規程上、コンプライアンス委員会で審議・調整すべき事項(経営政策委員会規程別表)につき、その具体的な内容は必ずしも明らかではなく、また、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内のルールにおいても、何を頭取に報告すべきかについての明確な規定はない。これらの規定の不明確さが、本キャプティブローンに関する第3回以降の事後チェックの結果をコンプライアンス委員会に報告しないという事態を招いた要因の一つになった。

したがって、このような事態の再発を防止するためには、コンプライアンス委員会に対する報告事項(審議・調整事項)である「反社会的勢力への対応に関する事項」の明確化等、規定の見直し又はそれに代わる措置の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

(2) コンプライアンス委員会や反社排除取引委員会における実質的な審議を確保するための方策の設定

本件において、取締役会、コンプライアンス委員会等銀行にとって重要な事項を審議決定する会議体に本キャプティブローンの反社チェックという一つの大きな課題が報告事項として上程されていたが、その方法は、膨大な会議資料の片隅に数行記載されたというに留まるものであり、会議において担当役員からそのことが口頭で言及されたこともなかったから、これに気付く者もなかったというのが現実であった。会議資料も、反社関係の事項にかかわるものは、機微情報の情報管理の観点から、席上配布されて会議後回収され、また、審議事項が多数に上ることから反社関係の事項に当てられる会議の時間は極めて限定されていた。これでは、反社管理という銀行経営にとって極めて重要な問題について、実質的な審議を尽くした上での意思決定を確保することができない。

上記草案中の再発防止策においては、「反社会的勢力遮断に向けたガバナンスの強化」の一環として、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会（「反社取引排除委員会」（委員長：頭取））を新設し、より一層の対応強化を図る旨が示されている。このような取組み自体は、再発防止策として相当なものであると評価するが、コンプライアンス委員会及び新設される反社取引排除委員会において、かかる委員会による審議の充実を図るための方策を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

(3) コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化

本キャプティブローンの反社チェックについては、取締役会及び経営会議に提出された資料や、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みが記載されていたにもかかわらず、かかる取組みが維持されていない、あるいは、コンプライアンス統括部渉外室の業務計画からも、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討についての課題認識が欠落するなど、みずほBKにおける組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったことが本キャプティブローン問題の原因の1つといえる。もしかかる制度が機能していれば、役職員の退任・異動による課題認識の断絶を防止できた可能性もある。

これらを踏まえると、コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化（漏れ、抜け落ちのない仕組みの構築）に向けた検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（４）内部監査に対する協力姿勢の浸透

上記第 3、10 のとおり、渉外室は、ローン業務管理態勢のテーマ監査において業務監査部からの資料開示の求めに応じていないなど、ややもすると閉鎖的な側面もあった。

この点、みずほ銀行においては、内部監査の基本方針等において、内部監査への協力に関する定めが一応はあるものの、かかる規定を更に実効あらしめるために、内部監査を受ける側の意識を強化するための方策の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（５）本キャプティブローン契約への暴排条項の導入

自行債権と同等の反社取引管理を実施するという観点からは、みずほ銀行の再発防止策において、自行融資一般に用いられる契約書等と同様の暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことを検討していない点は、不十分であると考えられる。

現状の契約書においても、みずほ銀行は、一定の場合、所定の手続により清算手続（オリコによる保証債務の履行（代位弁済）又はみずほ銀行が有する融資債権のオリコへの譲渡（債権譲渡））を行うことができるとされているが、本キャプティブローンを自行債権として認識し、自行債権と同等の反社取引管理を実施する施策を講じる以上、本キャプティブローンのみ暴排条項導入の例外として取り扱う合理的理由は見出しがたく、本キャプティブローンの「金銭消費貸借契約条項」への暴排条項の導入の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

以上

公表版

調 査 報 告 書

平成 25 年 10 月 28 日

平成 25 年 10 月 28 日

株式会社みずほ銀行 御中

提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会

弁護士 中込 秀樹

弁護士 志田 至朗

弁護士 石綿 学

当委員会は、貴行からの下記委嘱事項について、調査を実施し、その結果をとりまとめたので、本書をもって報告する。

【目次】

第1 本調査に至る経緯及び当委員会の構成等	7
1 本調査に至る経緯	7
2 当委員会の構成及び委嘱事項	8
第2 調査の方法、範囲及び調査期間.....	9
1 調査の方法及び範囲	9
2 調査期間.....	14
第3 調査の前提及び限界.....	14
第4 調査によって判明した事実.....	15
1 本件の背景ー反社会的勢力排除の社会的要請の高まり.....	15
2 みずほグループにおける反社会的勢力の管理態勢の整備状況	17
(1) みずほグループにおける反社会的勢力管理態勢の概要	17
(2) 反社会的勢力との関係遮断・解消のための基本的な施策	17
(3) みずほ銀行における反社会的勢力問題を管理する組織等	22
3 本件で問題となった販売提携ローンの仕組み.....	25
(1) 基本的な仕組みと契約関係.....	25
(2) 本キャプティブローンの営業政策上の意義.....	33
(3) 本キャプティブローンの管理に係る部署等	34
4 本キャプティブローンの取扱いの拡大とオリコとの関係強化の経緯.....	35
(1) オリコとの提携ローンの取扱いの開始と3行統合.....	35
(2) オリコに対する支援(オリコとの関係強化)と提携ローンの拡大等	36
(3) オリコの持分法適用関連会社化等	37
5 オリコが関連会社となる前の本キャプティブローンに関する顧客の属性チェック体制..	38
(1) 平成 15 年における顧客の属性チェックの要否に関する検討.....	38
(2) 平成 16 年のオリコとの包括業務提携を踏まえた検討	39
(3) 平成 18 年の各種論点整理.....	40
(4) オリコの関連会社化前の検討状況のまとめ	40
6 オリコの関連会社化に伴う属性(反社)チェック体制の変更	41
(1) オリコの関連会社化に向けた検討の開始	41
(2) 弁護士意見の再取得.....	42
(3) サンプルテストの実施	43
(4) 属性チェック体制のあり方の検討	44
(5) オリコの関連会社化の決定及び公表	47
(6) 関連会社化の決定を踏まえたコンプライアンス統括部における具体的な方針決定	

と課題の設定	48
7 オリコの関連会社化後の事後チェック(第1回目)の実施と結果報告	50
(1) 事後チェックの実施と結果の判明	50
(2) 事後チェックの結果のみずほグループ内における報告等	52
8 事後チェック結果(反社認定先)の還元後のオリコとの折衝状況	55
(1) 本キャプティブローンの反社チェックの拡大に向けて検討されていた事項	55
(2) 平成23年5月のオリコ側との打ち合わせ	56
9 平成23年3月のシステム障害後の対応とコンプライアンス担当役職員の異動	57
(1) 平成23年3月に発生したシステム障害と特例支払問題	57
(2) システム障害等を受けた役職員の異動	58
10 顧客情報の共有に関する経済産業省の見解とこれに対する渉外室の認識等	59
(1) オリコとの間の顧客情報の共同利用の検討と経済産業省への意見照会	59
(2) 経済産業省の見解を踏まえた渉外室の対応	60
11 事後チェックの結果に関する報告内容・報告先の変化	61
(1) 第2回目の事後チェックの結果報告における内容の変化	61
(2) 事後チェック(第3回目以降)に関するコンプライアンス委員会等への報告の取 め	64
12 属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みの課題認識からの欠落	65
(1) 業務計画における記載の変化	66
(2) オリコとの折衝におけるみずほBKの後退	67
(3) 平成24年の本キャプティブローンに関する論点整理	68
13 本件に関する内部監査(業務監査)の状況	69
(1) みずほBKの業務監査の概要	69
(2) 平成23年7月～9月のテーマ監査	70
(3) リスク評価報告書	72
14 頭取及びコンプライアンス担当役員の本件との関わり	72
(1) 頭取について	74
(2) コンプライアンス統括部担当役員について	76
15 金融庁の入検へのみずほ銀行の対応状況	78
(1) 金融庁の入検時のみずほBKの対応	78
(2) 金融庁の入検後のみずほ銀行の対応	79
(3) 業務改善命令発出後のみずほ銀行の対応	81
第5 原因分析	82
1 本件における問題の所在	82
2 本件の原因	83

(1) 本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと	83
(2) 反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の 認識が不足していたこと	84
(3) 役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと	85
(4) 組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと ...	86
(5) 反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行 内に十分浸透していなかったこと	87
(6) コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーション が不足していたこと	88
(7) 内部監査が十分に機能していなかったこと	88
(8) 金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと	89
第6 みずほ銀行の再発防止策の評価と再発防止策に関する当委員会の提言等	90
1 みずほ銀行の再発防止策の概要	90
2 みずほ銀行の再発防止策に対する当委員会の評価	92
(1) みずほ銀行による原因分析と再発防止策の対応関係	92
(2) 背景・根本原因ごとの再発防止策の評価	94
(3) 当委員会の原因分析に照らした評価	96
3 再発防止策に関する当委員会の提言	98
(1) コンプライアンス委員会への報告事項(審議・調整事項)の明確化	98
(2) コンプライアンス委員会や今回設置予定の反社取引排除委員会における実質的 な審議を確保するための方策の設定	99
(3) コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化	99
(4) 内部監査に対する協力姿勢の浸透	100
(5) 本キャプティブローン契約への暴排条項の導入	100
(6) その他	101
第7 最後に	101

【別紙】時系列表

【略語一覧】

略語	意味
伊藤忠商事	伊藤忠商事株式会社
依頼票	関係部検討依頼票
入口チェック	みずほ銀行による取引の実行前に、当該取引の相手方について行われる属性チェック
オリコ	株式会社オリエントコーポレーション
改善対応表	みずほ銀行が平成25年7月11日付で金融庁に提出した「検査結果の通知事項に対する改善状況等のご報告」(特に、これに別添された表形式の記載)
監督指針	金融庁が公表する「主要行等向けの総合的な監督指針」
貴行、みずほ銀行	株式会社みずほ銀行
金融検査マニュアル	金融庁が公表する「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」
事後チェック	みずほ銀行の既存取引先について、定例的に行われる反社チェック
政府指針	犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日)
全銀協	一般社団法人全国銀行協会
属性チェック	不芳属性チェックと反社チェックの総称
第一勧銀	(旧) 株式会社第一勧業銀行
当委員会	提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会
統制目的別リスク評価	内部監査を効果的かつ効率的なものとするため、全監査領域を「統制目的」別に行うリスク評価
反社会的勢力定義先	みずほグループの本データベースの管理上、「反社会的勢力」として定義された要件に該当する者
反社管理	みずほ銀行の行う各種取引における反社会的勢力との関係遮断に向けた管理
反社チェック	反社会的勢力定義先に該当するか否かのチェック
反社チェック作業	みずほグループのデータベースを用いて、反社会的勢力であるか否かの確認作業
反社認定先	貴行と取引のある特定の顧客であって、事後チェック等によって反社会的勢力定義先であると認定された顧客

不芳属性先	みずほグループにおいて、同グループとの取引にふさわしくないとして、原則として取引を禁止している相手先（暴力団員、総会屋などの「反社会的勢力」に加え、金融犯罪者などを含む。）
不芳属性チェック	不芳属性先に該当するか否かのチェック
暴排条項	契約の相手方に、①自らが反社会的勢力でないことについて表明及び保証させる、②契約締結後に反社会的勢力に所属しないことを誓約させる、③反社会的勢力に該当する場合を契約解除事由として規定する、等の方法を複合的に用いて合意させる契約条項
本キャプティブローン	みずほ銀行（みずほ BK）が行うオリコを保証会社とする販売提携ローン
本キャプティブローン問題	本キャプティブローンの反社管理の問題
本業務改善命令	金融庁がみずほ銀行に対して平成 25 年 9 月 27 日付けで行った業務改善命令（金監第 2094 号）
本金融庁検査	平成 24 年 12 月 7 日から平成 25 年 3 月 4 日までの間に金融庁により実施された金融検査（金検第 778 号）
本調査	提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会による調査
本データベース	みずほ FG のコンプライアンス統括部が、公知情報（新聞・雑誌等）、「情報連絡制度」手続に基づく行内情報の収集等の方法により、一元的にこれを収集、管理してきた不芳属性先情報のデータベース
本包括業務提携	平成 16 年 7 月 27 日に公表されたみずほ BK とオリコとの間のリテール分野における包括業務提携
みずほ FG	株式会社みずほフィナンシャルグループ
みずほ CB	（旧）株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ BK	（旧）株式会社みずほ銀行
ローン契約書	本キャプティブローンに関し、顧客が加盟店を通じてオリコとの間で締結するローン契約書兼保証委託契約書
平成 18 年論点整理	平成 18 年 3 月に、みずほ BK において、本キャプティブローンに関し、①オリコの保証審査基準、②オリコにおける契約書類の保管状況、③コミングル・リスク、④その他法務・コンプライアンス上・与信管理上の論点について行われた検討内容

第1 本調査に至る経緯及び当委員会の構成等

1 本調査に至る経緯

株式会社みずほ銀行（以下「貴行」又は「みずほ銀行」という。）は、平成 24 年 12 月 7 日から平成 25 年 3 月 4 日までの間に金融庁により実施された金融検査¹（以下「本金融庁検査」という。）に関し、金融庁より、平成 25 年 6 月 11 日、銀行法第 24 条第 1 項に基づき、その検査結果通知（平成 25 年 6 月 7 日付検査結果通知）に対する報告徴求命令を受け、平成 25 年 7 月 11 日、金融庁に対し、これに基づく報告を行った。

金融庁は、かかる貴行の報告により、貴行に関し

- (1) 提携ローン²において、多数の反社会的勢力との取引が存在することを把握してから 2 年以上も反社会的勢力との取引の防止・解消のための抜本的な対応を行っていないかったこと、
- (2) 反社会的勢力との取引が多数存在するという情報も担当役員止まりとなっていること、等

経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢に重大な問題点が存すると認めた。

金融庁は、以上の理由をもって、平成 25 年 9 月 27 日、貴行に対し、銀行法第 26 条第 1 項に基づき、以下の内容の業務改善命令（以下「本業務改善命令」という。）を発出した。

- (1) 反社会的勢力と決別し、健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から法令等遵守態勢及び経営管理態勢を抜本的に見直し、充実・強化すること。
 - a) 問題発生時以降現在に至るまでの経営責任の所在の明確化
 - b) 問題事案への取組み及び法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
 - c) 問題事案の再発防止のための実効性ある具体的方策の策定及び全行的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
 - d) 内部監査機能の充実・強化

¹ 平成 24 年 11 月 20 日付け金検第 778 号。

² 顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう（第 3、2 参照）。

- (2) 上記(1)に係る業務改善計画を平成 25 年 10 月 28 日（月）までに提出し、当局の受理後直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の実行後、当該改善計画の実施完了までの間、平成 25 年 11 月を初回として同年 12 月までは毎月末、以降、3 ヶ月毎の進捗及び実施状況を翌月 15 日までに報告すること。

貴行は、本業務改善命令を受け、平成 25 年 10 月 8 日、再発防止・信頼回復のため、本件に関する事実確認、原因の究明、改善対応策の妥当性評価並びに提言を得るべく、下記 2 記載のとおり、貴行と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会である「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、調査（以下、当委員会による調査を「本調査」という。）を委託した。

なお、貴行は、貴行が当委員会の設置を決定した平成 25 年 10 月 8 日、それまで金融庁に対して「反社会的勢力との取引が存在するという情報が担当役員止まりとなっている」と報告していたものの、貴行内部の調査の結果、「経営陣まで一定の報告がなされていた」という事実が判明した旨を公表した。また、貴行は、貴行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほ FG」という。）についても、貴行のコンプライアンス委員会の内容を報告するという目的において、平成 23 年 6 月から平成 24 年 1 月の間のみずほ FG のコンプライアンス委員会及び取締役会における報告の中に、一部提携ローンにおける反社会的勢力との取引解消状況に関する記載があった旨を公表した。

その結果、当委員会による調査が開始した後になって、貴行及びみずほ FG は、平成 25 年 10 月 9 日、金融庁より、報告徴求命令を受けた。

2 当委員会の構成及び委嘱事項

当委員会は、平成 25 年 10 月 8 日、貴行の取締役会決議に基づき、以下のとおり設置された。

(1) 委員会の構成

委員長 なかごめ ひでき 秀樹 (弁護士・ふじ合同法律事務所)
委員 しだ しろう 至朗 (弁護士・志田至朗法律事務所)
委員 いしわた がく 石綿 学 (弁護士・森・濱田松本法律事務所)

(2) 委嘱事項

- ① 本業務改善命令に関する件に関する事実（反社対応を含む）の確認及び原因の究明
- ② 改善対応策の妥当性評価、提言

なお、みずほ銀行は、全社を挙げて本調査に関して、当委員会に全面的に協力する。また、調査報告書に関する起案権は、当委員会に属し、みずほ銀行は、報告書の内容について介入しない。

(3) 委託期間

平成 25 年 10 月 8 日から任務終了迄

(4) 調査補助者

当委員会は、貴行の費用において、その補助者として、次に掲げる森・濱田松本法律事務所の弁護士を選任し、当委員会の職務の補助を委託した。

小田 大輔	江平 享	小林 裕敬
波多野 博昭	林 千夏	近澤 諒
黒田 大介	村井 智顕	桑原 秀明
角田 望	長谷 修太郎	

第 2 調査の方法、範囲及び調査期間

1 調査の方法及び範囲

本調査は、第 1、2(2)記載の委嘱事項を遂行することを目的として、下記(1)記載の関係者（貴行の現在又は過去の役職員、関連会社の役職員のうち本件におい

て役割を担った者や本件に関わりを有した者と当委員会が認めた者。以下同じ。）の事情聴取、関係者のメール及び電子ファイル並びに関連資料（会議議事録、決裁文書、備忘、連絡文書等）であって調査時点において入手できたものを精査・検討等するとともに、当委員会における審議・検討を重ねることにより行われた。

当委員会は、合計 24 回開催した。当委員会において、委嘱事項の実質的内容を審議・検討するに際しては、貴行の役職員の退席を求め、当委員会の委員及び調査補助者のみにより、実質的な審議を行った。

また、関係者に対する事情聴取は、合計延べ 85 人（69 人）実施した。必要な場合には、同一人について複数回実施し、かつその聴取時間は相当長時間に及ぶこともあった。また、関係者の事情聴取に際しては、当委員会が例外的に重要性が低いと認めた者を除いては、全て貴行の役職員の退席した上で、当委員会の委員及び/又は調査補助者のみで行った。

さらに、関係者のメールや電子ファイルについても、当委員会が必要と認めた範囲内において、貴行のサーバーに残っており本調査の期間中に抽出可能なもの（なお、グループ内メールの多くについては、システム上の理由等から抽出ができなかった。）を、当委員会が選定した関係者及び期間について一定のキーワードを用いて抽出を行った。

以上より、当委員会としては、調査時点において委嘱事項を遂行する上で必要と考える事実について、必要と考える情報に接した上、これらの情報に基づき、必要な事実関係を認定し、この認定事実に基づいて、本業務改善命令に係る問題の原因の究明及び改善対応策の評価を行った。調査期間は限られたものであったとはいえ、当委員会としては、委嘱事項について、本調査によってその本分を尽くすべく努力し、その目的を遂げたと考えている。

(1) ヒアリング対象者

ア 貴行の役職員又は元役職員

	年月日	対 象 者	所属等（平成 25 年 10 月現在）
1	H25.10.9		みずほ銀行ローン業務開発部
2	〃		みずほ銀行ローン業務開発部
3	〃		みずほ銀行ローン営業推進部
4	〃		みずほ銀行ローン営業推進部
5	〃		みずほ銀行個人業務部
6	〃		みずほ銀行個人業務部
7	〃		みずほ銀行個人業務部

	年月日	対 象 者	所属等（平成 25 年 10 月現在）
8	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
9	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
10	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
11	〃	■	みずほ銀行業務監査部
12	〃	■	みずほ銀行業務監査部
13	〃	■	みずほ銀行業務監査部
14	〃	■	みずほフィナンシャルグループ経営企画部／みずほ銀行経営企画部
15	〃	■	みずほフィナンシャルグループ経営企画部／みずほ銀行経営企画部
16	H25.10.10	■	みずほ銀行証券・信託連携推進部
17	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
18	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
19	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
20	H25.10.11	■	みずほ銀行業務監査部信用リスク監査チーム監査主任／みずほフィナンシャルグループ監査業務部
21	〃	■	みずほ銀行業務監査部
22	〃	■	みずほ銀行営業部店
23	〃	■	みずほ銀行業務監査部
24	H25.10.12	■	みずほ銀行営業部店
25	〃	■	みずほ銀行営業部店
26	〃	■	（元）みずほ銀行常務執行役員
27	〃	■	みずほフィナンシャルグループ執行役員コンプライアンス統括部／みずほ銀行執行役員コンプライアンス統括部
28	〃	倉中伸	（元）みずほ銀行常務取締役
29	〃	上野徹郎	（元）みずほ銀行取締役副頭取
30	H25.10.13	西堀利	（元）みずほ銀行取締役頭取
31	〃	小池正兼	みずほフィナンシャルグループ常務取締役／みずほ銀行常務執行役員
32	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
33	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
34	H25.10.15	吉留学	（元）みずほ銀行取締役副頭取
35	〃	柏崎博久	みずほ銀行取締役副頭取
36	〃	河野雅明	みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員／みずほ銀行取締役副頭取

	年月日	対 象 者	所属等（平成 25 年 10 月現在）
37	〃	■	みずほフィナンシャルグループグループ企画部／みずほ銀行グループ企画部
38	〃	■	みずほフィナンシャルグループグループ企画部／みずほ銀行グループ企画部
39	〃	■	みずほフィナンシャルグループ経営企画部／みずほ銀行経営企画部
40	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
41	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
42	〃	■	みずほ銀行ローン業務開発部
43	〃	■	みずほ銀行ローン業務開発部
44	H25.10.16	三津間健	（元）みずほ銀行常勤監査役
45	〃	■	みずほフィナンシャルグループグループ人事部／みずほ銀行グループ人事部
46	〃	■	みずほ銀行業務監査部
47	〃	■	みずほ銀行業務監査部
48	〃	■	みずほ銀行業務監査部
49	〃	■	みずほ銀行ローン業務開発部
50	〃	■	みずほ銀行営業部店
51	H25.10.17	廣田拓夫	（元）みずほ銀行常勤監査役
52	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
53	〃	古谷昌彦	（元）みずほ銀行常務取締役
54	〃	萩原忠幸	（元）みずほ銀行常務取締役
55	〃	■	みずほ銀行業務監査部
56	〃	■	みずほ銀行営業部店
57	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
58	〃	■	みずほフィナンシャルグループリテールバンキング業務部付
59	〃	■	みずほ銀行営業部店
60	H25.10.18	塚本隆史	みずほフィナンシャルグループ取締役会長／みずほ銀行取締役会長
61	〃	倉中伸	（元）みずほ銀行常務取締役
62	〃	■	みずほフィナンシャルグループ執行役員コンプライアンス統括部／みずほ銀行執行役員コンプライアンス統括部
63	〃	■	みずほ銀行営業部店
64	H25.10.19	■	みずほフィナンシャルグループ経営企画部／みずほ銀行経営企画部
65	〃	■	みずほフィナンシャルグループグループ企画部／みずほ銀行グループ企画部

	年月日	対 象 者	所属等（平成 25 年 10 月現在）
66	H25.10.20	辻田泰徳	みずほフィナンシャルグループ取締役副社長／みずほ銀行副頭取執行役員
67	〃	岡部俊胤	みずほフィナンシャルグループ取締役副社長／みずほ銀行取締役副頭取
68	H25.10.21	種橋牧夫	（元）みずほ銀行取締役副頭取
69	〃	矢野正敏	（元）みずほ銀行取締役副頭取
70	〃	■	（元）みずほ銀行常務執行役員
71	〃	佐藤康博	みずほフィナンシャルグループ取締役社長／みずほ銀行取締役頭取
72	〃	西澤順一	（元）みずほフィナンシャルグループ取締役副社長／みずほ銀行常務執行役員
73	H25.10.22	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
74	〃	中村恒	（元）みずほ銀行常務取締役
75	〃	■	みずほ銀行営業部店
76	H25.10.23	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
77	H25.10.25	大橋光夫	みずほフィナンシャルグループ取締役（社外取締役）
78	〃	野見山昭彦	みずほフィナンシャルグループ取締役（社外取締役）
79	〃	安樂兼光	みずほフィナンシャルグループ取締役（社外取締役）
80	〃	■	みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部／みずほ銀行コンプライアンス統括部
81	H25.10.26	西堀利	（元）みずほ銀行取締役頭取

イ 株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）の役職員

	年月日	対 象 者	所属等（平成 25 年 10 月現在）
1	H25.10.16	■	■
2	〃	■	■
3	H25.10.18	■	■
4	H25.10.21	■	■

(2) メール調査対象者

	対象者	所属等（平成 25 年 10 月現在）	対象期間
1	■	■	H.22.7.1~7.26、H.23.6.15~6.29
2	■	■	H.23.6.15~6.29、H.25.2.1~3.31
3	■	■	H.21.3.1~H.23.6.10
4	■	■	H.22.11.19~H.24.3.31、 H.25.2.1~3.31
5	■	■	H21.11.20~H24.3.31、

					H.25.2.1~3.31
6					H.22.7.1~7.26、H.23.6.15~6.29
7					H.23.6.15~6.29
8					H.21.3.1~H.22.3.31
9					H.21.3.1~H.23.6.10
10					H.21.7.27~H.24.5.21
11					H.21.3.1~H.24.3.31
12					H.21.3.1~H.22.10.1

(3) その他主要な検討資料

当委員会が本調査に必要であると認めた範囲で、みずほ銀行（平成 25 年 7 月 1 日の吸収合併前の株式会社みずほ銀行を含む。）及びみずほ FG の会議体の議事録及びその添付資料、稟議書その他の社内決裁用資料、社内説明用資料、社内打合せの結果に係る資料等並びに外部弁護士及びオリコ担当者等の外部者との面談録ないし通信録等の資料を確認したほか、特定のみずほ銀行の担当者については、同人が使用するパーソナルコンピュータ内に保存されていた電子ファイルの内容を検証し、その内容を確認した。

2 調査期間

本調査は、平成 25 年 10 月 8 日から同月 27 日までの期間実施された。

第3 調査の前提及び限界

当委員会は、第 2、1 に記載したとおり、本調査の委嘱事項を遂行するべく努力を尽くしたものの、本調査は、その性質上、次の各号に掲げる前提に服するものである。

記

- (1) 本調査において当委員会の検討対象となった、当委員会に開示された書類全ての原本は真正であり、写しは原本と同一性を保持している。
- (2) 当委員会が、文書の抜粋又は要約のみの開示を受けたものである場合において、かかる抜粋又は要約は、当該文書全体の内容を適切に反映しており、当該文書全体についての誤解を生じさせるものではない。
- (3) 本報告書において明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象

となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示が留保されたことはない。

- (4) 本報告書は、貴行による本件に関する事実確認及び原因の究明並びに改善対応策の妥当性評価及び提言のみを目的として作成されたものであり、それ以外の目的のため使用されることを予定していない。
- (5) 本報告書は、貴行以外の第三者により依拠されることを予定しておらず、当委員会は貴行以外の第三者に対し何ら責任を負うものではない。
- (6) 本報告書について英訳が作成される場合であっても、日本語版をもって正文とし、本報告書の日本語版と英訳とに齟齬がある場合には、日本語版に従うものとする。

また、本調査は、もっぱら関係者の事情聴取、貴行から提供を受けた電子メール及び電子ファイル、開示資料等に依拠するものである。当委員会は、上記のとおり、本調査の委嘱事項を遂行するべく誠実に努力を尽くしたものの、上記以外の情報により独自の検証を行ったものではない。当委員会は、本調査を通じ、貴行からは誠意ある協力を得られたものと考えているが、資料の収集や事情聴取等の調査方法も、任意の協力が前提となることなどから、本調査が、過誤や逸失等を完全には免れるものではないことを付言する。

第4 調査によって判明した事実

1 本件の背景－反社会的勢力排除の社会的要請の高まり

わが国においては、この数年の間に、反社会的勢力の排除の社会的な機運が急速に高まりを見せており、それに応じて、反社会的勢力の排除に係る法的な要請も急速に高まってきていた。

具体的には、反社会的勢力との関係遮断については、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が、銀行による反社会的勢力との対決及び反社会的勢力の不当な介入の排除を目的として、平成9年9月に「倫理憲章」を、平成17年11月に「行動憲章」³をそれぞれ定め、また、日本経済団体連合会も同様の目的で平成19年4月に「企業行動憲章」⁴を定めるなどし、これらが業界の自主ルールとして発展してきた。

³ <http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/charter/index.html>

⁴ <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgCB/tebiki.pdf>

これに対し、政府も、平成 19 年 6 月に、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）を公表し、事業者に対し、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを一層推進していくことを求めた。

こうした動きを受けて、金融庁も、金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であるとして、平成 19 年 2 月に金融検査マニュアル⁵の改正を行い、平成 20 年 3 月に政府指針の基本的な考え方を踏襲する形で各金融機関向けの総合的な監督指針⁶の改正を行うなど、金融機関に対して反社会的勢力との関係遮断・解消を求める立場を明確に示した。

全銀協では、政府指針を受けて、平成 19 年 7 月、反社会的勢力介入排除に向けた取組み強化について申し合わせを行い、平成 20 年 5 月には、反社会的勢力に係るデータベースの構築等の諸施策について意見交換を行うため、反社会的勢力介入排除対策協議会を設置した。さらに、平成 20 年 11 月には銀行取引約定書に、平成 21 年 9 月には普通預金取引、当座勘定取引及び貸金庫取引の各規定に、それぞれ暴力団排除条項（契約の相手方に、①自らが反社会的勢力でないことについて表明させる、②契約締結後に反社会的勢力に所属しないこと及び反社会的行為を行わないことを確約させる、③上記①、②に違反する場合を契約解除等の事由として規定する、等の方法を複合的に用いて合意させる契約条項をいい、以下「暴排条項」という。）を導入する際の参考例を策定し、会員行宛てに通知を行った。その後、平成 23 年 6 月には、融資取引及び当座勘定取引における暴力団排除条項参考例について、反社会的勢力の定義に、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者などのいわゆる共生者を追加することなどを内容とする改正を行い、会員行宛てに通知を行った。

そして、更なる反社会的勢力排除の機運の高まりを受け、全国で暴力団排除条例制定の動きが活発化し、東京都において、平成 23 年 3 月 18 日に「東京都暴力団排除条例」が公布され、同年 10 月 1 日に施行されることにより、現在ではすべての都道府県で暴力団排除条例が施行されるに至っている。

以上のとおり、下記みずほグループによるオリコの関連会社化がなされた平成 22 年以降の時期は、まさに、わが国において、反社会的勢力の排除についての社会的機運が急速に高まり、これに関する法規制が整えられていった時期であった。

⁵ 預金等受入金融機関に係る検査マニュアルを指す。以下同じ。

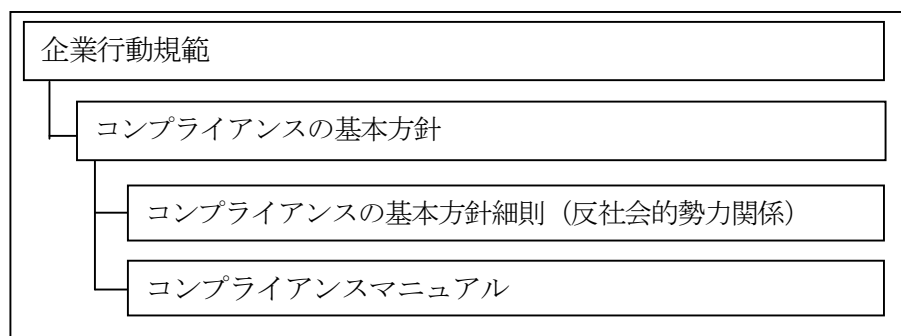
⁶ 以下、特に明示しない場合には、「主要行等向けの総合的な監督指針」を称して、単に「監督指針」という。

2 みずほグループにおける反社会的勢力の管理態勢の整備状況

(1) みずほグループにおける反社会的勢力管理態勢の概要

みずほグループにおいては、上記1の反社会的勢力排除の社会的要請が高まる中、その企業行動規範において「I. 5. 反社会的勢力との対決」として、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決」する旨を掲げ、様々な施策を講じてきた。

みずほグループの各社においては、企業行動規範の上記定めを受け、コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則（反社会的勢力関係）及びコンプライアンスマニュアルを制定し、コンプライアンス管理の一環として、反社会的勢力との関係遮断・解消を定めている（みずほ銀行を含むみずほFGの子会社においては基本的にみずほFGとほぼ同内容の規程となっている。）。



そして、みずほ銀行においては上記規程類を受け、関係各部及び営業店のそれぞれの業務内容に応じた反社会的勢力との関係遮断・解消のための具体的な取組内容を規定した反社会的勢力マニュアルを制定し、各部は、当該マニュアルに従って業務を行うものとされている。

(2) 反社会的勢力との関係遮断・解消のための基本的な施策

ア 不芳属性先情報の収集、登録及び活用

(ア) みずほグループにおける不芳属性先情報のデータベース（本データベース）

みずほグループにおいては、「みずほフィナンシャルグループとの取引にふ

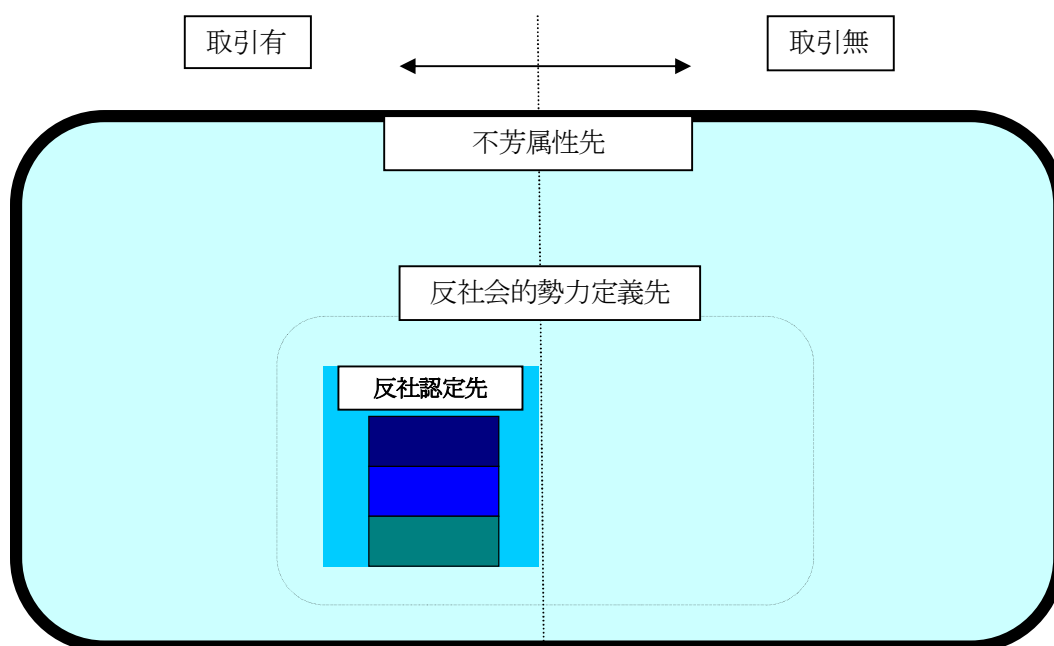
さわしくない先を排除し、不良債権やトラブル発生を未然に防ぐ」ことを目的として、いわゆる「反社会的勢力」の概念よりも相当広範な概念である「不芳属性先」と分類する情報群の枠組みを設定し、これに属する情報の収集を行っている。

この「不芳属性先」という概念は、下記のとおり、暴力団員、総会屋などの「反社会的勢力」に加え、金融犯罪（主に詐欺）などを含む概念である。

不芳属性先情報については、みずほ FG のコンプライアンス統括部信用情報管理チームにおいて、公知情報（新聞・雑誌等）、「情報連絡制度」の手續に基づく行内情報の収集等の方法により、一元的にこれを収集、管理し、長期間にわたって膨大な量の不芳属性先情報のデータベース（以下「本データベース」という。）を構築してきている。

そして、本データベースにおいては、下記ウにおいて述べる事後チェック（定例スクリーニング）によって、みずほ銀行と取引のある特定の顧客が、みずほ FG における「反社会的勢力」の定義に該当する者（以下「反社会的勢力定義先」という。）であると認定された場合には、当該顧客は、「反社認定先」として分別管理される。このように、本データベース上は、「不芳属性先」という概念を基礎として登録が行われ、更に、そのうち、「反社認定先」については、別途区分して登録がなされている（反社会的勢力定義先自体は区分して登録されているわけではない。）。

図1 （本データベースの概要）

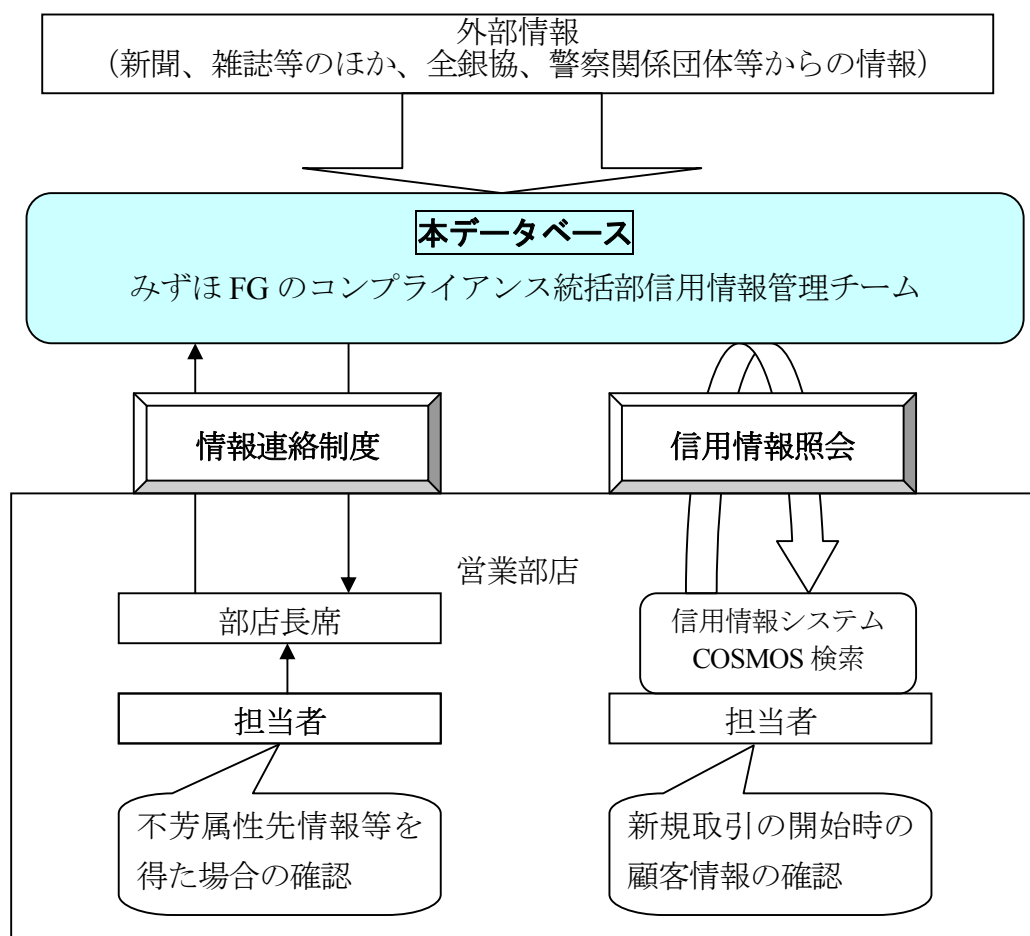


なお、みずほ銀行（みずほグループ）における「反社会的勢力」の定義は、コンプライアンスの基本方針細則（反社会的勢力関係）上は、全銀協の暴排条項の参考例に沿ったものとなっているものの、本データベース上の「反社会的勢力定義先」（みずほ銀行と取引がある場合は「反社認定先」）という概念は、必ずしもこれに沿った形で管理されていない。これは、本データベースの反社会的勢力の情報収集が、政府指針・監督指針や全銀協による一連の対応による反社会的勢力の定義付けに先立って反社会的勢力の排除に取り組み、膨大な情報収集を図ってきた結果生じたものである。

（イ）みずほ銀行における本データベースの運用

みずほ銀行における本データベースは、主として、以下のような①情報連絡制度及び②信用情報照会制度によって運用されている。

図 2



情報連絡制度とは、営業部店において不芳属性先情報（及び与信取引回避先⁷情報）を入手した場合、当該情報がみずほFGのコンプライアンス統括部に集約され、不芳属性先情報データベース（本データベース）に当該情報が登録されるようにする制度であり、信用情報照会とは、情報連絡制度等によって収集された不芳属性先情報（及び与信取引回避先情報）を活用し、新規取引開始時等に際し、取引の相手方の確認を行う制度である。

イ 入口チェック（新規取引遮断の施策）

みずほ銀行においては、与信取引⁸、与信取引以外の資金提供取引、当座預金・貸金庫取引、普通預金取引などを新規に取扱う場合には、対象先について「信用情報照会」手続等により本データベースの情報とも照合して幅広く不芳属性先に該当するか否かのチェック（以下「不芳属性チェック」という。）及び反社会的勢力に該当するか否かのチェック（以下「反社チェック」といい、不芳属性チェックと総称して「属性チェック」と総称する。）を行うものとされている（このようなみずほ銀行による取引の実行前に行われる属性チェックを、以下「入口チェック」という。）。

営業部店において、「信用情報照会」により属性チェックを行うと、営業部店には、「不芳属性先」への該当性のみ通知される。みずほ銀行においては「不芳属性先」との取引は原則として禁止されているため、当該通知内容をもって原則として取引が謝絶されることになる。

例外的に、「不芳属性先」との間で取引をするか否か検討する場合には、まず「反社会的勢力定義先」に該当するか否かを判断するために、部店長において、コンプライアンス統括部渉外室に対して電話で確認する。その結果、相手方が「反社会的勢力定義先」に該当する場合には取引は例外なく禁止され、これに該当しない不芳属性先であった場合には、特殊取引管理票を起票し、通常よりも慎重な決裁手続を経て承認された場合に限り、例外的に取引の実行が認められる⁹。

かかる「反社会的勢力定義先」該当性の判断は、コンプライアンス統括部渉

⁷ 業績・風評等に照らし、みずほグループとの与信取引を回避することが妥当であると部店長が判断した取引先・未取引先。

⁸ 本キャプティブローンを含む販売提携ローンについては、与信取引とは別個の取引として整理されていたようである。

⁹ 貸し渋り・貸し剥しの防止の観点から、「反社会的勢力定義先」に該当しない「不芳属性先」については、そのことのみをもって一律に取引を禁止すべきではないものとされている。

外室において、該当者について集積された相当量の情報を精査し、数時間かけて手作業で確認し、判定するものであって、慎重かつ精緻な手続を、時間をかけて経過していく作業である。

ウ 事後チェック（既存取引先の反社認定及び関係解消）

みずほ銀行においては、与信取引、与信取引以外の資金提供取引、当座預金・貸金庫取引、普通預金取引などについて、取引開始後も継続的に取引相手方について反社チェックを行っており、当該相手方が新たに反社会的勢力と認定された場合には、取引の規模を可能な限り縮小し、最終的には解消する方針で対応するものとされている。

具体的には、既存取引先に事情の変更が生じた場合には、営業店等が属性チェック（「信用情報照会」手続）を実施し、「情報連絡制度」手続に則り報告した情報に基づき、その都度反社認定先該当性を判定するほか、コンプライアンス統括部において、本データベースに新規に登録ないしは更新された不芳属性先情報に基づき、定例的に反社認定先該当性を判定している（みずほ銀行においては、かかる判定作業を、一般に、「事後チェック」又は「定例スクリーニング」と呼んでいる。）。

かかる事後チェックの過程で、特定の顧客が「反社会的勢力定義先」として認定された場合には、以降、当該顧客は「反社認定先」として本データベース上で分別管理される（上記ア(ア)参照）。

事後チェック（定例スクリーニング）によって新たに反社認定先との判定がなされた取引先については、本部及び営業店において反社認定先として管理し、関係解消に向けた施策が実行される。加えて、当該取引先の関連先についても、反社会的勢力該当先に当たらないかを調査することとされている。

エ 取締役会及びコンプライアンス委員会への報告

みずほ銀行においては、こうして得られた与信取引、与信取引以外の資金提供取引、当座預金・貸金庫取引、普通預金取引などにおける反社該当の有無の情報（上記ウ）をもとに、コンプライアンス統括部において取引種類に応じて一定周期（月次・四半期・半期・年度）毎に取引解消に向けた個別の対応方針を定め、取引解消のための具体的施策を実施してきた。

かかる取組みの結果については、コンプライアンス統括部部長による四半期毎のコンプライアンス委員会への報告を実施し、最終的にはコンプライアンス

委員会における質疑を経て取締役会へと報告される。

このような取組みを経て、旧 3 行の統合（下記 4 (1)）以後、みずほ銀行における本キャプティブローンを含む提携ローン以外の与信取引における反社認定先の取引額の残高は、平成 25 年 3 月現在、平成 14 年 3 月時点におけるその 10 分の 1 弱まで低下してきており、当座預金・貸金庫取引及び普通預金取引についても解消が進んでいる。

（３）みずほ銀行における反社会的勢力問題を管理する組織等

みずほ銀行においては、全ての部署・各営業部店において反社会的勢力との関係遮断が推進されてきているが、反社会的勢力への対応については主として以下に記載する委員会等の組織によって管理されている。

なお、みずほ銀行は平成 25 年 7 月 1 日に、（旧）株式会社みずほコーポレート銀行（以下「みずほ CB」という。）を存続会社とし、（旧）株式会社みずほ銀行（以下「みずほ BK」という。）を消滅会社とする吸収合併によって成立したところ、以下の組織の名称及び役割等については、みずほ銀行とみずほ BK において基本的に異なるところはない。

ア コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、経営政策委員会の一つとして、コンプライアンスに係る事項の審議・調整・報告がなされる機関であり、委員長（頭取）、副委員長（執行役員の中から、頭取が指名する者 1 名）、委員（企画グループ長、リスク管理グループ長、人事グループ長、IT・システムグループ長、事務グループ長、コンプライアンス統括グループ長、内部監査部門長）、特別委員（役員以外から頭取により選任された若干名）、事務局（コンプライアンス統括部）によって構成される。

コンプライアンス委員会は、原則として 3 か月に一度開催される。

経営政策委員会規程第 6 条及び同別表によれば、コンプライアンス委員会の審議・調整事項は以下のとおりである。

- ① コンプライアンス統括に関する事項の審議・調整
- ② 反社会的勢力への対応に関する事項の審議・調整
- ③ 事故処理に関する事項の審議・調整
- ④ その他、委員長が審議・調整の必要ありと認めた重要な事項に関する審議・調整

イ コンプライアンス統括部及び同部渉外室

(ア) 所管事項等

コンプライアンス統括部は、コンプライアンス統括、事故処理、お客さま保護等管理統括、商品等説明管理統括、利益相反管理、市場業務および登録金融機関業務のコンプライアンス、反社会的勢力への対応、情報管理、外部金融犯罪に係わるセキュリティ統括、偽造・盗難カード、マネー・ローンダリング対策、外為法令等遵守、金融 ADR への対応、に関する事項を分掌する。

同部に設置された渉外室は、反社会的勢力との関係遮断に関わる事項全般について専門的に対応する役割を担い、具体的には以下の職務を行う。

- ①反社会的勢力の認定・解除
- ②反社会的勢力との取引未然防止・取引拡大防止にかかわる本部・営業部
店宛て指示・指導
- ③反社会的勢力との取引解消に関わる施策の立案
- ④反社会的勢力との取引解消に関わる営業部店宛て指示・指導
- ⑤営業部店における反社会的勢力からのクレーム対応時におけるサポート
- ⑥本館に来館する反社会的勢力との面談・交渉
- ⑦グループ会社の反社会的勢力との関係遮断に関わる指示・指導
- ⑧警察対応窓口

(イ) 反社認定先の判定作業

反社会的勢力の認定については、渉外室は、上記(2)ウの事後チェックに相当するものとして、「定例スクリーニング」と呼ばれる作業を行う。定例スクリーニングにおいては、対象取引（与信取引、与信取引以外の資金提供取引、当座預金・貸金庫取引、普通預金取引など）について、上記(2)ウ記載の手続により、渉外室として個別に反社／非反社の認定（反社認定先の判定）を行う。かかる定例スクリーニングのほか、営業部店が自店の与信先に関して不芳属性先情報を入手し、みずほ FG のコンプライアンス統括部信用情報管理チームに対して当該情報を報告した場合にも、渉外室が「都度反社判定」と呼ばれる個別の反社／非反社の認定（反社認定先の判定）作業を行う。かかる「反社認定先」の判定の作業は、多数の資料に基づく事実関係の確認や実質的な判断を伴う困難な作業であって、一人（一顧客）当たり、通常、数時間を要する。

これらの手続によって認定された反社認定先の認定解除も渉外室の所管である。

(ウ) コンプライアンス委員会への報告等

コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第3条③は、みずほ銀行及び重点管理会社に係る反社取引について、コンプライアンス統括部が、コンプライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとしている¹⁰。

その他に、コンプライアンス統括部渉外室が、みずほ FG のコンプライアンス統括部に対して、四半期ごとに反社会的勢力との取引の状況について報告するものとされているが、当該報告に際しては、事前にみずほ銀行のコンプライアンス委員会への報告が行われていることが前提となる¹¹。

また、コンプライアンス統括部渉外室は、関連会社から、既往認定先については、毎年3月末日と9月末日を基準日として、新規認定先については、毎年3月末日を基準日として、それぞれ定例報告を受け、その内容をみずほ銀行のコンプライアンス委員会に報告するものとされる。

なお、みずほ BK のコンプライアンス統括部においては、規程上の根拠はないものの、各年度毎に部としての業務計画を作成していた。また、コンプライアンス統括部渉外室においては、平成 22 年ころから、部の業務計画の前提として半期ごとに業務計画を策定しており、半期ごとに、当期の計画の達成状況を確認するとともに、翌期の計画の策定を行っていた。しかし、平成 24 年を経過したころに、業務計画を策定するという実務は中止された。

ウ コンプライアンス専管者

みずほ銀行の個人ユニットにおいては、個人ユニットの業務についてコンプライアンスの確保を図るため、別途、同ユニットを担当する個人ユニット長に直属するコンプライアンス専管者が設置されている。

コンプライアンス専管は、個人ビジネス全体に係るコンプライアンス企画、個人ユニットの業績推進に係る顧客保護等の企画・推進及びコンプライアンスの指導を行う専管者であるが、具体的な反社チェックの仕組みの構築や反社認

¹⁰ もっとも、みずほ BK の反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルールにおいては、担当役員に対する月次報告についての記載があるものの、かかる頭取報告については特に言及されていない。

¹¹ みずほ BK の反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルール。

定作業等は上記のとおり専らコンプライアンス統括部渉外室で行われている。

3 本件で問題となった販売提携ローンの仕組み

本件で問題となった販売提携ローンの仕組みは、以下に記載するとおりである。

なお、みずほ銀行においては、オリコ以外の信販会社を保証会社とする販売提携ローンも取り扱っているものの、本業務改善命令において示された問題点には、いずれも「反社会的勢力との取引が多数存在することを認識していた」ことが含まれ、後述するとおりかかる認識が問題となったのはオリコとの販売提携ローンであることから、以下では、特に断らない限り、オリコを保証会社とする販売提携ローン（以下「本キャプティブローン」という。）を前提とする。

（１）基本的な仕組みと契約関係¹²

ア 基本的な仕組み

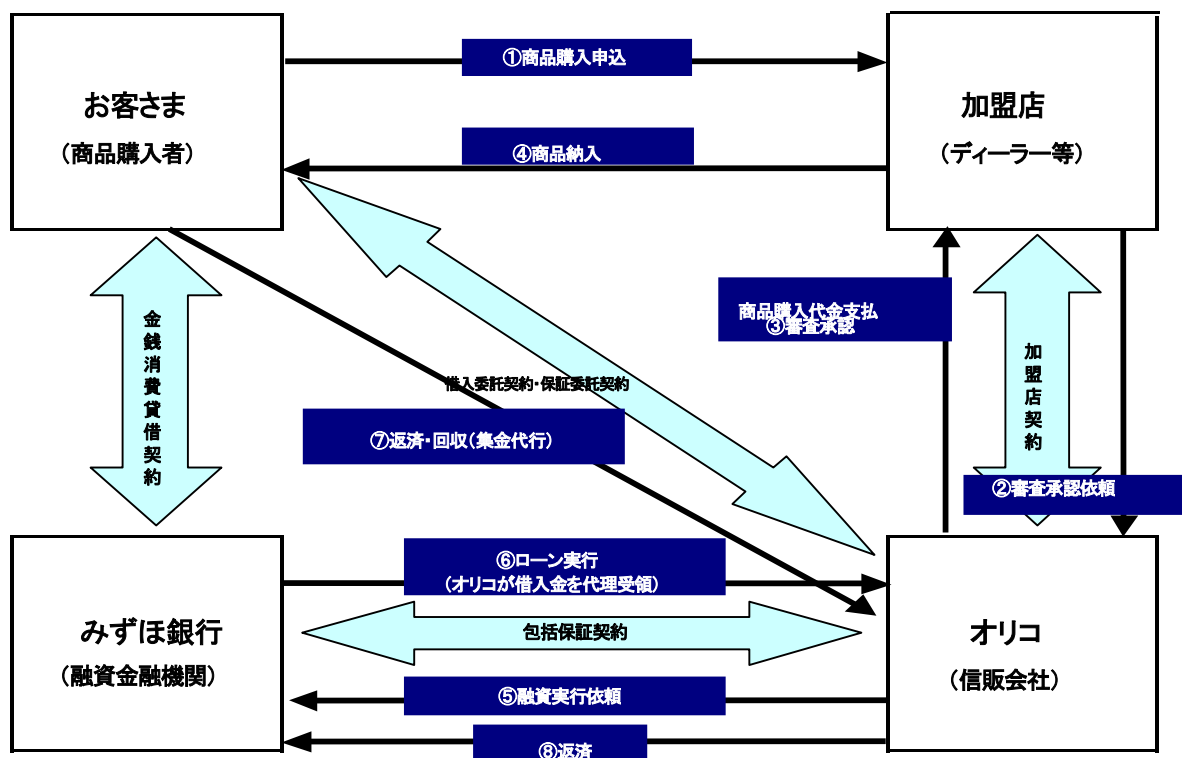
本キャプティブローンは、金融機関が商品・役務を提供する業者（加盟店）との間で提携契約を締結し、当該商品・役務を購入する顧客に対して購入資金のローンを行う３者型の提携ローンとは異なり、信販会社において加盟店との間で提携契約を締結し、金融機関は信販会社を通じて顧客に対して購入資金相当額のローンを実行し、そのローン債権は信販会社が管理し、分割弁済金も信販会社に振り込まれ、信販会社は提携金融機関にその支払を保証して顧客から保証委託手数料を受領し、提携銀行は信販会社から分割弁済金を受領するという４者型の提携ローンである。

本キャプティブローンにおいては、顧客が、オリコの加盟店で分割払いにより商品を購入すること（又はサービスの提供を受けること）を希望する場合に、オリコにおいて、加盟店を通じて顧客の申込みを受け、これを審査し、承諾したときは、顧客の商品購入代金（又はサービス代金）をオリコが一旦支払い、一定期間経過後、当該期間に集積した大量の取引について、オリコが当該顧客を代理してみずほBKから融資金をまとめて受領し、ここにみずほBKと顧客との間に直接金銭消費貸借契約が成立するとともに、オリコが当該顧客の連帯保証人となる。

¹² 本キャプティブローンは、第一勧銀に始まり、みずほBK及びみずほ銀行が継続して取り扱ってきたものであるが、ここでは、特に明示しない限り、みずほBKが取り扱っていたものを前提とする。

本キャプティブローンは、例えば、顧客が自動車ディーラーや家電量販店等から自動車やテレビ等を購入したり、住宅のリフォームをする際などに利用されることなどから、銀行による融資金の使途は、具体的な商品の購入代金やサービス代金の支払いに限定されることとなる。

図 3



顧客が本キャプティブローンを利用して商品の購入を希望した場合における具体的な手続は、次のとおりである（上記図3参照）。

- ① 顧客が、加盟店の店頭で、オリコのローン契約書（兼借入委任・保証委託契約書）に所要事項を記入し、加盟店において、顧客からの商品代金に係る融資の申込受付を行う。
- ② オリコは、加盟店から、上記の所要事項が記載されたローン契約書をFAXで受け付け（顧客の審査承認依頼）、オリコのデータベースを用いて、当該顧客が反社会的勢力であるか否かの確認作業を含む審査を行う。
- ③ オリコの審査において、当該顧客が反社会的勢力に該当するとは認められず、かつ、その他の支障も認められずに審査が承認（決済）された場合には、オリコから加盟店に対して商品購入代金等の資金が交付される（オリコの資金立替発生）。
- ④ 加盟店は、オリコからの審査承認通知を受け、顧客に対して商品を売り

渡す。

- ⑤ オリコは、複数の所定の提携金融機関¹³の中から、当該顧客が融資を受ける提携金融機関を選択し、当該提携金融機関に対して融資の実行依頼を行う。ただし、オリコは、みずほ BK を選択した場合であっても、個別の取引毎に、みずほ BK に融資実行依頼を行うのではなく、毎月 6 回¹⁴、前回の融資実行依頼後の期間にみずほ BK が融資金融機関として選択された取引（通常、1 回の融資実行依頼当たりの取引数は数千件、取引の合計金額は数十億円となる。）についてまとめて融資実行依頼書をみずほ BK に提出し、みずほ BK に対する融資の実行依頼を一括して行う。

なお、この融資実行依頼書には、オリコのシステム上の理由から、契約番号、顧客の氏名、返済回数、購入資金、保証委託手数料、所要資金、支払利息及び融資額しか記載されておらず、みずほ BK において、みずほグループのデータベースを用いて、反社会的勢力であるか否かの確認作業（以下「反社チェック作業」という。）を行うに際して必要な情報の全てが記載されているわけではない¹⁵。

- ⑥ みずほ BK は、融資実行依頼書に基づき、（顧客の代理受領者としての）オリコに対し、融資実行依頼書に記載されていた大量の取引について一度に融資を実行する。このみずほ BK から（顧客の代理受領者としての）オリコに対する融資金の支払時点において、当該融資実行依頼書に記載されていた個々の顧客とみずほ BK との間で、法形式上、金銭消費貸借契約が個別に成立する。オリコは、みずほ BK との間の包括保証契約に基づき、顧客のみずほ BK からの借入債務について連帯保証をする。

なお、みずほ BK による融資金額（オリコが顧客に代わって受領する金額）は、商品・役務の購入代金（オリコによる立替払金）と保証委託手数料の合計額となっており、オリコは、みずほ BK からの融資金の実行時点で保証委託手数料の前払いを受ける。

- ⑦ その後、オリコは、顧客から、口座振替で、原則として毎月顧客のみずほ BK に対する弁済金（融資金割賦及び利息）を受領する（残高照会対応や残高明細書の発行を含め、顧客窓口業務も全てオリコに委託されている。）。

¹³ オリコの店舗兼訪問販売用オートローン申込書兼オリコカード入会申込書の雛形においては合計 22 の金融機関が「融資金融機関」として記載されている。

¹⁴ 商品によっては、毎月 1～3 回の場合もある。

¹⁵ 本キャプティブローンの顧客は、みずほ BK の顧客登録システムである CMR（Customer Management Record）による管理の対象とならない。

- ⑧ オリコは、⑦のとおり顧客から受領した弁済金（融資金割賦及び利息）をその月分を定時に一括してみずほ BK に返済する（オリコは顧客から上記⑦のとおりみずほ BK に対する弁済金を毎月一定の日に代理受領し、その 2 営業日後にみずほ BK にこれを送金する。）。

以上のとおり、本キャプティブローンは、

- (i) 取引の無作為性
個々の債務者（顧客）は、契約の相手方となる金融機関を選択できず（オリコにおいて選択し、後日通知される。）、金融機関側も個々の債務者を選択できない点、
- (ii) 直接接触の不存在
オリコ（及びその加盟店）が、顧客に対する与信判断から回収までの全ての顧客窓口業務を執り行い、みずほ BK は、取引の一連の流れの中で、一度も顧客との間で直接接点を持つことがない点、
- (iii) バルク性
みずほ BK においては、簡易な顧客情報に基づき、数千という大量の顧客との取引をまとめて融資実行する点、
- (iv) 自行債権性
そうであるにもかかわらず、法形式上は、みずほ BK（債権者）と個々の顧客（債務者）との間で、金銭消費貸借契約が成立する点、
- (v) 購買連動性
資金使途が具体的な商品の購入代金やサービスの代金への充当に限定される点

において、際立った特徴を有する。

なお、このような本キャプティブローンの仕組み（上記(i)無作為性、(ii)直接接触の不存在及び(iii)バルク性）からは、そもそもみずほ BK において取引の相手方の選択権はなく、仮に、みずほ BK が本キャプティブローンの融資を実行した顧客の中にたまたま反社会的勢力が紛れ込んでいたとしても、みずほ BK と当該反社会的勢力との間に人的な癒着が発生することとなるものではなく、また、本キャプティブローンの融資の取引期間中にみずほ BK と当該顧客との間に人的な癒着が生じることも考えられない。また、本キャプティブローンの顧客の中に反社会的勢力に属する者が含まれているとしても、当委員会による調査の過程において、それらの者とみずほ BK の行員が人的に癒着していることを示すような徴表は認められなかった。

イ 関連する契約書の状況

(ア) みずほ BK と顧客の間で成立する契約内容

本キャプティブローンに関しては、顧客（債務者）とみずほ BK（債権者）の間において金銭消費貸借契約が法律上成立してはいるものの、両者間で直接書面としての金銭消費貸借契約証書は締結されていない。

顧客（債務者）とみずほ BK（債権者）の間の金銭消費貸借契約は、顧客（債務者）から委任を受けたオリコが、顧客（債務者）の代理人として、みずほ BK その他の提携金融機関（債権者）との間で締結し、その内容は、顧客が加盟店を通じてオリコとの間で締結するローン契約書兼保証委託契約書（以下「ローン契約書」という。）によって規定されている。

顧客（債務者）がオリコとの間で締結するローン契約書¹⁶の概要は、以下のとおりである。

当事者		申込者 会社：オリコ
前文		✓ 申込者は、以下の条項を承認の上、申込者が販売店との間で締結する売買契約に基づき購入する車両等の現金価格合計から頭金を除いた額の支払債務について、会社が販売店に立替払いする方法（以下「立替払方式」という）又は会社の連帯保証のもとに申込者が融資金融機関から借り入れる金員を申込者に代わって受領して販売店に支払う方法（以下「提携ローン方式」という）の何れかの方法により、販売店に支払うことを会社に委任する。但し立替払方式は、融資金融機関の貸付条件に合わないときに利用する。 ✓ 尚、(略) 提携ローン方式による場合は、下記借入委任契約条項、金銭消費貸借契約条項、保証委託契約条項及び共通条項の適用を受ける。
借入委任に関する契約条項	借入委任 (第1条)	✓ 申込者は、提携ローン方式による場合に備え、金銭消費貸借契約条項の借入要領により、借入先の決定、借入契約の締結及び借入金の受領に関する一切の権限を会社に委任する。
金銭消費貸借契約条項	借入要領 (第1条)	✓ 申込者は、融資金融機関より残金に保証委託手数料を加えた額を借受ける。
	返済要領 (第2条)	✓ 申込者は、融資金融機関が返済金の取立て、受領に関する一切の権限を会社に委任したことを認め、分割支払金を会社に対して支払う。
	期限の利益喪失 (第4条)	✓ 申込者が次の各号の何れかに該当したときには、申込者は、何ら通知、催告することなく直ちに期限の利益を失い、残債務全額を一括請求されても異議なきものとする。 ① 借入金の返済を1回でも遅滞したとき。 ② 立替払契約条項第3条(1)②~④[略:信用不安事由]の何れかに該当したとき。
保証委託契約条項	保証委託 (第1条)	✓ 申込者は、融資金融機関から借入金を借入れるにあたり、会社に連帯保証を委託する。

¹⁶ 「【店舗販売用】オートローン申込書兼オリコカード入会申込書 (13/04) お申し込みの内容(1)」に基づく。

	保証委託手数料 (第2条)	✓ 申込者は、会社に対し、会社が融資金融機関より代理受領する借入金から控除する方法にて、保証委託手数料を前払いする。
	保証債務の履行 (第3条)	✓ 会社は、申込者に通知、催告することなく、いつでも融資金融機関に対し保証債務を履行できる。
	事前求償権 (第4条)	✓ 立替払契約条項第3条(1)(2)に定める事由に該当したときには、会社は、申込者に対し保証債務の残債務全額について事前求償権を行使できる。
	求償権 (第5条)	✓ 会社が保証債務を履行したときには、会社は、申込者に対し求償権を行使できる。
共通条項	契約成立時点 (第1条)	✓ 借入委任契約、支払委託契約、保証委託契約及び立替払契約は、会社が所定の手続をもって承諾し、販売店に通知したときに成立する。[以下略]
	反社会的勢力の 排除 (第5条)	✓ (1) 申込者又は連帯保証人予定者は、申込者又は連帯保証人予定者が、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前各号に準ずる者 ✓ (2) 申込者又は連帯保証人予定者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行なわないことを確約する。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 ✓ (3) 申込者又は連帯保証人予定者が、(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、会社は直ちに本契約を解除することができ、かつ会社に生じた損害の賠償を請求することができる。

以上のとおり、ローン契約書は、「立替払契約条項」¹⁷、「借入委任に関する契約条項」、「金銭消費貸借契約条項」、「保証委託契約条項」及び「共通条項」から成る。

この点、みずほBKと顧客との間の金銭消費貸借契約の内容となる「金銭消費貸借契約条項」においては、暴排条項が存在しない。「共通条項」には暴排条項が規定されているものの、「金銭消費貸借契約条項」における期限の利益の喪失事由や解除事由等としては援用されていない（なお、かかる暴排条項に違反した場合にオリコにおいて契約を解除することができることは明示されており、また、「立替払契約条項」においては期限の利益喪失事由として明定されている。）。

みずほ銀行によれば、全銀協において暴排条項の参考例が策定された頃から、

¹⁷ 本キャプティブローンには適用されないため、上記契約条項の概要の表からは、記載を省略している。

法人向け・個人向けを問わず全ての融資契約について暴排条項の導入を進め、平成 23 年にはこれが完了していたものの、本キャプティブローンに関しては、みずほ BK（債権者）と顧客（債務者）との間で直接書面が取り交わされないことから、銀行側の暴排条項の導入の対象から漏れ、また、オリコにおいてローン契約書を改定して暴排条項を導入した際にも、みずほ BK においてはこれに関与しておらず、金銭消費貸借契約条項部分に関しては、暴排条項の表明・確約違反が期限の利益の喪失事由等に追加されないままであった¹⁸。

もっとも、下記（イ）で後述するとおり、みずほ BK とオリコとの間の契約書において、本キャプティブローンの顧客が反社会的勢力であることが判明した場合に、みずほ BK において、オリコに対して保証債務の履行を請求することができることは規定されていた。

（イ）みずほBKとオリコとの間で成立する契約内容

本キャプティブローンに関しては、みずほ BK とオリコとの間で、みずほ BK による本キャプティブローンに係る融資及びオリコによる保証等に関する条件を定める基本契約書及び協定書¹⁹のほか、各商品ごとに協定書が締結されている（上記ローン契約書の金銭消費貸借契約条項部分に当たる内容が規定される。）。

平成 25 年の本金融庁検査前における基本契約書²⁰の概要は、以下のとおりである。

当事者	甲：オリコ 乙：みずほ BK
融資の手続 (第 2 条)	✓ 甲は、丙（甲の加盟店で商品代金等の支払のため融資を受けることを希望する顧客）が乙からの借入を希望し、これに対する保証を適当と認めたときは「融資実行依頼書」に記名捺印し、乙宛に提出する。 ✓ 乙は「融資実行依頼書」に基づき融資を適当と認めたときは、所定の手続を経て融資を行う。但し、乙が融資を不適当と認めたときまたは甲の融資

¹⁸ この点は、他の信販会社との販売提携ローンについても同様である（金銭消費貸借契約に関して暴排条項はない。）。

¹⁹ 現時点において、みずほ銀行とオリコの間には、平成 18 年 10 月 2 日付「基本契約書」、平成 19 年 9 月 28 日付「変更契約書」、平成 20 年 7 月 1 日付変更契約書、平成 21 年 9 月 11 日付「変更契約書」、平成 25 年 3 月 11 日付「変更契約書」、平成 25 年 9 月 9 日付「変更契約書」、平成 18 年 11 月 30 日付「ローン条件に適合しない案件の取扱ルールに係る協定書」及び平成 25 年 9 月 9 日付「覚書」が締結されている。

²⁰ みずほ銀行とオリコとの間の、平成 18 年 10 月 2 日付「基本契約書」、平成 19 年 9 月 28 日付「変更契約書」、平成 20 年 7 月 1 日付変更契約書及び平成 21 年 9 月 11 日付「変更契約書」に基づく。

	に関する計算に誤りがあった場合には、乙はその旨を直ちに甲に連絡し、既に実行されている融資に関し誤りがある場合は遅滞なく甲・乙所定の方式（保証債務の履行）により清算する。 ✓ 乙は「融資実行依頼書」に基づいてのみ融資を実行し、直接丙に対し申込内容の意思確認はしない。 ✓ 乙は丙の印鑑証明書、住民票、資格証明書等は徴求しない。 ✓ 乙は丙の住所、氏名、印影の真偽、能力等についていっさいの責任を負わず、これらの取扱いによって生じた乙の損害は全て甲が負担する。
返済手続 (第3条)	✓ 乙は、丙に対する融資金等の集金業務を甲に委託する。 ✓ 甲は丙の約定弁済金をとりまとめのうえ、乙の銀行口座に振り込む。
集金業務委託 の解約 (第4条)	乙は、債権保全のため必要と認めたときは、甲に対する通知により甲に対する集金業務委託を解約することができる。
保証 (第5条、第6 条、第8条)	✓ 甲は、乙に対し、丙が乙に対して負担する一切の債務につき包括して連帯保証債務を負担する。 ✓ 乙が丙に対する融資金を甲の口座に振込んだ時に、甲の保証債務が成立する。 ✓ 丙との金銭消費貸借条項により、丙が乙に対する債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは<u>甲または乙が必要と認めたときは</u>、いつでも甲は丙の残存債務全額につき保証債務の履行を行う。
契約書保管 (第 10条)	✓ 甲は、丙との契約書を契約時より丙の債務完済まで保管する。 ✓ 甲は乙が丙との契約明細を確認することができるよう「融資実行依頼書」に丙の個別明細を記載する。

次に、平成 18 年 11 月 30 日付「ローン条件に適合しない案件の取扱ルールに係る協定書」の概要は、以下のとおりである。

当事者	甲：オリコ 乙：みずほ BK
手続	✓ 基本契約第 2 条第 2 項第 1 号但書に基づき、ローン条件に適合しない案件（「不適合案件」）が発生した場合、乙はその旨をただちに甲に連絡し、融資実行手続きを中止する。 ✓ 上記にかかわらず、乙が融資実行手続きを行った後に不適合案件であることが判明した場合、または、不適合案件の発生が判明した時点で乙において融資実行手続きを中止することができない場合には、乙はその旨をただちに甲に連絡し、以後所定対応により清算手続きを行う。

以上のとおり、本キャプティブローンの顧客の中に反社会的勢力に属する者が含まれていることが判明したことにより、不適合案件が発生し、又は不適合案件のあることが判明した場合には、みずほ BK は、融資実行手続きを中止するか又は清算手続きを行うことができるほか、「乙が必要と認めたとき」に該当する場合には、保証債務の履行を求めることもできるとされていた。

なお、上記基本契約書及び協定書は、本金融庁検査後、更に改定が加えられ、基本契約書第 2 条の融資の手続について、「乙がローン条件に適合しない案件と認めたとき（・・・）には、乙はその旨を直ちに甲に連絡し、甲・乙所定の方法により清算する」ことができるように明確化される（平成 25 年 9 月 9 日

付変更契約書）とともに、顧客が具体的な反社会的勢力の類型に該当する場合には、その顧客に係る案件が不適合案件に該当することが明確化された（平成 25 年 9 月 9 日付覚書）。

ここにいう「清算する」の方法としては、①オリコによる保証債務の履行（代位弁済）又は②みずほ BK が有する融資債権のオリコへの譲渡（債権譲渡）が考えられるが、後者の方法では対抗要件の具備等が求められ、これが必ずしも容易ではないことから、実際には①を用いることがみずほ銀行において想定されている。

（２）本キャプティブローンの営業政策上の意義

本キャプティブローンの残高は、以下のとおり、平成 16 年の包括業務提携（下記 4(2)イ参照）以降、その取扱いを拡大し、平成 25 年 3 月期末時点で総額 7,753 億円となっている。

単位：億円

	2004/3	2005/3	2006/3	2007/3	2008/3	2009/3	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3
個人ローン残高	117,863	116,001	116,337	119,734	119,799	121,660	121,556	122,515	119,791	119,792
キャプティブローン全体の残高	1,632	2,909	4,795	5,961	6,857	7,206	6,572	6,852	7,239	8,266
うち本キャプティブローン残高	411	1,855	3,937	5,224	6,143	6,442	5,775	6,175	6,660	7,753

本キャプティブローンの残高は、平成 25 年 3 月末時点でも、みずほ BK の個人ローン全体の残高（平成 25 年 3 月期末時点で総額 11 兆 9792 億円）に占める割合にして約 6.5%に止まるものの、本キャプティブローンは、無担保ローンであり、上記個人ローンの残高の大部分を占める住宅ローンよりもその収益率は高い。

平成 16 年の包括業務提携（下記 4(2)イ参照）の際にも、本キャプティブローンについては、相対的に信用リスクが低く、購買と連動した（資金使途が明確な）良質な個人ローンであり、かつ、消費者金融業者の行う個人ローンに比して、加盟店基盤を活用することによりローコストで効率的な拡大が望める旨が示されていた。

みずほ BK も金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律による公的資金の導入を受け、これに伴い経営健全化計画を策定したが、同行がその履行状況に関して金融庁に提出した報告書においても、個人ローンの推進に関しては、本キャプティブローンを含め、オリコとの提携ローンが重要な位置付けをもつものとして記載されていた。

また、平成 21 年当時資金繰りに苦しむ中小企業や住宅ローンの返済が困難

になった個人が急増したため、その救済を目的として、同年 12 月に中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が制定されるなど、金融円滑化についての社会の要請が高まる情勢下にあったことから、オリコと提携して行う中小企業向けローンや個人向けローンの比重がさらに高まりつつあったと思われる。

このように、本キャプティブローンはみずほ BK 及びみずほ銀行における個人ローンの営業政策上重要な位置付けを与えられてきたといえる。

これに対し、仮に、本キャプティブローンのスキームを採用しないで、みずほ銀行がオリコに直接貸付を行うとした場合、みずほ銀行としては、大口信用供与規制への抵触等の問題が生じるとともに、現行の本キャプティブローンよりもオリコに対する融資の金利は高くなり、オリコの経済負担が重くなる可能性が存する。

その意味では、本キャプティブローンは、みずほ銀行にとっても、オリコにとっても、経営上のメリットのある商品であったといえることができる。

(3) 本キャプティブローンの管理に係る部署等

平成 22 年 4 月当時のみずほ BK の各組織のうち本件に関わるものの大要は、以下の図 4 のとおりであった。

個人ローン商品の開発等は、個人グループにおいて所管していた。

本キャプティブローンについては、ローン営業開発部が担当しており、その業務フロー等を定めるキャプティブローン事務手続要領の制定・改廃もローン営業開発部において行われていた。

また、オリコとの業務連携全般は、個人グループの企画部門に当たる個人業務部が担っていた。オリコの関連会社化に際しても、個人業務部がみずほ BK 内での取りまとめを行った²¹。

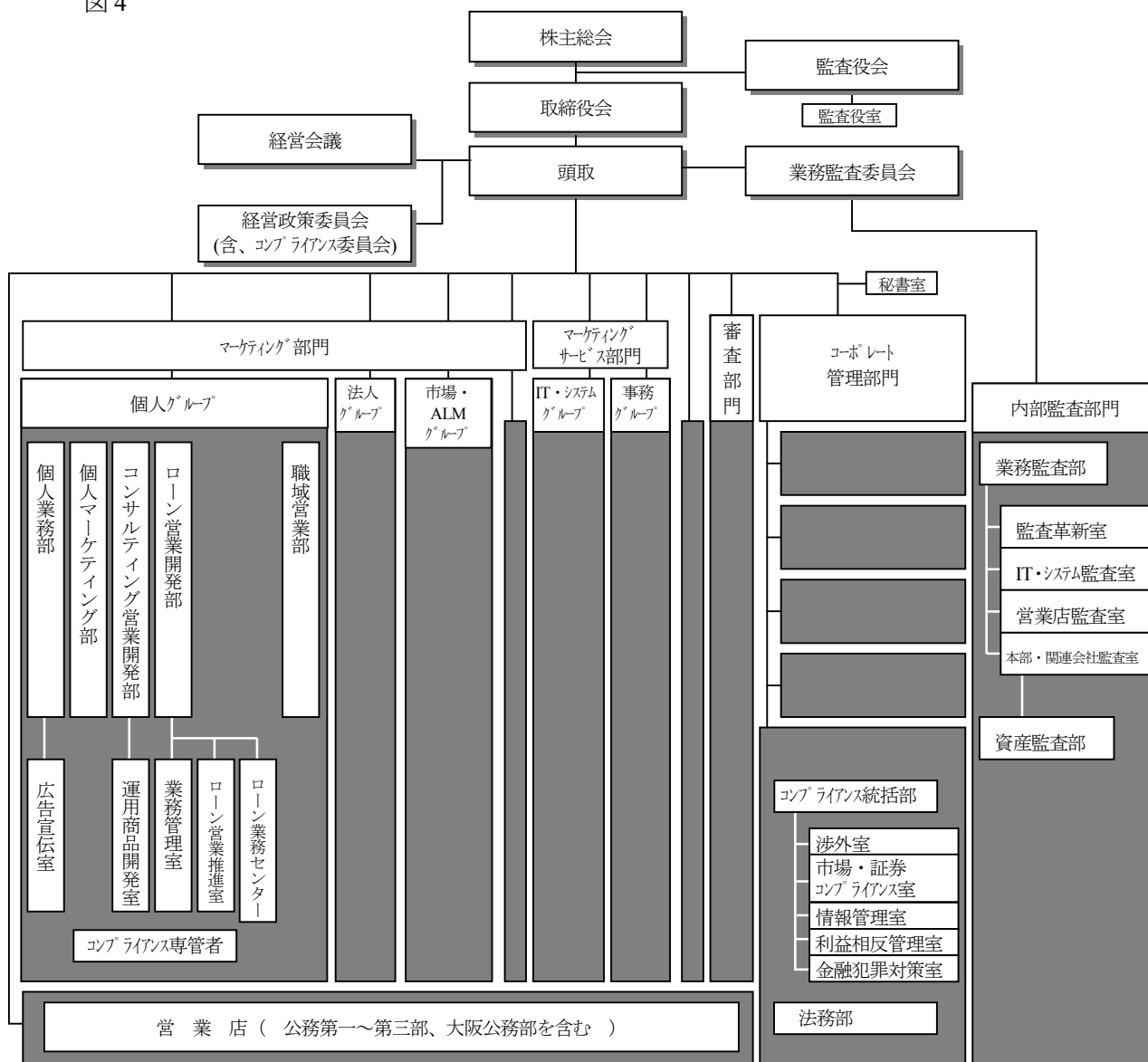
本キャプティブローンに係る反社会的勢力に係る事項を含め、みずほ BK における反社会的勢力に関する事項の管理については、一元的にコンプライアンス統括部の渉外室が担当していた。

また、本キャプティブローンに関する内部監査は、業務監査部の本部・関連会社監査室が担当していた。もっとも、持分法適用関連会社化後のオリコの監査（グループ監査としての監査）は、みずほ CB の所管であり、みずほ CB の

²¹ なお、個人グループにおいては、同グループを担当する常務執行役員に直属し、個人ビジネス全体に係るコンプライアンス企画、個人ユニットの業績推進に係る顧客保護等の企画・推進及びコンプライアンスの指導を行う組織としてコンプライアンス専管者が設置されていた。

内部監査部門によって実施されていた。

图 4



4 本キャプティブローンの取扱いの拡大とオリコとの関係強化の経緯

(1) オリコとの提携ローンの取扱いの開始と3行統合

本キャプティブローンは、平成9年3月、みずほBKの前身である（旧）株式会社第一勧業銀行（以下「第一勧銀」という。）において取扱いが開始された。

平成 11 年、第一勧銀、(旧) 株式会社富士銀行及び (旧) 株式会社日本興業銀行の 3 行による経営統合が公表され、翌平成 12 年 9 月に上記 3 行が株式移転により株式会社みずほホールディングス (以下「みずほホールディングス」という。) を設立し、各行はその完全子会社となった。

平成 14 年 4 月、各行の合併・会社分割により、上記 3 行を個人営業、国内一般事業法人営業等からなる「カスタマー・コンシューマー銀行業務」と大企業・金融法人営業、海外営業等からなる「コーポレート銀行業務」とに区分し、「カスタマー・コンシューマー銀行業務」をみずほ BK に、「コーポレート銀行業務」をみずほ CB に、それぞれ集約した。

かかる経営統合に際し、オリコは、引き続きみずほ CB の大口の法人融資先となっていた一方で、オリコとの提携ローンは、個人向けローン商品として、みずほ BK が当該商品を所管することとした。

(2) オリコに対する支援（オリコとの関係強化）と提携ローンの拡大等

ア オリコの経営難とみずほグループによる支援

オリコは、平成 12 年以降不良債権処理等により赤字に陥り、同年 3 月期には 1,615 億円、平成 13 年 3 月期には 894 億円、平成 14 年 3 月期には 178 億円、平成 15 年 3 月期には 1,023 億円の各当期純損失 (いずれも連結決算) を計上した。

これを受け、第一勧銀及びその統合後のみずほ CB は、複数回に亘り、オリコへの支援を行った。平成 13 年 3 月には、第一勧銀ほか 27 社により、オリコによる総額 434 億円の第三者割当増資を引き受け、平成 14 年 8 月には、みずほ CB 単独で総額 2,000 億円でオリコの優先株式を引き受け、更に、平成 15 年 5 月には、再度みずほ CB 単独で総額 1,500 億円でオリコの優先株式を引き受けた。

イ オリコとの包括業務提携と提携ローンの拡大

みずほホールディングスは、平成 15 年 1 月 31 日、金融庁より、中小企業向け貸出が減少しており、かつ、目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられていないことなど、経営健全化計画を自らの確に履行しようとしていないと認められたとして、業務改善命令を受けた。当時のみずほグループにおいては、金融庁による行政処分の原因となった中業企業向け金融や同様に経営健

全化計画に掲げられた個人向け金融の推進が必要であったことから、オリコとの連携は更に進み、提携ローンの取扱いも拡大した。

このような状況下、みずほBKは、平成16年7月27日、オリコとの間で、リテール分野における包括業務提携（以下「本包括業務提携」という。）を行うことについて合意し、その旨を公表した。

みずほBKは、本包括業務提携により、平成19年度までに、①個人ローンの合計残高1兆5,200億円（平成15年度との比較で増加額1兆円）、②個人無担保ローンの残高1兆3,000億円（同増加額8,000億円）、③中小法人向け提携貸出残高5,000億円（同増加額3,800億円）の達成を見込んでいた。本キャプティローンについては、既存加盟店で約5,000億円、みずほBKの法人取引基盤を活用した新規の加盟店の拡充により約1,000億円の合計6,000億円の残高増加を見込んでいた。

オリコは、平成17年3月期には黒字決算を果たし、平成17年には伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）との間で資本業務提携契約を締結して、同社から総額700億円の出資を受けるなど再建を進めた。

ウ オリコの再度の経営悪化と更なる支援の動き

その後の貸金業法改正法の制定施行や利息制限法違反の融資に関する一連の司法判断に伴う過払金返還請求の増加、債権回収環境の悪化等により、オリコの財務状態は再度急速に悪化し、平成19年3月期には連結損益で4,579億円の当期純損失を計上し、債務超過の危機に瀕することとなった。

これに対処するため、オリコは、平成19年3月、みずほCBに対する1,400億円の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、総額1,500億円の優先株式の発行²²、みずほBKとみずほCBが保有する優先株式の株式併合（10：1）などの施策を行うことを公表した。

（3）オリコの持分法適用関連会社化等

みずほグループは、平成21年2月1日より、みずほBK及びみずほCBが保有するオリコの優先株式につき、普通株式を対価とする転換権の行使が可能となったことを受け、平成21年3月、社内ワーキンググループを立ち上げ、オリ

²² みずほグループが450億円（みずほBKとみずほCBで225億円ずつ）、モルガンスタンレー証券株式会社が350億円、伊藤忠商事が300億円、DBJコーポレート投資事業組合とKKR・PEI Japan Investment I,Ltdがそれぞれ200億円。

コのグループ会社化（持分法適用関連会社化）の検討を開始し、平成 22 年 5 月 14 日、上記優先株式の転換権の行使により、オリコを平成 22 年度上期中に持分法適用関連会社とすることを決定し、これを公表した。平成 22 年 9 月 22 日、みずほ BK 及びみずほ CB は、この決定を受けて、それぞれ保有するオリコの優先株式の転換権を行使して、オリコの普通株式を取得した。その結果、みずほ BK とみずほ CB を含めたみずほグループ全体のオリコに対する議決権比率は併せて 27.2%となり、オリコはみずほグループの持分法適用関連会社となった²³。

5 オリコが関連会社となる前の本キャプティブローンに関する顧客の属性チェック体制

（１）平成 15 年における顧客の属性チェックの要否に関する検討

みずほグループにおいては、上記のとおり反社会的勢力の排除の社会的要請が徐々に高まりを見せる中、平成 15 年 9 月、信販会社（提携会社）との販売提携ローンにおける融資先の属性チェックの要否について検討を行った。その際には、本キャプティブローンを含む販売提携ローンに関して、みずほ FG のコンプライアンス統括部は、同月 18 日、オリコ側が独自の保証審査を実施することを前提として、みずほグループとしての属性チェックは不要であると整理し、その旨を関係各部に通知した。

その理由としては、①取引実態は提携会社への貸出に近いこと、②みずほグループが債務者と直接接触せず、債務不履行時には保証人である提携会社が代位弁済するため、反社とのトラブルリスクやレピュテーションリスクが小さいこと、③資金使途が自動車や家電製品等の商品購入代金として明確であり、債務者に使途自由な資金提供を行うわけではなく、本人確認法上の本人確認義務が免除されていることが挙げられた。

以上の整理は、みずほ BK の担当者が顧問弁護士の法的意見を徴したうえで行われているが、弁護士意見は意見書のような形式で述べられておらず、担当者のメモとして残されているだけであるため、その詳細は必ずしも明らかではない。当該メモによれば、みずほ BK がオリコに自行の顧客属性情報を提供

²³ その後、みずほグループは、オリコに対する更なる支援を決定し、平成 23 年 2 月 3 日には、みずほ CB が保有する 1,400 億円相当の優先株式について普通株式への転換権を放棄し、更に、他の優先株式保有者（モルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社、KKR・PEI Japan Investment I,Ltd 及び日本政策投資銀行）から優先株式を買い取った。

してこれに基づいてオリコ側にその顧客の属性チェックをさせることになる
と、みずほBKが顧客情報についての守秘義務を果たせなくなるが、そのこと
が免責される正当な事由が認められるほどの属性チェックの必要性は認めら
れないという趣旨の意見であったようである。

(2) 平成16年のオリコとの包括業務提携を踏まえた検討

平成16年には、オリコとの包括業務提携を踏まえ、みずほグループ会社及
びみずほグループ外会社の保証による消費者ローン取引に係る「反社チェック
の必要性」について、平成15年の検討結果を整理する形で、みずほBKのコン
プライアンス統括部において、以下のとおりまとめられた。

	資金使途限定		資金使途自由		事業性ローン
	キャプティブローン	住宅ローン	カードローン	フリーローン	
グループ会社 (MHCG等)	必要	必要	必要	必要	必要
グループ外会社 (オリコ等)	不要	必要	必要	必要	必要

そこでは、みずほグループの会社が保証会社となるローンについては、入
口・定例（事後）ともに反社チェックは不可欠であると整理され²⁴、更に、オ
リコとの包括業務提携によって新たに取扱いが見込まれる「資金使途自由」の
「カードローン」・「フリーローン」及び「住宅ローン」・「事業性ローン」
は、原則反社チェック必要と判断しつつ、本キャプティブローンは、引き続き、
反社チェック不要と判断された。

なお、かかる整理に際しては、再度（平成15年の論点整理の際に相談した）
弁護士の見解を聴取しているが、前同様意見書などは徴求しておらず、見解を
聞いた担当者のメモ²⁵が残されているだけである。これによれば、キャプティ
ブローンが、各種考慮要素を踏まえ総合判断で反社チェック不要と整理できる
ぎりぎりのラインであり、特に資金使途の限定のないカードローン等について
反社チェックを不要と整理することは困難であるという見解が示されたよう
である。

²⁴ かかる整理は、みずほFGのコンプライアンス統括部社会責任推進室「クレジット産業界に属
する当行グループ会社の属性チェックについて」の整理に基づく。

²⁵ 平成16年9月16日付「他社保証口消費者ローンにかかる反社チェックの必要性について」

(3) 平成 18 年の各種論点整理

本キャプティブローンについては、債権者たるみずほ BK と債務者である顧客との間には一切接触がなく（金銭消費貸借契約証書（書面）も作成されない。）、融資実行時には債務者側の借入代理人であるオリコが、融資実行後は債権者側を代理して回収に当たることなど、特殊な仕組みとなっていることから、みずほグループ内においても、法令遵守、融資管理等の様々な視点からの検討がなされてきた。

平成 18 年 3 月には、みずほ BK は、本キャプティブローンに関する問題点を洗い出し、①オリコの保証審査基準、②オリコにおける契約書類の保管状況、③コミングル・リスク²⁶、④その他法務・コンプライアンス上・与信管理上の論点についての検討が行われた（以下「平成 18 年論点整理」という。）。

平成 18 年論点整理においては、みずほ銀行と顧客との間の金銭消費貸借契約の成立の有無が重要な問題となっていたところ、これらの論点については金融庁に対しても意見照会を行った上で、いずれも当時の取扱いに大きな問題はないものと整理された。

かかる平成 18 年論点整理に際しては、属性チェックの要否は検討事項として明示されていなかったものの²⁷、他の論点に付随して反社チェックに関しても議論がなされた。

しかし、基本的には平成 15 年 9 月の整理を踏襲したに止まり、オリコによる保証審査とは別に、みずほ BK サイドにおいて、属性チェック（反社チェック）をすることは引き続き不要であるとされた。

その後も、平成 20 年 3 月に、本キャプティブローンの事務フローの見直しに際して、金銭消費貸借契約証書（書面）が存在しないことについて再度検討を行ったが、そのときには本キャプティブローン等についての属性チェックの要否に関して特段の議論はなされなかった。

(4) オリコの関連会社化前の検討状況のまとめ

²⁶ オリコの破綻時等において、オリコの固有財産と本キャプティブローンの弁済としてオリコに留まっている金銭が分別不能となるリスク。

²⁷ (i) 金銭消費貸借証書がなくとも金銭消費貸借契約が成立するか、(ii) 銀行の固有業務としての貸付の性格を有しているか、(iii) 保証会社及び加盟店が銀行の固有業務たる貸付けの代理を行っていないか、(iv) 銀行による回収業務の委託はサービサー法に抵触しないか、(v) 本人確認法による本人確認を行っているか、といった点が要検討事項として示されていた。

以上のとおり、みずほグループにおいては、平成 15 年以降、本キャプティブローン等の販売提携ローンについて、信販会社とは別に、自らのグループにおいて独自に顧客の反社会的勢力該当性その他の属性チェックを行う必要性の検討を行ってきたものの、オリコの関連会社化の話が具体化するまで、その必要性はないという平成 15 年時点の整理が踏襲されてきた。

6 オリコの関連会社化に伴う属性（反社）チェック体制の変更

（１）オリコの関連会社化に向けた検討の開始

遅くとも平成 20 年夏頃には、オリコをグループ会社化した場合の主要論点の調査が、みずほ BK の個人業務部を中心に、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の実務担当者レベルで開始されていた。属性チェックの問題は、かかるグループ会社化の検討の初期段階から、財務的な影響等と並ぶ主要な論点の一つとして検討されてきた。

平成 21 年 1 月 9 日のみずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の担当者による打合せにおいては、本データベースを管理するみずほ FG の与信企画部から、従前に比べ、社会情勢等、外部環境が変化しているため、属性チェックの必要性を慎重に検討すべきこと、グループ会社化した場合、属性チェックのためにみずほグループとオリコで共通の情報を利用することになり、情報管理態勢構築に多大なコストが生じることなどが指摘された。みずほ BK のコンプライアンス統括部 A は、本キャプティブローンの業務フローを考慮すれば、入口チェック・事後チェック²⁸ともに導入負担が大きいとの意見を述べた。

平成 21 年 2 月に上記優先株式の転換権の行使が可能となったことを受け、平成 21 年 3 月には、オリコのグループ会社化（持分法適用関連会社化）に関する検討を行うため、みずほ BK に社内ワーキンググループが設置され、かかる検討が正式に開始された。コンプライアンス統括部からは、当時の渉外室の室長であった B が参加した。

当時、本キャプティブローンにおける属性チェックに関しては、これまで続けられてきた検討の結果から、「キャプティブローン実行時の不芳属性チェック実施に向け、段階的に体制を構築」することが課題として認識されていた。

²⁸ 一般的な入口チェック・事後チェックの考え方については上記 2(2)イ・ウを、本キャプティブローンにおける入口チェック・事後チェックの考え方については下記 6(4)を参照。

ワーキンググループは、個人業務部において取り纏めを行い、各課題への対応に関する具体的な検討は、各所管部に委ねられ、属性チェックの問題については、コンプライアンス統括部が検討することとなった。

(2) 弁護士意見の再取得

平成 21 年 3 月 16 日、みずほ FG のコンプライアンス統括部の担当者 2 名及びみずほ BK コンプライアンス統括部の A が、弁護士と面談し、本キャプティブローンの属性チェックの必要性について相談した。

この際の弁護士意見については、これを聞いた者が作成した面談録が残されているのみであるが、これによれば、弁護士意見の概要は、以下のとおりであった。

- ・ [注：オリコが] 完全子会社化された場合には、「反社排除の結果の一致」（自己査定の整合性確保等）が求められるものの、（持分法適用会社等）それ以前のグループ化の過程において、オリコ独自の反社排除を許容することに違和感はない。
- ・ 反社排除は、法令等によりそのレベル感が示されている訳ではないので、業界慣行（同業他社動向）や業界としての自主規制ルール、関係法律等を管理すべき親会社が判断していくほかない。
- ・ ただ、社会通念上求められる反社排除の水準や、レピュテーションは、経年変化していくので、（親会社は）経営管理をする上で、反社排除のレベル感を（グループ同一まで）高めていく努力を行う必要はあるだろう。
- ・ 犯罪収益移転防止法²⁹により割賦販売等における本人確認が免除されていることは、（現時点では）資金使途不明の資金が顧客に渡ることはないという法律上の整理だが、法律施行規則レベルなので今後変わる可能性はあり得る。
- ・ オリコ自身がどのレベルで反社チェックするべきかについても、BK サイドでのチェック同様、業態としての独自の判断がある。

みずほ FG のコンプライアンス統括部においては、このような弁護士意見も踏まえ、グループ会社化後は、レピュテーションリスクの増加、守秘義務違反のリスクが無くなること及びみずほ BK/オリコの債務者区分の整合性が求められることから、本キャプティブローンに関し、みずほグループとしての属

²⁹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年 3 月制定、平成 20 年 3 月施行）を指す。以下同じ。

性チェックを実施する必要性があると判断した³⁰。反社排除レベル強化の進め方については、弁護士意見に基づき、本キャプティブローンの商品性を踏まえ、業界慣行や業界自主規制ルール、関係法令に従った取組みレベルとすることで問題はないとも認識した。

かかるみずほ FG における整理は、みずほ BK とも共有され、みずほ BK においてもオリコの関連会社化に伴う属性チェックのあり方について検討が進められた。

(3) サンプルテストの実施

みずほ BK のコンプライアンス統括部は、上記弁護士意見及びみずほ FG の整理も踏まえ、複数考えられる属性チェックの方法のうち（下記 6(4)参照）、少なくとも事後チェックは必要であると判断し、その旨を西堀利代表取締役頭取（当時）（以下「西堀」という。）に報告した。これを受け、西堀は、その時点でのオリコにおける反社排除の状況を把握するため、サンプルテストを行うよう指示した。

みずほ BK のコンプライアンス統括部は、オリコから本キャプティブローンの債務者に関するサンプルデータ 3,000 件の提供を受け、同データがみずほ FG の保有する不芳属性先情報と突合可能な形式であるかどうか、及びサンプルデータの中に不芳属性先がどの程度含まれるか等を検証した。

かかる検証により、両データの突合が可能であること、含まれる比率は不芳属性先数〇〇〇〇、（みずほ基準の）反社該当〇〇〇〇であり、みずほ BK の他のローン（約 2,900 千件）における不芳属性先数〇〇〇〇、反社該当〇〇〇〇をやや上回るという結果が得られた。

かかるサンプルテストの結果は、コンプライアンス統括部渉外室作成の平成 21 年 4 月 10 日付「オリコキャプティローンの NC テスト実施結果について」と題する書面に基づき、個人業務部から、西堀に報告された。

当該書面には、以下の所見が記載されていた。

- | |
|---|
| (1) オリコ社からの提供データについては、問題なく MHFG [注：みずほフィナンシャルグループ] データとの突合ができたため、グループ化後は、データの受け渡し体制等の整備は必要であるが、現状、大きなシステム構築等の負担はないものと推測 |
|---|

³⁰ 平成 21 年 3 月 16 日付「＜提携消費者ローン（オリコ/キャプティブローン）の債務者に対する反社属性チェックの必要性について＞」と題する書面

- される（但し、オリコ社側のシステム更改等によっては別途手当要）
- (2) ネガティブチェック [注：属性チェック] 結果については、当行の結果と比べて、不芳属性先ベースでやや上回る比率となったものの、オリコ社では MHFG 情報による入口反社チェックを実施していないため特段の違和感はないものと思料。
- (3) なお、今後オリコがグループ会社となり、当行と同一レベルで反社チェックを実施した場合の事後チェックの担い手は渉外室となる可能性が高いため、今後警察当局等への確認作業も含め多大な体力負担が発生する見込みであり、スムーズな反社判定に向けた体制構築の検討が必要。

（４）属性チェック体制のあり方の検討

みずほ BK は、上記(2)の弁護士意見や上記(3)のサンプルテストの結果も踏まえ、いかなる属性チェック体制を構築すべきかについてさらに検討を進めた。

上記 3(1)アのとおり、本キャプティブローンにおいては、①顧客の加盟店に対する申込み、②加盟店からオリコへの顧客の審査依頼、③オリコの審査を経た上でオリコから加盟店に立替払い、④加盟店による顧客への商品の販売、⑤オリコからみずほ BK への融資実行依頼、⑥みずほ BK による融資の実行といった流れで、みずほ BK と顧客の間の金銭消費貸借契約が成立する。

したがって、本キャプティブローンに関する属性チェックの方法は、大要、以下の３つがありうる。

類型	審査時点	新規融資防止 (グループ単位)	新規融資防止 (BK 単位)	DB 共有 ³¹
入口チェック	オリコ立替払前	可能	可能	必要
	銀行融資実行前	不可	可能	不要
事後チェック	銀行融資実行後 (注)	不可	不可	不要

(注) 事後のチェックの場合も、事後チェックの結果、反社認定がなされた具体的な反社情報について、オリコに還元し、オリコのデータベースに取り組むのであれば、当該反社認定先については、将来的には入口チェックで排除することができるようになる。

本キャプティブローンもみずほ BK による顧客に対する直接の貸付債権（直貸し）であって、みずほ BK による与信取引である以上、別段の取扱いをしないのであれば法令等やみずほ BK の法的義務（守秘義務）に抵触するといった

³¹ キャプティブローンの債務者に限らず、本データベース全体をオリコと共有する必要があるか否かを示す。

理由がない限り、みずほ BK の他の与信取引と同様に、入口チェックと事後チェックのいずれをも実施するのが本来あるべき姿である。

また、入口チェックの実施方法（審査時点）についても、関連会社からの資金提供は、みずほグループからの資金提供に他ならないという点を重視すれば、合理的理由がない限り、オリコによる立替払いの前に（みずほグループ基準で）審査を行う方法で入口チェックを行うべきである。

しかし、みずほ BK と信販会社であるオリコとでは、反社会的勢力の排除に係る体制整備の状況に大きな隔たりがあった。

オリコは、平成 20 年 7 月にデータ管理室という専門部署を設置して反社情報の収集を開始し始めたところであり³²、反社会的勢力の管理に係る規程等の整備といった情報管理体制も構築しておらず、顧客との契約条項における暴排条項も導入していないなど、体制整備の途上にあった。このような状況下にあることから、みずほ BK は、オリコキャプティブローン顧客について³³、事後チェックを実施するということだけについても、以下のような課題があると認識していた。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) MHFG の不芳属性先情報の共同利用<ul style="list-style-type: none">・個人情報の共同利用・オリコにおける情報管理体制の整備(2) オリコにおける反社排除基本方針の制定等、反社排除体制の構築<ul style="list-style-type: none">・独自の体制は構築済みであるが、みずほ基準への引き上げ(3) 反社チェックのためのデータ整備<ul style="list-style-type: none">・MHFG フォーマットへの変換(4) 反社判定のための体制整備<ul style="list-style-type: none">・BK コンプラ部での受け入れ態勢の整備・反社認定先の管理手法（取引解消施策等）の制定 |
|--|

また、みずほグループの不芳属性先の範囲は相当広範囲にわたっており、仮に入口チェック（顧客から申込みがなされた際に、オリコが行う保証審査にお

³² オリコにおける反社情報の収集は、基幹システムとは別個の「 」と呼ばれるデータベース上で行われた。

³³ その後、オリコは、関連会社化の検討過程におけるみずほグループ側の要請等も踏まえ、平成 21 年 10 月には、基幹システムにおいて反社情報に係る登録コードを新設してその登録を開始し、平成 22 年 4 月には「反社会的勢力対応規定」を定めるなど、その体制整備を進めていった。

いて、みずほグループの不芳属性先情報を用いること）を導入するとすれば、反社会的勢力に該当せず、かつ、信用上は必ずしも問題のない顧客を審査で落とすことになり、通常複数の信販会社と取引をする加盟店において、オリコを避けるようになり、ひいてはオリコの営業力・競争力の低下等が生じることが懸念された。

これらの課題を検討した結果、コンプライアンス統括部の A らは、本キャプティブローンからの反社会的勢力の排除等の管理（以下「反社管理」という。）の手法としては、まずは事後の反社チェックに重点を置いた体制の整備を進め、段階的に属性チェックのレベルを引き上げていくという方針を平成 21 年夏頃までに決定した³⁴。この決定を記載した文書には、その理由として以下のとおり記載されている。

■固有の課題	・みずほ BK の個別債務者向けローンであること ・みずほ BK とオリコとの間の債務者区分の整合性を確保する必要があること
■商品性・業界慣行	・クレジット産業業界の自主ルール ・入口チェック導入による商品性劣化（他行競合） ・関係法令（本人確認が不要な商品であること）
■弁護士見解	・反社排除レベル強化はグループ会社化の過程では業界慣行・自主ルール等に沿ったレベルで可

この資料には、今後の課題として、「①本キャプティブローンにおける反社入口チェックの導入の可否及び②本キャプティブローン以外の商品にかかわる反社チェックの導入の可否」が記載されていた。

その後の平成 21 年 9 月にコンプライアンス統括部が作成した資料には³⁵、オリコのグループ会社化までの間には情報交換等における制約があることから、事後チェックについて検討を進めること、また、グループ会社化がされた後には、以下の事項を検討する必要があることが記載された。

³⁴ A 作成資料「オリコグループ会社化における反社チェック体制について」

³⁵ 平成 21 年 9 月 17 日付「オリコ社に関わる不芳属性先対応について」（コンプライアンス統括部）

項目	内容	備考
反社排除体制の整備	両指針[注：政府指針及び監督指針]を踏まえ、MHFG 基準との平仄	コンプライアンスの基本方針、反社対応部署、反社情報収集、社内体制等
コンプライアンスの管理区分	グループ化後の状況に応じ決定	当初は、「独自管理会社」が適当なイメージ
情報管理体制の整備	MHFG 基準との平仄	■■■■情報取扱を許容するための前提条件
■■■■情報の取扱	■■■■情報の利用に当たっての体制整備（機密保持契約の締結）、オリコ保有データの MHFG への集約	MHFG 基準で反社チェックを行うための前提条件
その他反社チェック	キャプティブローン以外の反社チェック体制検討 ・クレジットカード ・割賦販売 ・融資 ・信用保証（キャプティブローン入口チェックを含む） ・その他	入り口チェック・事後反社チェックのそれぞれについて検討 クレ産業界の対応確認
暴力団排除条項の整備	約定書等への暴力団排除条項の整備	与信関係業務については導入必須 クレ産業界の対応確認
関係当局との連携	警察当局との連携強化、関係団体への入会	不当要求防止責任者、特防連等への入会

このようにオリコのグループ会社化（関連会社化）に際しては、当面は事後チェックのみを行うことが決定され、その後、この問題にどのように取り組んで行くかについては、オリコ側の反社排除体制・情報管理体制の整備状況やクレジットカードローン業界の動向を踏まえて検討していくこととされた。

なお、オリコのグループ会社化に向けた検討を中心的に行ってきた A は、平成 22 年 4 月 1 日をもってコンプライアンス統括部から異動することとなったので、「オリコグループ会社化における反社チェック体制について」と題する書面及び「反社チェック実施イメージ」と題する書面を作成し、これにより、上記の論点整理の状況を、後任の C へ引き継いだ。

（５）オリコの関連会社化の決定及び公表

みずほグループにおいては、オリコを平成 22 年度上期中に持分法適用関連会社とすることを公表した同年 5 月 14 日、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の各社で経営会議及び取締役会を開催し、オリコの関連会社化を承認した。これらの会議には、オリコの関連会社化について同じ内容の資料が提出されたが、その資料には本キャプティブローンの反社チェックに関して、以下のとお

り記載されていた。

項目	内容	主な課題
⑨不芳属性対応	グループ会社化実施に重大な支障なし。 キャプティブローンの事後反社チェックを開始、以後段階的に領域を拡大	・現行の反社排除体制の確認・検証 ・キャプティブローンの事後反社チェック

また、その実施スケジュールとしては、現行の反社排除体制の確認・検証及びキャプティブローンの事後反社チェック体制の構築を平成 22 年 9 月中に完了し、平成 22 年 10 月から反社チェックを開始すると記載されていた。

みずほ BK の取締役会や経営会議において、本キャプティブローンの反社管理について、上記資料の記載を踏まえた格別の議論がなされた形跡はないが、西堀は、このころ本キャプティブローンの反社排除をすべきであると考えていた。また、コンプライアンス統括部門担当役員であった上野徹郎元副頭取（以下「上野」という。）及び倉中伸元常務（以下「倉中」という。）は、かかる関連会社化の決定前後にコンプライアンス統括部から反社の事後チェック開始の方針について説明を受けた。

上記資料中の「以後段階的に領域を拡大」とは、将来的には、オリコ立替払前におけるみずほ FG の保有する不芳属性先情報に基づく入口チェックの検討を含め、属性チェックを行う時期や属性要件の拡大を検討していくという趣旨であった。もっとも、オリコによる立替払いの前にみずほ FG の不芳属性先情報に基づく入口チェックをすることについては、みずほ FG の不芳属性先登録の要件が相当に広範であるため、当該要件該当者との取引を全て禁止することについては、ビジネス上の制約が大きく、オリコ側の受け入れは困難であろうと考えられたこと等から、その実現は困難と予測された。そのため、上記資料中の記載ぶりも、課題の内容として敢えて曖昧な表現がとられた。

（６）関連会社化の決定を踏まえたコンプライアンス統括部における具体的な方針決定と課題の設定

オリコの持分法適用関連会社化が公表された後の平成 22 年 6 月 10 日、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の各コンプライアンス担当部による、関連会社化を踏まえたオリコの反社排除体制方針の策定に関するキックオフミーティングが行われた。みずほ BK は、100 万件にも及ぶ本キャプティブローンの事後反社チェックに備え、渉外室の人員を 2 名増員し、併せてオリコの反社管

理体制の確認などを進めることとした。

みずほBKは、コンプライアンス統括部からの平成22年7月26日付稟議書により、本キャプティブローンについて、既存債務者についての事後反社チェックを開始すること（なお、反社チェック結果の当行自己査定への反映等については、今後関係各部等と調整していくこととすること）を決定した。

なお、かかる稟議書の別紙には、次に掲げる別紙が添付されていた。

（上記稟議書の別紙）

キャプティブローン対応事項等	
今回稟議事項	反社チェックタイミングの策定 商品性(使途限定)、オリコ競争力、業界慣行を考慮し、まずは事後反社チェック体制とする。
	反社チェックの実施 2010年3月末を基準に1,000千件の反社チェック実施(サンプルデータで■■■■が該当⇒■■■■件を判定) ⇒完了MD:2010年12月末
	反社チェック結果の活用 - 当行自己査定への反映(■■■■) - 反社認定先の管理体制整備(取引解消施策等)の整備
	今後の課題 - 入口反社チェックの導入可否検討 - キャプティブローン以外の反社情報のオリコ宛還元ならびに当該情報の活用(排除等)
オリコ等との調整事項	
当行反社チェック結果の活用検討	- 入口排除体制の整備 - 当行自己査定結果の利用
オリコ反社排除体制の整備検討	- 中長期視点での、当社独自商品の反社チェック体制整備 - キャプティブローン以外の入口反社チェックの導入可否 - キャプティブローン以外の当行反社チェック結果の活用

上記稟議書及びその別紙は、CがBと相談をしながら起案し、B及びDの決裁を経て、コンプライアンス統括部門の担当役員であった上野及び倉中（並び

に監査役の三津間及び廣田）に回付され、決裁を受けた。

なお、関連会社化の決定後、オリコの担当者と直接折衝し、不芳属性先情報を用いた入口チェックをオリコで実施することが非常に困難であること等を把握していたCは、同別紙に、「今後の課題」として、「入口反社チェックの導入可否検討並びに本キャプティブローン以外の反社情報のオリコ宛還元及び当該情報の活用（排除等）を検討すること」と記載することに難色を示したが、Bはこれを記載すべしとの立場であったため、これが記載されることとなったという経緯がある。

7 オリコの関連会社化後の事後チェック（第1回目）の実施と結果報告

（1）事後チェックの実施と結果の判明

上記 6(6)稟議に基づき、本キャプティブローンに関する事後チェックを実施するためにはまずオリコにおける情報管理体制が整備されなければならないため、これらの事項の実現のために、みずほBK とオリコとの間で調整が進められた。オリコとの業務連携の取り纏めは個人業務部が担当していたが、本キャプティブローンの反社チェックの問題は、みずほBK のコンプライアンス統括部が担当した。

みずほBK 側の担当者であるCは、オリコ側の担当者と協議を重ね、事後チェックを実際に行うために必要な手続その他ロジスティックスの詳細について詰めていった。

これら協議検討の結果、平成22年9月に至り、オリコ側から、みずほBK に対し、本データベースによる照会を行うために必要な本キャプティブローンの顧客情報の提供が行われ、みずほBK が、事後チェックを開始した。

事後チェックの作業結果は、渉外室のEによって取り纏められ、平成22年12月、予定どおり作業が完了した。その結果は、約108万件中反社会的勢力に当たるか否かを判定する対象となる取引（不芳属性先取引）が■■■■件存在し、そのうち228件が、みずほFGの基準によれば反社認定先との取引に該当することというものであった。

そして、みずほBK 側で事後チェック（反社認定先の判定作業）が進められる中、Cは、事後チェックにおいてみずほBK が不芳属性先又は反社認定先とした顧客との間でオリコが将来新たな取引を行うことを防止するため、平成22年11月ころから、当該顧客情報のオリコへの還元方法について、オリコの担当

者との間で協議を重ねた。ここでは、オリコ側に還元された反社認定先の情報をオリコの入口チェックで用いることができるよう、オリコの基幹システム（オリオン）に登録することについても検討が進められた。C としては、反社認定先以外の不芳属性先についてもオリコの取引を入口でチェックする体制を構築するために、オリコにみずほ FG の不芳属性先情報を活用してもらうべく、反社認定先に限らず不芳属性先を全て還元する（オリコの基幹システムに登録する）ことを希望していた。

かかる協議の過程においては、オリコ側は、反社認定先については基幹システムへの登録を了承しつつも、みずほ BK の不芳属性先情報については、その範囲が極めて広く、その範囲で取引を謝絶することとなれば、信販会社として営業上不利益になること、システム上別途の対応を要すること等の理由から、その受入れを拒む姿勢を示した。

そこで、B は、C に対し、事後チェック作業の中で抽出された不芳属性先に該当する顧客が延滞率の高いことを示して説得することを指示した。C はこれを受けて先に抽出したキャプティブローンの不芳属性先中金融犯罪関係者について延滞率を調べ、これが相対的に高いことを検証し、平成 22 年 12 月頃、この結果をオリコ担当者に示して不芳属性先情報をオリコのデータベースに取り込むことがオリコの与信管理上も有用である旨を伝えた。しかし、広範にわたるみずほグループの不芳属性先をオリコ側のデータベースに登録することについては、オリコが受け入れる様子はなく、第 1 回の事後チェックの結果の還元については、とりあえず、反社認定先のみとすることとし、その範囲の拡大は引き続き検討課題とされた。

最終的に、平成 22 年 12 月 29 日、みずほ FG、みずほ BK 及びオリコの 3 社で反社情報を含む不芳属性情報等の授受に係る「機密保持契約書」を締結し、事後チェックの結果、反社認定された先についての情報をオリコに提供できるよう、環境整備が行われた。

そして、平成 23 年 1 月には、第 1 回目の事後チェックの結果（反社認定先情報）について、オリコ側のデータベースへの登録が完了し、当該反社認定先情報に限りオリコの将来の取引の際の入口チェックにも利用されることとなった。

(2) 事後チェックの結果のみずほグループ内における報告等

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

上記の本キャプティブローンに係る第1回事後チェックの結果判明した内容は、Eによって、平成22年12月27日付の「オリコ・キャプティブローン取引反社会的勢力認定作業結果」と題する報告書面にまとめられ、Cによる確認を経て、B及びDによる決裁を受けた。

当該報告書面には、上記(1)の調査結果のほか、「今後の対応」として、(i)「反社[]認定先の属性情報内容をオリコ社に還元する。オリコ社は自社システムに反社属性情報を登録し、キャプティブローン以外の取引も含めた全取引について新規取引の排除を進める。」、(ii)「オリコ社は…『反社に該当しない不芳属性先』の属性情報については管理対象外としている。」、(iii)「しかしながら、キャプティブローン利用者の延滞率の高さやクレジットカード現金化等が社会問題となっている状況下、オリコ社も『反社に該当しない不芳属性先』情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと。」との記載がされていた。

しかし、この最後の(iii)の記載には、事後チェックにおいて判明した反社以外の不芳属性先の情報を今後オリコにおいてどのように取り扱うか、ということについての考え方が示されておらず、平成22年7月26日付の稟議の際に今後の課題とされたオリコにおける入り口チェック導入の可否について、今後コンプライアンス統括部としてどのような方針で対応するのかという点が明らかになっているとはいえない難いものであった。

この書面の内容は、当時のコンプライアンス担当役員上野と倉中に報告され、決裁ルートにはないが、西堀にも、この報告書面が届けられた。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告等

第1回事後チェックの結果は、平成23年2月16日、みずほBKのコンプライアンス委員会において報告された。同委員会には、取締役として西堀、上野、吉留、萩原及び倉中の5名が、執行役員として古谷及び柏崎の2名が、監査役として三津間及び廣田の2名が、外部委員として弁護士のF及び公認会計士のGがそれぞれ出席していた。

同委員会に配布された報告資料には、「2010年度第3四半期のコンプライアンスに関する定例報告の取扱状況」として、以下のとおり記載されている。

掲題ローンの事後反社チェック～約108万件については反社・非反社の判定～を実施

※ 反社認定された 228 件のうち 〇〇 件が 〇〇 認定となった。これは全体の 〇〇 %にあたり、その割合は当行の与信取引における 〇〇 の割合 〇〇 %と比べても高い。

反社と判定した先についてオリコで入口排除すべく社内システムに登録完了済み。今後、反社ではない不芳属性先の取り扱いも含めフォローしていく予定。

なお、同委員会に先立ち、頭取、副頭取、F 及び G に対しては、D 又はコンプライアンス統括部副部長であった H より、報告内容について事前説明が行われた。

53

中から第4号報告書記載のとおり報告がなされたと記載されており、ほかに本キャプティブローンについてこの取締役会において出席者から何らかの発言があった形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第1回事後チェックの内容は、平成23年6月17日、みずほFGのコンプライアンス委員会においても報告されている。同委員会には、みずほFGの取締役として塚本、土屋及び河野の3名、特別委員として弁護士のIと同じく弁護士のJの2名が出席していた。

同委員会において配布された報告資料中の「反社会的勢力との取引解消状況について」と題された資料においては、みずほBKの与信取引における反社認定先の数の推移を示した表の下部に、以下の記載がなされている。

《ご参考》オリコ保証キャプティブローン(上段:先数/下段:金額(百万円))		
分類	11/3月末	
■	■	■
■	■	■
合計	119	172

・オリコのグループ会社化(10/9月)を機にキャプティブローンの全既存先(1,085千件)についてスクリーニング調査を実施、228先を反社認定■。

・上記認定先のうち、完済または代弁により■先の取引解消済(11/3月末現在■先)

もっとも、同報告書においては、別途、「【10年第3四半期反社会的勢力との取引解消状況】1. 与信取引の解消状況」という欄があったが、かかる与信取引の中には、本キャプティブローンに係る取引は含まれてはいなかった

また、同委員会において、本キャプティブローンについて、格別議論された形跡はない。

平成23年7月15日、みずほFGの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。なお、同取締役会には当時のみずほFGの取締役9名(塚本、佐藤、土屋、西澤、中野、河野、野見山、大橋及び安樂)並びに監査役4名(伊豫田、関、石坂及び今井)が出席していた。

8 事後チェック結果（反社認定先）の還元後のオリコとの折衝状況

（１）本キャプティブローンの反社チェックの拡大に向けて検討されていた事項

平成 22 年 7 月に決定された上記 6(6)の対応方針及び課題設定によれば、第 1 回の事後チェックの実施及びその結果のオリコへの還元後には、入口チェックの導入を含め、本キャプティブローンの反社チェック体制の拡大を検討する必要があった。

かかる入口チェックの実施方法としては、概ね以下のものが考えられる。なお、みずほグループと完全に同一基準で入口チェックを行うためには、オリコにおいて審査を行う際に、その時点で最新のみずほグループの不芳属性先情報を用いることを要するため、①の方法を採用することが必要となる。

	方法	情報の範囲	顧客の範囲
①	オリコにおける本データベースへの信用情報照会を認める(システム共通化)。	不芳属性先	限定無し
②-a	オリコのデータベースにみずほグループの不芳属性先情報を登録する。	不芳属性先	限定無し
②-b	オリコのデータベースにみずほグループの反社認定先情報を登録する。	反社認定先	限定無し
③-a	事後チェックの結果判明した不芳属性先情報を登録する。	不芳属性先	みずほ BK 顧客のみ
③-b	事後チェックの結果判明した反社認定先情報を登録する。	反社認定先*	みずほ BK 顧客のみ

このうち、第 1 回事後チェックに際しては、第 1 回事後チェックの結果判明した反社認定先に該当する顧客の情報をオリコに還元し、オリコのデータベース（オリオン）に登録することにより、オリコにおいて当該顧客との反復取引を防止するという意味での入口チェック（③-b）のみが実施された³⁶。

他方、みずほ FG の不芳属性先情報をオリコと共有する①の方法や上記②-aの方法については、渉外室において、個人情報保護法上の問題やオリコにおける情報管理の問題等から困難であると考えられていた。

³⁶ C は、平成 23 年 3 月 24 日にオリコ側の担当者との間で打合せを行い、オリコとの間で授受されるデータの形式を変更することで、事後チェックの際のみずほ BK 側の負担軽減ができないか、検討していたようである。

また、本キャプティブローンの顧客のうち、反社認定先以外の不芳属性先に該当した顧客の情報をオリコ側のデータベースに還元（登録）する方法（上記③-aの方法）については、Cは、オリコのビジネスに与える影響等の理由等からハードルが非常に高いと考えてはいたものの、第一回事後チェックの結果還元後も引き続き、その方策を模索していた。

他方、オリコのデータベースに、本キャプティブローン以外の顧客に関わるみずほグループの反社認定先情報を登録する方法（②-b）については、渉外室として特にこの点を検討した形跡は見当たらない。

なお、以上は入口チェックに関する検討であるが、事後チェック後の対応としても、渉外室が採用した反社認定先の判定結果の還元（入口チェックにおける利用）のほかに、反社認定先についてオリコに対して代位弁済を求めることも考えられた。もっとも、平成 18 年に実施された論点整理において、代位弁済を行う場合にはその旨債務者に対して通知がなされる結果みずほ BK が当該債務者を反社と認定していることが債務者に知れるところとなり、その対応が難しくなると整理されており、かかる整理を受けて、渉外室としても代位弁済の方法については難しいと理解していたことのほか、オリコがみずほグループの関連会社である以上、代位弁済を求めて関連会社に反社認定先の取引を移したところで、みずほグループにとって問題の本質的な解決にはつながらないとの考えから、特にその可能性を追求することはなかった。

（2）平成 23 年 5 月のオリコ側との打ち合わせ

実際に、Cは、平成 23 年 5 月 13 日には、みずほグループの（本キャプティブローンの顧客のうち）反社認定先情報以外の不芳属性先情報の取扱いに関する検討状況を確認するメールをオリコ側担当者に宛てて送信し、平成 23 年 5 月 19 日に打合せを行うこととした。

一方、オリコ社内においては、平成 23 年 4 月 28 日に行われたオリコのコンプライアンス委員会において、本キャプティブローンの顧客のうち、事後チェックにより判明した不芳属性先の取扱いについて議論がされていた。そこでは、かかる不芳属性先のうち反社認定先についてはオリコの「不法情報」（不芳情報）としてオリオンに登録することが確認された一方で、反社認定先に該当しない不芳属性先については、個別に登録可否について検討され、オリコのデータベース（オリオン）への登録等の対応を行うことがその時点では困難である

旨が確認されていた³⁷。

そして、平成 23 年 5 月 19 日の打合せ又はその他の機会において、オリコ側担当者は、C に対し、上記オリコのコンプライアンス委員会の決定内容を伝えるとともに、オリコ側でシステム上の対応に時間を要する旨を伝えた³⁸。

C は、かかるオリコ側の担当者の態度等をもって、みずほ FG が保有する不芳属性先情報を全て共有したうえでの入口チェックの導入はおろか、事後チェックにより判明した不芳属性先の情報の還元さえも実現困難であると認識するに至り、そのことを室長の B に報告した。

9 平成 23 年 3 月のシステム障害後の対応とコンプライアンス担当役職員の異動

(1) 平成 23 年 3 月に発生したシステム障害と特例支払問題

みずほ BK においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、特定の義援金口座に対して振込入金処理が集中したことに起因して、同月 14 日の夜に勘定系システムの夜間バッチの処理件数がリミット値を超え、異常終了したことに端を発し、同月 15 日から 24 日までの 10 日間、為替処理の遅延、営業店業務の取引開始遅延及び取引停止、ATM の利用停止及び利用制限、並びにダイレクト・チャネルの利用制限といったシステム障害が生じた（その後、みずほ BK 及びみずほ FG は、かかるシステム障害について、平成 23 年 5 月 31 日、金融庁より業務改善命令を受けた。）。

かかるシステム障害の発生により、みずほ BK の関係各部は、その対応に追われることとなった。

また、みずほ BK は、かかるシステム障害に伴う ATM の利用停止等により、預金口座からの現金の引出しを求める顧客のために、通帳と身分証さえ持参すれば、現在の残高の有無を確認することなく本人が申し出た金額を支払うという、いわゆる特例支払を行った。しかし、この特例支払の結果、実際の残高以上に支払を受けたケースが多数発生し、同年 4 月からその事後対応として反社先・不芳属性先及び 5 回以上の複数回にわたって支払った先への回収業務が営業店から渉外室にすべて集約され、同室がその対応に当たることになった。

³⁷ オリコのコンプライアンス統括部作成に係る平成 23 年 4 月 28 日付の「反社会的勢力排除に関する課題対応について」に添付されている同日付の「Ⅲ. みずほが保有する「不芳情報」に関する対応について」と題する資料

³⁸ みずほ BK コンプライアンス統括部保管資料の中には、平成 23 年 6 月 2 日付の「Ⅲ. みずほが保有する「不芳情報」に関する対応について」と題する資料等があり、同資料等は、オリコの平成 23 年 4 月 28 日に行われたコンプライアンス委員会で使用された資料と同じである。

その対象先は、同年4月当初は■■■名であったが、その後■■■名まで拡大した。渉外室においては、その1件1件について回収状況を月次管理し、事案によっては弁護士に委嘱してその回収を図ったほか、悪質な事案については警察に相談して刑事告訴も検討するなどした。その結果、同室においては、このうち平成23年度上期においては■■■件、同下期に■■■件、同24年度に■■■件の回収に成功し、刑事告訴した案件については累計■■■名が逮捕されるに至った。渉外室の担当者は、これらの作業のため全国各地を飛び回るなど同室の業務は多忙を極めた。また、コンプライアンス統括部としても、システム障害による■■■件を超えるF X・株式等取引に係る損害賠償請求や約■■■件にも上る法人取引先からの支払利息の遅延損害金請求や為替予約キャンセルに係る損害賠償請求に対して、20名を超える人員を投入して「特別対応ライン」を設けるなどその対応に忙殺されることとなった。

(2) システム障害等を受けた役職員の異動

このように、みずほFG及びみずほBKは、システム障害及び特例支払問題の対応を続ける中、平成23年5月に、再発防止策として、「経営体制」、「人事」及び「業務」の抜本的刷新を図ることし、当時のみずほBK取締役頭取であった西堀及び常務執行役員（IT・システムグループ担当）であった萩原が同年6月20日付で退任するとともに、コンプライアンス統括部においても、大規模な人事異動が行われた。すなわち、同月10日の発令で、コンプライアンス統括部渉外室室長がBからKに、同月20日の発令で、同部部長がDからLに、それぞれ交代した。また、コンプライアンス統括グループ担当役員も、正担当が矢野から倉中に、副担当が倉中からDに、それぞれ交代した。

上記のとおり、Dは、平成21年2月からみずほグループにおいて開始されたオリコの関連会社化に向けた検討の当初からみずほBKのコンプライアンス統括部長の地位にあり、本キャプティブローンについての不芳属性対応に向けた同部におけるそれまでの検討状況を承知しており、同22年12月の本キャプティブローンについての事後チェックの結果も、またそれを踏まえた今後の課題としてオリコにおける入口チェックの検討が必要なことも認識していた。しかし、同人は、平成23年3月のシステム障害以降、これに起因してコンプライアンス統括部が対応することとなった様々な業務に忙殺され、同年6月に、個人営業部門を担当する常務執行役員に就任してからは、システム障害により被害を被った取引先に対する謝罪のために、各地を行脚することにほとんどの時間を費やすこととなるなど、飛び回る日々が続き、コンプライアンス統括部の

管理は、主担当の倉中に委ねざるを得なかったため、本キャプティブローンの反社チェックの検討等に関してその事後経過を聞いたり、指示をしたりすることはなかった。

また、コンプライアンス統括部内においても、上記システム障害や特例支払問題の対応に追われる中、本キャプティブローンの属性チェックの領域の段階的拡大についての問題は、相対的にその優先順位が低下することとなった。

このように、上記の各人事異動によって、オリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社チェック方法等の検討に関わっていた者の大半がコンプライアンス統括部を離れることとなった。なお、この平成 23 年 1 月にコンプライアンス統括部に異動し、同年 6 月に渉外室長に着任した K については、異動後すぐに上記システム障害等の対応に負われることとなり、本件キャプティブローンに係る不芳属性先チェックの問題は当初基本的に D、B 及び C のラインで検討されていたため、その問題意識は、必ずしも K に共有されることとならなかった。

10 顧客情報の共有に関する経済産業省の見解とこれに対する渉外室の認識等

(1) オリコとの間の顧客情報の共同利用の検討と経済産業省への意見照会

オリコの関連会社化にあたっては、平成 22 年 5 月のその決定時に、各社の経営会議及び取締役会の資料において、顧客基盤共同活用のためのワーキンググループを設置して、顧客情報の共有化等の態勢整備や顧客情報の共同利用によるマーケティング、オリコの顧客へのみずほ BK の商品販売スキームの検討を進めることとされていた。

同年 6 月には、個人業務部の下で、顧客基盤共同活用のためのワーキンググループが設置され、顧客情報の共同利用に関する検討が進められてきた。

平成 23 年 1 月 17 日には、オリコの担当者 3 名、みずほ CB のコンプライアンス統括部情報管理室の担当者 1 名及びみずほ BK の個人業務部の担当者 1 名が経済産業省を訪ねて、個人情報の共同利用の可否（個人情報保護法上の問題の有無）に関する同省の見解を確認した。同省担当官は、オリコは個人情報保護法のみならず経済産業省が公表する「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」の適用を受けるところ、同ガイドラインは、「与信事業者は、同法第 23 条第 4 項第 3 号に規定する共同利用を行う場合には、利用目的において、その旨特定し」、「契約に係る同意を確認する書面において、その旨特定することとする。」と規定されているため、かかる書面による同意

なく共同利用を行うことはできないとの見解を述べた。

その後、平成 23 年 3 月下旬には、経済産業省の担当官から、同旨の回答がなされた。

個人業務部は、経済産業省の担当官の見解を受け、オリコの顧客情報の共同利用を行うことを断念し、以後、みずほ BK 側の顧客情報の共同利用の検討を進めることとした（みずほ BK は、金融庁が公表する「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の適用を受けるところ、同ガイドラインは、共同利用に関する事項について本人への書面通知が望ましいとしつつ、広く公表する方法によることも許容している）。かかる整理は、個人業務部が作成した平成 24 年 4 月 10 日付「オリエントコーポレーションが保有する個人情報の共同利用について」と題する書面にも明確に記されている。

（２）経済産業省の見解を踏まえた渉外室の対応

C は、平成 23 年 3 月頃もオリコ側と断続的に折衝を行っていたが、その後、上記(1)の経済産業省の見解に関する FAX の写しを入手した。

C は、その内容から、みずほグループの不芳属性先情報をオリコに還元するという態勢作りが個人情報保護法から実現困難であり、したがって、本キャプティブローンの入口チェックもまた実現困難であると認識するに至った。C は、当時既にオリコ側において、みずほグループの不芳属性先情報を用いた入口チェックを行うことは受け入れず、入口チェックの実現は実務上困難であると認識していたため、この経済産業省担当官の見解は、入口チェックの検討を断念する理由の一つになると考えた。

しかし、みずほ BK におけるオリコとの顧客情報の共同利用の検討は、上記のとおり、顧客情報の共同利用によるマーケティングや、オリコ顧客に対するみずほ BK 取扱商品のセールスなどを想定してなされたものであって、本キャプティブローンの反社チェックの文脈で行われたものではない。事後チェックが既に実施されていたように、オリコ側が保有する本キャプティブローンの顧客情報を入手することは、みずほ BK が金銭消費貸借契約上の債権者であることから当然適法にできる事項であって、オリコからみずほ BK に対する顧客情報の提供が問題となるものではなく、他方、みずほ BK からオリコに対する不芳属性先に関する情報提供の可否は、上記経済産業省の見解が根拠とした「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」とは別に、金融庁の公表する「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に照

らして検討する必要があった。

11 事後チェックの結果に関する報告内容・報告先の変化

(1) 第2回目の事後チェックの結果報告における内容の変化

ア コンプライアンス担当役員に対する報告内容の変化

平成23年3月以降のシステム障害や特例支払問題の混乱の中においても、半年に一度の事後チェックによる反社認定の作業は継続され、平成23年6月には、平成23年3月末時点の本キャプティブローンの顧客（約100万件）についての認定作業が完了した。

かかる事後チェックの作業結果に関する報告書は、平成23年6月29日、同年4月に渉外室に異動してきたMが作成し、E・Cの確認を経て、コンプライアンス統括部のK、H及びLの各決裁を受けた。

この点、前回（第1回）の事後チェックの結果報告においては、基準日時点の債務者全体についての不芳属性先該当者数及び反社認定先該当者数が報告対象とされていたものの、今回（第2回）においては、新規及び追加の増加件数として、第1回事後チェックの基準日後に新たに取引を開始した債務者についての不芳属性先該当者数及び反社認定先該当者数、並びに、第1回事後チェックの基準日時点で既に取り行っていた債務者であってその後に新たに不芳属性先又は反社認定先に該当した者の数のみが報告の対象とされた。そのため、第2回の事後チェックの結果は、新規及び追加の増加件数として、不芳属性先が■件、そのうち反社認定先■件であった。

また、第2回の報告書においては、第1回報告書には記載があった「今後の対応」に関する記載（「オリコ社も「反社に該当しない不芳属性先」情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと」等の記載。詳細は7(2)ア参照）が全て削除された。

第2回報告書の作成者は上記のとおりMであったが、当該記載の削除は、Cの意向を受けて行われた。

第2回報告書の内容は、当時のコンプライアンス担当役員であった倉中（主担当）とD（副担当）に報告されたが、倉中もDも、第1回の報告書には記載があった「今後の対応」に関する項目が第2回の報告書においては記載されていないことについて質問したり疑問を呈したりすることはなかった。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告内容の変化

上記 2(3)のとおり、みずほ銀行及び重点管理会社に係る反社取引についてはコンプライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとされ（コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第 3 条③）、また、「反社会的勢力への対応に関する事項」については、コンプライアンス委員会に報告し、審議・調整する必要があるところ（経営政策委員会規程別表）、第 2 回事後チェックの結果は、平成 23 年 7 月 28 日、みずほ BK のコンプライアンス委員会において報告がなされた。同委員会には、取締役として塚本、吉留、矢野、種橋及び倉中の 5 名が、常務執行役員として柏崎、N、辻田及び D の 4 名が、監査役として三津間及び千葉の 2 名が、外部委員として F 及び G がそれぞれ出席していた。

同委員会に配布された報告資料においては、平成 23 年 2 月 16 日付コンプライアンス委員会に配布されたそれとは異なって、本キャプティブローンの反社認定先に関する記述が大幅に縮小され、わずかに、「当行取扱オリコキャプティブローンの反社チェック（対象■■件）の結果、3 月末現在で■■件を新規に反社認定」という記載が配布資料の末尾の 2 行に存するのみであった。

しかも、本キャプティブローンは、みずほ BK 自らの自行貸付（与信取引）であるにもかかわらず、みずほ BK の与信取引に関する欄である「【11 年度第一四半期 反社会的勢力との取引解消状況】 1. 与信取引の解消状況」の欄には何らの記載もなされず、【11 年 3 月末基準 グループ会社における与信取引・与信取引以外の資金提供取引状況】という欄に記載されていた。

この資料を平成 23 年 2 月 16 日のコンプライアンス委員会に提出された第 1 回目の事後チェックの結果報告が記載された資料と比較すると、当該ページの右半分の記載はほぼ同様の事項についてのものであるが、左半分は、平成 23 年 2 月 16 日のコンプライアンス委員会に提出された資料のうち「その他暴排条項にはよらない貸金庫解約対応結果」及び本キャプティブローンの事後チェックの結果について記載されていたスペースがほぼそのまま「システム障害時の特例支払に係る事後対応」についての報告の結果に充てられている。このころから、この資料については、定型的な内容ではなく、時々重点業務を中心に資料が構成されるようになったこともあり、当時、このシステム障害に係る特例支払への対応が当時渉外室としての最優先課題でもあったことからすると、そのため本キャプティブローンの 2 回目の事後チェックの結果についての報告記載が大幅に縮減されたものとも考えられる。

しかし、意図せざるしてこのような様式変更が行われることはないこと、ま

た、この報告においては新規反社認定の追加件数の報告のみにとどまり、その増減を含むストックベースの報告がなされていないこと等からすれば、平成23年7月当時、既に渉外室及びコンプライアンス統括部において、本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性が乏しくなっていたのではないかと考えられる。

このコンプライアンス委員会の配布資料の該当箇所の最初のたたき台は、Cにより作成されたものであるところ、当時の室長であったKはこの様式変更を承知して決裁したものと認められる。

その後、平成23年7月29日、みずほBKの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。なお、同取締役会には当時の取締役7名（塚本、吉留、矢野、種橋、古谷、倉中及び佐藤）並びに監査役4名（三津間、千葉、野崎及び長谷川）の全員が出席していた。

上記委員会及び取締役会において、本キャプティブローンに関する格別の議論がなされた形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第2回事後チェックの結果は、平成23年12月26日、みずほFGのコンプライアンス委員会においても報告された。同委員会には、みずほFGの取締役として佐藤、土屋、西澤及び河野の4名が、特別委員としてIとJの2名がそれぞれ出席していた。

同委員会において配布された「報告資料」と題された文書において、みずほBKの与信取引における反社認定先の数の推移を示した図表の下部に、第1回の報告時と同様に、以下の記載がなされている。

《ご参考》オリコ保証キャプティブローン(上段:先数/下段:金額(百万円))	
分類	11/9 月末
■	■
■	■
合計	129 208

・オリコのグループ会社化(10/9 月)を機にキャプティブローンのスクリーニング調査を実施。
 (・10/12 228 先 ・11/6 月 ■先を反社認定)
 ・上記認定先のうち、完済または代弁により取引解消
 (当初認定先 ■先に対し ▲ ■先解消)

同委員会において、本キャプティブローンについて格別の議論がなされた形

跡はない。

その後、平成 24 年 1 月 20 日、みずほ FG の取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。同取締役会には当時の取締役 9 名（塚本、佐藤、西澤、土屋、河野、中野、野見山、大橋及び安樂）並びに監査役 5 名（繁治、伊豫田、関、石坂及び今井）の全員が出席していた。同取締役会において、社外取締役である大橋から、上記「ご参考」として示された本キャプティブローンではなく、みずほ BK の与信取引一般における反社認定先の数の推移を示した図表を前提に、反社会的勢力の情報を適時に更新しているのか、また、取引審査の際の見過ごしや新たな反社会的勢力該当者の出現によって、反社会的勢力に該当する取引先が増加する場合にはいかなる対応を採るのかについて質問がなされた。これに対し、河野、佐藤及び塚本からは、取引後に反社会的勢力に該当することとなる者がいる以上、新たに反社認定される取引先が出現する可能性（反社認定先の増加リスク）自体を排除することはできないが、新たに判定された反社認定先の数についても適時に把握しており、関係解消に努めている旨の回答がなされた。

（２）事後チェック（第３回目以降）に関するコンプライアンス委員会等への報告の取止め

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

第 3 回以降も、半年に一度の事後チェックの反社認定の作業は（第 2 回の新規及び追加の件数を把握する方法により）継続され、平成 23 年 9 月末時点の状況については平成 23 年 12 月 26 日付報告書により、平成 24 年 3 月末時点の状況については平成 24 年 6 月 28 日付報告書により、平成 24 年 9 月末時点の状況については平成 24 年 12 月 25 日付報告書により、平成 25 年 3 月末時点の状況については平成 25 年 6 月 26 日付報告書により、それぞれ当該時点のコンプライアンス担当役員（第 3 回は D 及び倉中、第 4 回以降は小池）に報告がなされ、その捺印を受けている。

イ みずほ BK 及びみずほ FG のコンプライアンス委員会等への報告の取止め

上記 2(3)のとおり、みずほ銀行及び重点管理会社に係る反社取引についてはコンプライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとされ（コンプライ

アンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第3条③）、また、「反社会的勢力への対応に関する事項」については、コンプライアンス委員会に報告し、審議・調整する必要があるにもかかわらず（経営政策委員会規程別表）、第3回以降の事後チェックの結果は、みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会に報告されていない。

第3回以降の事後チェックの結果は、みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会にも報告されていない。

この点、平成23年以降、ワンバンク化の進行によって、コンプライアンス統括部についても、みずほFG、みずほBK及びみずほCBの3社の統合が進み、第3回の事後チェックの結果報告が行われる頃には、Cが3社のコンプライアンス統括部の[]を兼務しており、みずほFGのコンプライアンス委員会の資料についても、反社認定先との取引状況に係る箇所はCが作成していた。Cは、その削除の理由について、上記報告資料の様式変更の理由と同一の理由を述べる。この点についても、当時の室長であったKの決裁は経ているものと認められる。

遅くともこのころまでに、Cとしては、平成22年7月26日付けの稟議の際に今後の検討課題としていたオリコにおける入り口チェック導入及び反社以外の不芳属性先の情報のオリコにおける活用が現実的には困難であるとの認識に至り、また、後述のとおり、本キャプティブローンについての入口チェック等への対応がコンプライアンス統括部渉外室において取り組むべき課題であると明確に整理されていたとはいいい難いことなどから、C及びKが本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識を誤り、それまで行ってきた事後チェックを超える方策を採ることが困難である以上、半ば定例化していた事後チェックの結果をこれ以上コンプライアンス委員会に報告する必要はないと判断した可能性は否定できない。

12 属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みの課題認識からの欠落

コンプライアンス統括部（渉外室）において、オリコの関連会社化後当初は存した属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みに係る課題認識が欠落していた様子は、上記11(1)アの第2回の事後チェックの結果に係る報告書において、第1回報告書には記載があった「今後の対応」に関する項目が全て削除された点や会議資料の様式変更の経緯にも顕著に現れているが、そのほかにも以下の諸点においてこれを見て取ることができる。

(1) 業務計画における記載の変化

ア コンプライアンス統括部の業務計画

オリコが関連会社化された平成22年下期のみずほBKのコンプライアンス統括部の業務計画（平成22年9月作成。頭取決裁稟議・取締役会付議）においては、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関し、「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始」との記載があった。

しかし、平成23年3月に作成された平成23年上期の業務計画（頭取決裁稟議・取締役会付議）では、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関し、一切の記載がなされなかった（その後、平成23年6月に、平成23年3月のシステム障害の発生後の対応等も踏まえ、修正計画が作成されているが、当該修正後の計画においても、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関する記載はなされていない。）。

そして、平成23年下期以降の業務計画においても、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関する記載はなされていない。

イ コンプライアンス統括部渉外室の業務計画

上記アのコンプライアンス統括部の業務計画の前提として、コンプライアンス統括部の渉外室を含む各室の業務計画が作成されており、オリコが関連会社化された平成22年下期から平成23年下期のみずほBKのコンプライアンス統括部渉外室の業務計画においては、各期の計画と実績について以下のような記載がなされていた。

（注：本キャプティブローンに関する部分のみ抜粋）

	平成22年下期	平成23年上期	平成23年下期
計画	オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始。	オリコ社提携ローンの反社スクリーニングの継続、反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー。	オリコ社の社内体制構築を適宜フォローし、必要に応じてサポートを実施。
具体的実施事項	オリコ社提携ローンの反社スクリーニングの実施。	オリコ社提携ローンの反社スクリーニングの継続、反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー。	－
実績	スクリーニング実施。結果については、オリコ社データへ取込完了により、オリコ社での入口排除の実現確認。	3月末基準でのオリコ反社スクリーニング実施済み、かつ結果を同社宛還元。また、反社排除態勢構築検討にあたりサポートを実施。	オリコ社内体制構築に係る相談対応等のフォローを継続中。

以上のとおり、平成 22 年下期の業務計画（平成 22 年 9 月策定）においては、「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始。」が掲げられていたところ、平成 23 年度上期の業務計画（平成 23 年 3 月策定）においては、平成 22 年下期における事後チェックの実施及びその結果（反社認定先）の還元がなされた限りにおいて入口チェックの実施の達成という実績が記載されている。そして、同計画には、当該実績を踏まえた平成 23 年度上期の計画として、本キャプティブローンの入口チェック導入可否の検討については特に言及されることなく、「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」と記載され、平成 22 年 7 月の稟議の際に今後の検討課題とされたオリコにおける入口チェックの導入の可否の検討を含むか否かについては、いかにも不分明な曖昧なものとなっている。

この業務計画書には B 及び C が押捺しており、平成 23 年 3 月頃の時点で既に、B 及び C において、本キャプティブローンの入口チェック導入は実現困難であると受け止められていたことが窺われる。

そして、平成 23 年度下期の業務計画（平成 23 年 9 月策定）においては、平成 23 年度上期の計画であった「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」に係る実績として第 2 回目の事後チェックの実施とその結果のオリコへの還元のみが記載され、平成 23 年下期の計画としては、「オリコの社内体制構築を適宜フォローし、必要に応じてサポートを実施」との記載になっている。この業務計画書には K 及び C が押捺しており、平成 23 年 9 月の時点で、K 及び C において、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討が、その課題認識から欠落した。

なお、コンプライアンス室統括部渉外室における業務計画の作成（及びその達成状況の確認）は、平成 24 年度上期の計画（本キャプティブローンに関しては「オリコスクリーニングの継続実施ならびに反社排除に係る社内体制強化に係るフォローの継続実施」との記載がある。）の作成以後は途絶えている。

（2）オリコとの折衝におけるみずほBKの後退

上記 8(2)の平成 23 年 5 月の折衝以降、C は、平成 23 年 9 月 6 日にみずほBK において、オリコ側の担当者と反社体制の整備について打合せを行っている。そこにおいては、オリコの全社的な反社排除態勢を構築するにあたり、みずほグループにおける反社排除の内容・方法やオリコにおける警察 OB の処遇等についてのアドバイスを求められ、K 及び C から助言がなされた。もっとも、本キャプティブローンの属性チェックの領域の拡大にかかわる問題自体は話題

ならず、入口チェックの実現に向けた交渉も行われなかった。

そして平成 23 年 10 月に一度オリコ社を訪問している様子が窺えるものの、そのほかには、半期に一度の事後チェックに関するやり取り以外に、本キャプティブローンの属性チェックの領域の拡大につながるような具体的なやり取りがなされた形跡はない³⁹。

C は、平成 24 年以降もオリコ側に対して適宜架電によるフォローを行っていた旨を述べるが、実際にはオリコの関連会社化後、オリコ側から属性チェックの領域の拡大に対する（特に、みずほグループの不芳属性先の共有に対する）反発を受け、事実上これを断念し、特段の折衝を行っていなかったものと認めざるを得ない。

（３）平成 24 年の本キャプティブローンに関する論点整理

平成 24 年 11 月、本キャプティブローンの各論点につき検討を行った平成 18 年の論点整理から 6 年が経過し、改正割賦販売法や犯罪収益移転防止法等が施行されたこと等も踏まえ、みずほ BK ローン業務開発部において、再度本キャプティブローンの論点整理が行われた。

ローン業務開発部が作成した平成 24 年 11 月 8 日付報告書には、以下のような記載がある。

項目	追加整理の背景	整理内容
ネガティブチェック	平成 22 年 9 月にオリコをグループ会社化したことに伴い、ネガティブチェックを開始。本スキーム上、事後でのネガティブチェックとなる点について整理を実施。	保証会社であるオリコが自社情報に基づき事前チェックを実施することで、当行としては事後チェックを許容。（キャプティブローン先以外の顧客は情報の共同利用に対する同意がないため、FG ネガティブ情報を事前にオリコに提供し、実行前にチェックすることが不可能）

上記のとおり、みずほ BK として事後チェックのみを前提とする管理体制を許容する方針が明示され、入口チェックその他の属性チェックの領域の拡大については、一切触れられないこととなった。

なお、かかる平成 24 年の論点整理に際して、弁護士見解を新たに得る等の詳細な検討はなされておらず、また、不芳属性先情報の共有に代わる情報共有の枠組み（例えば、本データベースから反社会的勢力定義先の情報のみを切り

³⁹ C は平成 24 年 1 月にオリコ側の担当者から電話連絡を受けた旨を述べるが、オリコ側の担当者においては必ずしもかかる架電内容についての記憶がないようであり、その詳細は明らかではない。

出して、当該情報をオリコ側と共有することなど）によって、オリコでの入口チェックを行うことの可否など、入口チェックの導入についての更なる検討は行われなかった。

13 本件に関する内部監査（業務監査）の状況

（１）みずほBKの業務監査の概要

ア テーマ監査の内容と手法

みずほBKの内部監査（業務監査）には、テーマ監査、営業部店監査、IT・システム監査などがあるが、このうちテーマ監査とは、リスクの高い統制目的又は業務について組織的横断的に内部統制の有効性を検証するために実施する監査である。

テーマ監査は、通常、業務監査部において業務監査部に属する行員の中から監査ごとに指名される主任と監査員によって実施される（監査テーマの内容により、副主任がおかれることがある。）。主任及び監査員は、事前に監査テーマに係るリスク分析を行った上で、当該テーマ監査における重点検証項目を設定し、個別監査計画や個別監査マニュアル等に盛り込む（個別監査マニュアルには、必要に応じ、それらの検証項目が「チェック事項」や「チェックポイント」として記載される。）。そして個別監査マニュアル等を使用し、重点検証項目等の検証を行い、確認資料・検証結果・判断根拠等を記載し、監査証跡を残す（個別監査マニュアルには、「監査結果」として記録する。）。

テーマ監査の中で問題や不備が発見された場合には、「発見事項」として監査連絡票に記載する。その際、監査先が対応するにあたり他部署との連携を図る上で効果的と判断される場合は、必要に応じ、当該連携先部署を監査先に加えた上で監査連絡票を作成するか、又は当該他部署宛てに「関係部検討依頼票」にて検討依頼を行う。

主任は監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、「監査検討会」（監査結果の概要を業務監査部長に報告するための業務監査部内の会議）で報告する。個別発見事項で関係部の対応を照会すべきものや関係部に検討を依頼すべき事項等は、原則として監査検討会において照会し又は検討依頼をするかどうかを決定して、回答期限を指定して監査先等に送付し、回答を依頼する。

監査報告書は、①頭取・副頭取、②内部監査部門長、③主要な監査先の担当執行役員、④本部関連部署及び⑤監査役に報告され、その内容等については、

①内部監査部門長に対する報告会、②監査役に対する報告会（①と同時開催も可とする。）、③監査先の担当執行役員に対する説明会及び④本部関連部署宛説明会で共有される。

イ 統制目的別リスク評価

みずほ BK では、内部監査を効果的かつ効率的なものとするため、全監査領域について金融検査マニュアルに記載されている検査項目をモニタリングの単位として適切な大きさにグルーピングした「統制目的」に分け、各「統制目的」ごとにリスク評価（以下、「統制目的別リスク評価」という。）をしている。

かかる統制目的別リスク評価の結果は、リスク評価報告書として文書化され、年間監査計画の策定及びその見直し等に活用される。

（２）平成 23 年 7 月～9 月のテーマ監査

ア 実施された監査の内容

みずほ BK においては、平成 23 年 7 月 7 日から 9 月 30 日にかけて、ローン業務管理態勢を監査テーマとしたテーマ監査が実施された。当該テーマ監査において本キャプティブローンの監査にあたったのは、監査主任の O、監査員の P 及び Q の 3 名であった。

当該テーマ監査において本キャプティブローンに焦点が当てられたのは同年 9 月 12 日のことであった。この時点では、O、P 及び Q のいずれも本キャプティブローンについて問題意識をもっておらず、その商品性についても詳しくは理解していなかったが、ローン業務開発部及び個人業務部から説明を受ける中で、本キャプティブローンの反社チェックについて問題意識を有するに至った。P は、同日、個人業務部から、平成 22 年 7 月 26 日付稟議書（上記 6(6)参照）を受領してその内容を確認し、すでに事後チェック体制の導入が決定していること、さらに、入口チェック体制の導入についても検討されたことのあったことを認識した。

P と Q は、平成 23 年 9 月 14 日、コンプライアンス統括部渉外室を訪ねて C のヒアリングを実施し、本キャプティブローンの反社チェックの現状確認を行った。P ないし Q が、C に対し、入口チェックがなされていないことなどについて指摘し、説明を求めたところ、C は、入口チェックは困難であるが事後チェックを行っている、事後チェックは渉外室の業務計画に記載されており、継

続的に実施されてコンプライアンス統括部門の担当役員である上野副頭取の了解も得ている旨回答した。PやQは、業務計画や事後チェックの実施結果を証跡として開示するよう求めたが、渉外室からかかる開示は受けられなかった。

以上のほか、Pは、Cから、当該テーマ監査の中で入口チェックを実施するとなると、みずほBKの営業時間以外にもオリコのデータベースと本データベースを直結する必要がある、システムを導入するには多額の費用がかかる、本データベースを管理するみずほFGのコンプライアンス統括部が、他社（伊藤忠商事）の出向役員が在籍し、他の金融機関とも提携しているオリコに対して本データベースの情報を開示することに抵抗を示している、オリコの経営管理はみずほCBの所管であるから、みずほBKがオリコに指導することはできないなどといった説明を受けた。

Pは、同日、個人業務部から、平成22年12月27日付け「オリコ キャプティブローン取引 反社会的勢力認定作業結果」（上記7(2)ア参照。以下、「反社認定作業結果報告書」という。）を受領し、以上の経過をOに報告した。

Oは、Pが提出した反社認定作業結果報告書の内容を確認し、コンプライアンス統括部としても事後審査だけでは十分ではないことを認識しており、副頭取もこの点について了解しているのであれば、関係部検討依頼票（以下「依頼票」という。）を出すまでの必要はないと判断し、本キャプティブローンに係る問題意識を業務監査部長や内部監査役員に引き継がなかった。

イ 監査報告書の記載

本キャプティブローンに係る上記の監査経過は、個別監査マニュアルには比較的詳細に記載されている一方で、監査報告書には、「反社チェックについては既往分については事後にて全件実施済、新規案件についてはコンプライアンス統括部にて対応方針を検討中」などと簡略な記載にとどめられているが、連絡票や依頼票を出すに至らなかった点について監査報告書に記載するのは、たとえ数行であっても異例なことであるようである。監査においてキャプティブローンについて詰めて検証がなされたのはこの時が初めてであったことから若干の記載がされたようであるが、十分な記載であったとはいえないと評価せざるを得ない。

ウ 上記テーマ監査後のフォロー状況

上記テーマ監査終了後、平成24年4月2日から5月30日にかけて、反社会

的勢力対応を監査テーマとするテーマ監査が実施されているが、当該テーマ監査において、本キャプティブローンの反社対応について検証された形跡はない。

その後、平成 24 年 11 月 2 日から平成 25 年 2 月 28 日にかけて、再びローン業務管理態勢を監査テーマとするテーマ監査が実施されており、ここでは、本キャプティブローンの反社対応について一応の検証がなされているが、その監査報告書には「今回監査時点では、間接的にコンプライアンス統括部が、半期毎に反社チェックをしていることをヒアリングしたに留まり、同部による事後チェック等の状況をモニタリングし、チェック結果が経営に報告されているか、反社取引の推移に応じた対応が取られているか、などのプロセスの確認・検証までには至らなかった。」と記載されている。このテーマ監査の監査期間中に本金融庁検査における検査指摘がなされている。

(3) リスク評価報告書

平成 23 年 2 月、同年 8 月、平成 24 年 2 月、同年 8 月、平成 25 年 7 月にそれぞれ業務監査部が作成したリスク評価報告書（統制目的は「反社会的勢力対応」ないし「個人ローン」）には、反社の事後チェック結果が記載されているが、リスク評価報告書は反社認定作業結果報告書を基に記載されているため、その記載内容は反社認定作業結果報告書の内容と同様のものとなっている。

業務監査部としては、ここで得た情報を端緒として本キャプティブローンの反社対応について問題意識を持つべきだったと言えるが、実際にはここで得た情報がその後の監査に生かされた形跡はない。

14 頭取及びコンプライアンス担当役員の本件との関わり

オリコの関連会社化は、みずほ FG の社長であった塚本、みずほ CB の頭取であった佐藤及びみずほ BK の頭取であった西堀の 3 者間の協議も踏まえ⁴⁰、平成 22 年 5 月 14 日、みずほ FG、みずほ CB 及びみずほ BK の 3 社において、経営会議、取締役会等を経て決定された。

そして、平成 22 年 5 月 14 日にオリコの関連会社化が決定された後、上記のとおりみずほ BK において、コンプライアンス統括部の平成 22 年 7 月 26 日付稟議の決定に従い、本キャプティブローンについて半年に一度の事後チェックが継続されてきた。

⁴⁰ かかる協議の過程で本キャプティブローンの反社対応の問題が議論されていた形跡はない。

かかる事後チェックの結果が全て経営陣に報告されてきたわけではない（上記11(2)）。平成22年7月以降のみずほBKの頭取及びコンプライアンス部門担当役員並びにこれらの役員への報告状況の概要は以下のとおりである。

時期	頭取	コンプライアンス部門			稟議・報告等	BK・FGの委員会等
		担当役員 (正)	担当役員 (副)	部長		
2010	5月	西堀頭取 (2009/4/1 ～ 2011/6/20)	上野副頭取 (2009/4/1～ 2011/3/31)	倉中常務 (2010/4/1 ～ 2011/6/21)	D部長 (2008/4/1 ～ 2011/6/21)	BK/FG/CB 経営会議 (5/14)
	6月					
	7月					【稟議】反社チェック開始 (7/26 付)
	8月					
	9月					【報告】反社認定作業暫定結 果（進捗状況）報告 (9/21)
	10月					
	11月					BK コンプライアンス委員会 (11/15) BK 取締役会 (11/22)
	12月					【報告】反社認定作業結果① (12/27 付)
2011	1月		矢野副頭取 (2011/4/1～ 2011/6/21)			
	2月					BK コンプライアンス委員会 (2/16) BK 取締役会 (2/22)
	3月					大規模システム障害の発生
	4月					
	5月					
	6月		倉中常務 (2011/6/22 ～2012/4/1)	D 常務 (2011/6/22 ～ 2012/4/1)	L 部長 (2011/6/22 ～)	【報告】反社認定作業結果② (6/29 付)
	7月					FG コンプライアンス委員会 (6/17) FG 取締役会 (7/15) BK コンプライアンス委員会 (7/28) BK 取締役会 (7/29)
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					【報告】反社認定作業結果③ (12/26 付)
						FG コンプライアンス委員会 (12/26)
2012	1月	塚本頭取 (2011/6/20 ～ 2013/7/1)	小池常務 (2012/4/2 ～ 2013/9/29)			FG 取締役会 (1/20)
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					【報告】反社認定作業結果④ (6/28 付)
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					【報告】反社認定作業結果⑤ (12/25 付)
2013	1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					【報告】反社認定作業結果⑥ (6/26 付)
	7月					
		佐藤頭取				

	8月	(2013/7/1					
	9月	～)					

※灰色網掛箇所が事後チェック結果報告部分

以下では、平成 22 年のオリコの関連会社化以降、平成 23 年のシステム障害後の大規模な役職員の異動を経て、その後本キャプティブローン問題に関する対応方針が変容していく中で、当時のみずほ BK の頭取及びコンプライアンス担当役員が本件にどのように関わってきたかを検討する。

(1) 頭取について

ア 西堀は、平成 21 年 4 月 1 日にみずほ BK の頭取に就任し、平成 23 年 6 月 20 日に退任した。

西堀は、当初より、オリコの本キャプティブローンに含まれる反社会的勢力との間の取引の問題を把握し、まずは、本キャプティブローンの顧客にどの程度の反社会的勢力が含まれるかをサンプルチェックにより確認することをコンプライアンス統括部に指示した。西堀は、その確認の結果及びその結果についての所見について、「オリコキャプティブローンの NC テスト実施結果について」と題する平成 21 年 4 月 10 日付書面により、報告を受けた。西堀は、この頃 D に対し、オリコについて、みずほグループの一員として相応しいレベルの反社チェックをすることが必要であるとしてその対応方法について検討するよう指示していた。

その後、平成 22 年 5 月 14 日のオリコのみずほグループ会社化の決定に際して開催された経営会議において、本キャプティブローンについては、当面事後反社チェックを開始し、以後、段階的に領域を拡大していくと整理されたが、この方針決定も、西堀の意向に沿っていたものであった。

そして、西堀は、平成 23 年 2 月 16 日のコンプライアンス委員会に先立つ平成 23 年 1 月ころに、第 1 回目の本キャプティブローンについての事後チェックの結果について報告を受けた。

その後、西堀は、平成 23 年 3 月に発生したシステム障害の対応に追われることとなった。西堀は、当委員会のヒアリングにおいて、退任するまでの間、本キャプティブローンの反社チェックについて特段新たな指示は出していないが、逆に従前の指示を変更した記憶もないと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

イ 塚本は、平成 23 年 6 月 20 日にみずほ BK の頭取に就任し、平成 25 年 7 月 1

日に退任した。

塚本は、システム障害後の混乱の中、みずほ FG の社長から、みずほ BK の頭取に急遽就任することとなったため、就任当時、みずほ BK の本キャプティブローン問題について全く認識していなかった。塚本の頭取就任に際し、コンプライアンス統括部等から本キャプティブローン問題について具体的な説明はなされていない。したがって、西堀の本キャプティブローンの反社チェックに関する問題意識は、塚本に承継されなかった。

塚本は、平成 23 年 3 月末基準での本キャプティブローンの反社チェックの結果が報告されたみずほ FG のコンプライアンス委員会（平成 23 年 6 月 17 日）及び取締役会（平成 23 年 7 月 15 日）にみずほ FG の社長として、また、平成 23 年 3 月末基準での本キャプティブローンの反社チェックの結果が報告されたみずほ BK のコンプライアンス委員会（平成 23 年 7 月 28 日）及び取締役会（平成 23 年 7 月 29 日）にみずほ BK の頭取として、それぞれ出席している。

これらの委員会や取締役会における報告は、大部の会議資料中の若干の記載によってなされており、それぞれの会議において、本キャプティブローン問題が具体的に議論された形跡はない。

塚本は、当委員会のヒアリングにおいて、平成 25 年 2 月頃、本キャプティブローンの反社チェックが本金融庁検査において問題点として取り扱われるまで、本キャプティブローン問題を認識していなかったと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

ウ 佐藤は、平成 25 年 7 月 1 日にみずほ BK の頭取に就任した。

佐藤は、みずほ CB の頭取を経て、みずほ FG の社長（兼みずほ BK の非常勤取締役）となり、その後に塚本の後任としてみずほ BK の頭取となった。佐藤も、就任当時みずほ BK の本キャプティブローン問題について全く認識しておらず、コンプライアンス統括部等からも、就任に際してその点についての説明を受けたことはなかった。

佐藤は、平成 23 年 3 月末基準での本キャプティブローンの反社チェックの結果が報告されたみずほ FG の取締役会（平成 23 年 7 月 15 日）、平成 23 年 3 月末基準での本キャプティブローンの反社チェックの結果が報告されたみずほ BK の取締役会（平成 23 年 7 月 28 日）、並びに平成 23 年 9 月末基準での本キャプティブローンの反社チェックの結果が報告されたみずほ FG のコンプライアンス委員会（平成 23 年 12 月 26 日）及び取締役会（平成 24 年 1 月 20 日）にそれぞれ出席している。

各取締役会及びコンプライアンス委員会における報告状況は上記イと同様

であって、これらの会議体において、本キャプティブローン問題が具体的に議論された形跡はない。

佐藤は、当委員会のヒアリングにおいて、平成 25 年 2 月頃、本金融庁検査において本キャプティブローンの反社チェックが問題点として取り扱われるまで、本キャプティブローン問題を認識していなかったと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

(2) コンプライアンス統括部担当役員について

ア 平成 22 年にオリコを関連会社化した際のコンプライアンス担当役員は、正担当が上野、副担当が倉中という体制であった。

上野は平成 21 年 4 月 1 日にコンプライアンス統括部担当役員の正担当に就任し、平成 23 年 3 月 31 日に退任した。上野は、オリコの関連会社化に伴い、平成 22 年 5 月頃、コンプライアンス統括部から反社の事後チェックの開始方針について説明を受け、本キャプティブローンの反社チェックの問題について認識しており、平成 22 年 12 月 27 日になされた第 1 回の事後チェックに係る反社認定作業結果報告書に押印してこれを決裁した。

上野は、当委員会のヒアリングにおいて、明確な記憶はないものの、みずほ BK が債務者を管理するのであれば、本来入口から管理しなければならないが、それにはオリコとの情報共有という問題があったと認識していたこと及び情報共有の点については検討途上で、自らの退任時期までに決着はしていなかったことを述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

イ 矢野正敏副頭取（以下「矢野」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日、上野の後任としてコンプライアンス統括部担当役員の正担当に就任し、同年 6 月 21 日に退任した。

矢野がコンプライアンス担当役員となった平成 23 年 4 月頃は、システム障害等の影響で行内も混乱しており、また、矢野は、在任期間が短く、在任中には、半年毎に行われる事後チェックの結果に係る報告等を受けていない。矢野は、当委員会のヒアリングにおいて、本キャプティブローン問題については、平成 25 年 2 月の本金融庁検査の指摘事項となって初めて認識したと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

ウ 倉中は、平成 22 年 4 月 1 日に常務に就任し、平成 23 年 6 月 21 日までコンプライアンス統括部の副担当を務めるとともに、翌 22 日からは矢野の後任として

コンプライアンス統括部の正担当に就任し、平成 24 年 4 月 1 日に退任した。

倉中は、オリコの関連会社化に伴い、平成 22 年 5 月頃、コンプライアンス統括部から反社の事後チェックの開始方針について説明を受け、本キャプティブローン問題について認識しており、平成 22 年 12 月 27 日以降、約半年ごとに報告されていた反社認定作業結果報告書に押印してこれを決裁した。

倉中は、当委員会のヒアリングにおいて、平成 23 年 3 月以降は、みずほ BK として、システム障害の処理、特例支払問題等に心血を注いでいたこともあって、本キャプティブローン問題については優先順位が下がっており、十分なフォローアップができていなかったと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない⁴¹。

エ Dは、平成23年6月21日までコンプライアンス統括部長を務めるとともに、翌 22 日からは倉中の後任として常務執行役員となってコンプライアンス統括部の副担当に就任し、平成 24 年 4 月 1 日に退任した。

D は、オリコの関連会社化に際しては、西堀からの指示を受けて、本キャプティブローンに関する反社リスクを洗い直すよう当時の部下に指示し、第 1 回事後チェックを実施した上、その結果についてコンプライアンス担当役員等に報告するとともに、西堀にも報告した。

その後も、D は、西堀の意向に沿って、本キャプティブローンの反社チェックについて段階的に領域を拡大すべく、コンプライアンス統括部において、みずほ銀行の不芳属性先情報をオリコに共有させる可能性等について検討していた。

そのような状況の中、D は、平成 23 年 3 月以降はシステム障害後に生じた様々な反社対応の問題に忙殺された。平成 23 年 6 月の常務への昇格後は、リテール支店担当役員も兼務することとなり、システム障害により迷惑をかけた取引先等にお詫び行脚をするべく、各地を飛び回ることとなり、コンプライアンス統括部の管理は、正担当である倉中に委ねざるを得ない状態であった。もっとも、D は、常務就任後もその退任まで、約半年ごとに報告された反社認定作業結果報告書に押印してこれを決裁してきた。

D は、当委員会のヒアリングにおいて、本キャプティブローンに関する対応方針が変更されたとは理解していなかったが、実際には、上記システム障害に

⁴¹ なお、倉中がコンプライアンス統括部担当役員の正担当となった平成 23 年 6 月頃以降、コンプライアンス統括部担当役員の正担当が副頭取から常務へと変更されているが、これは、上記システム障害の処理等を受けて、みずほ BK 内では、まずは顧客への信頼回復を図るために、副頭取を顧客対応に集中させる必要があったためであるとされている。

よる問題処理や取引先対応等に忙殺され、本キャプティブローン問題に関し、倉中や小池正兼常務執行役員（以下「小池」という。）に具体的な説明をしたり、コンプライアンス統括部に具体的な指示したりしたことはなく、コンプライアンス委員会への報告がなくなったことについて問題意識を持たなかったと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

オ 小池は、平成 24 年 4 月 2 日、倉中の後任としてコンプライアンス統括部担当役員の正担当に就任した。

小池は、正担当就任当時、本キャプティブローン問題について何ら認識しておらず、また、コンプライアンス統括部等から本キャプティブローン問題について説明を受けた形跡もない。

小池は、本キャプティブローンの事後チェックの結果について、平成 24 年 6 月 28 日付報告書及び同年 12 月 25 日付報告書によって報告を受け、これを決裁した。小池は、当委員会のヒアリングにおいて、平成 25 年 2 月 27 日に金融庁の主任検査官と面談する前日ないしその数日前にコンプライアンス統括部の K 及び C から説明を受けたことによって、初めて本キャプティブローン問題について認識したと述べた。この陳述に係る事項を覆すに足りるような事情は存しない。

15 金融庁の入検へのみずほ銀行の対応状況

（１）金融庁の入検時のみずほ BK の対応

金融庁は、平成 24 年 12 月から平成 25 年 3 月にかけてみずほ BK に対して多数回の面談を含む金融検査を実施した。金融庁の検査において、本キャプティブローンについて初めて言及されたのは、平成 25 年 1 月 16 日の面談であった。

検査官は、当初は主としてキャプティブローンの商品性やデフォルト状況、スキーム等について質問していたが、同年 2 月 18 日以降、徐々に本キャプティブローンに係る反社チェックについての質問に移行し、それに伴い、回答者もローン業務開発部、個人業務部又は与信企画部の面談担当者から、コンプライアンス統括部の面談担当者に移行していった。コンプライアンス統括部の面談担当者は、渉外室の C であった。

そのような中、2 月 22 日から 26 日までの間、検査官は、C に対し、本キャプティブローンに係る事後チェックの結果が取締役会やコンプライアンス委員会に報告されているか、報告されていないとすればどのような理由に基づく

のかなどについて尋ねた。それに対し C は、取締役会やコンプライアンス委員会には報告しておらず、その理由は、審査・与信管理をオリコが行っているため、みずほ BK が当事者として管理しなくてはならないとの認識が乏しかった点や、事後チェックの結果をオリコに伝えて、以降の取引拡大防止が図れていることを確認していたことでそれ以上の取組みに着意がなかった点にある旨述べた。

当該面談時のやりとりについては、面談記録として書面化され、コンプライアンス統括部内で決裁された。

同年 3 月 4 日に金融庁による検査が終了した。

(2) 金融庁の入検後のみずほ銀行の対応

金融庁は、検査終了後も引き続きみずほ BK コンプライアンス統括部と協議を重ねた後、平成 25 年 6 月 11 日、みずほ BK に対し、「検査結果通知」を受けた銀行法第 24 条第 1 項に基づく報告命令を発出し、その中で、

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]

等に対する改善についての報告を求めた。

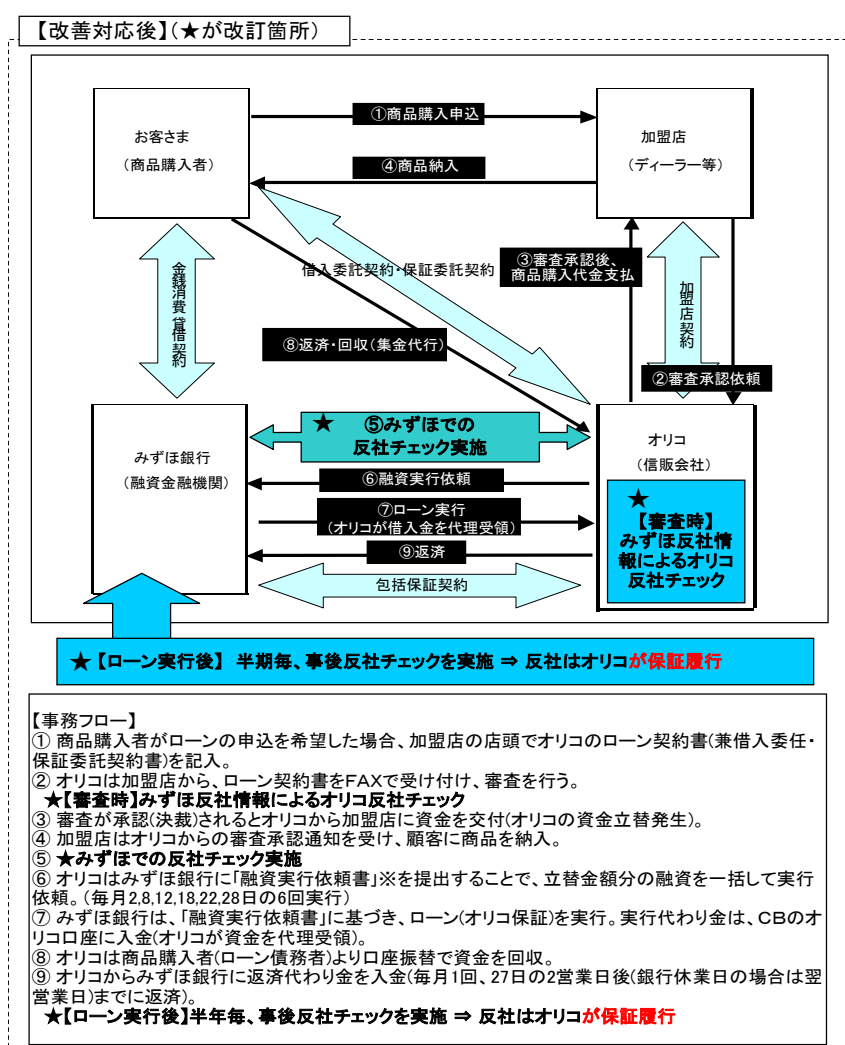
そのため、みずほ銀行は、7 月 11 日に、下記の諸点を内容とする「検査結果の通知事項に対する改善状況等のご報告」を金融庁に提出した。

その具体的内容としては、まず、(1)及び(2)について、みずほ銀行は、オリコと協議し、改善対応表にある 3 つの反社チェックを導入することとした。

すなわち、これまで、オリコは改善対応表の②の審査依頼時に、顧客（商品購入者）がオリコのデータベース上反社会的勢力（みずほ銀行の事後チェックにより反社会的勢力である旨判明したため、みずほ銀行がオリコに提供し、登録された反社情報を含む。）として登録されているかを確認していたが、今後は、②の審査依頼時に、みずほ銀行が保有している反社情報に基づいて反社チェックを行うこととし、いわゆる入口段階での反社排除が実現できるようにした。

また、これまで、みずほ銀行は改善対応表の⑥の融資実行依頼時にオリコから反社チェックに必要な顧客情報を得ることができなかったため、この時点で反社チェックを行っていなかったが、今後は、⑥の融資実行依頼時にオリコからより多くの項目についての顧客情報を得、本データベースに登録されている不芳属性先に該当するかチェックすることとした。

更に、これまでは、みずほ銀行は、事後チェックを行った結果反社会的勢力と判明した顧客についてオリコに保証債務履行請求をしていなかったが、今後は、反社会的勢力と判明した顧客に対する貸付について、オリコに保証債務履行を請求することとした。



また、(3)については、本キャプティブローンに係る反社排除態勢整備に関する事項についてコンプライアンス委員会等で審議又は報告を行う運営を継続することとし、(4)については、各監査を担当する主任・監査員だけでなく、次長等も参加する検討会を設け、改善提言の要否を検討し、反社取引排除等の重

要なリスク事象については、取締役会等経営陣による会議体における報告・審議等が実施されているかという着眼点を含めた検証を行うこととした。

(3) 業務改善命令発出後のみずほ銀行の対応

その後、9月27日に金融庁からみずほ銀行に対し業務改善命令が発出され、これについて岡部俊胤取締役副頭取が10月4日に記者会見を行った。

同日、記者会見終了後にみずほ銀行内で会議が行われ、その中で佐藤が本問題を認識した時点は調査の上、特定しておくべきである旨の意見が出されたため、この点について調査を行うこととした。

みずほ銀行の中では、佐藤が当該問題を認識した時点は、金融検査終了時である3月4日以降か、早くとも金融検査の面談の中で本キャプティブローンに係る反社チェックについての質問が始まった時点(2月18日)であるとの認識があったため、同時点以降の資料を中心に調査したところ、3月1日に経営企画部が佐藤に上げた書面に、当該問題について記載した箇所があったことから、佐藤は同日に当該問題を認識したものと一旦は理解された。

しかし、グループ企画部Rらが担当者に対し、当該問題の重要性に鑑み、念のため、オリコが関連会社化された時点以降の資料を全て精査するよう指示した。そして、かかる資料精査の結果、以前のコンプライアンス委員会資料の中に本キャプティブローン問題についての記載があることが発見された。

なお、金融庁の入検時に、Cが事後チェックの結果はコンプライアンス委員会に報告されていない旨回答した際、また、6月11日付の銀行法第24条第1項に基づく報告命令に対する報告をする際のいずれの時点でも、コンプライアンス統括部に現に所属する行員数名に対してヒアリングが行われたが、過去に同部に所属していた行員に対するヒアリングは行われなかったし、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料を精査することもされなかった。関係者の聴取結果によれば、本キャプティブローン問題は、オリコの関連会社化が行われた当時からコンプライアンス統括部に所属しているCが誰よりも詳しく、Cが言うのであれば間違いないと軽信していたようである。その結果、実質的には、一担当者に過ぎないCの記憶のみに依拠して回答が行われた。かかる特定の個人の認識や記憶に依存した組織的な対応態勢の欠如が、本金融庁検査における過誤報告を招いたものといえ、みずほ銀行の関係者が、上記コンプライアンス委員会資料中の記載等について、これを殊更秘匿したことを窺わせる事情は認められない。

第5 原因分析

1 本件における問題の所在

本キャプティブローンは、顧客窓口業務の一切がオリコとその加盟店に委ねられており、取引の過程において、みずほBKと顧客との接点が一切ない。一方で本キャプティブローンは、みずほBKがオリコを通じて一度に大量の融資を行うものであって、この側面を見ればオリコに対するコーポレート・ローンに類似する。

しかし、本キャプティブローンは、法形式的には、あくまでもみずほBKの、個々の顧客に対する直接の貸付取引である。したがって、みずほBKは、本キャプティブローンを自らの貸付債権である自行債権として、そこからの反社管理に当たるべきである。

わが国においては、数年来、反社会的勢力の排除にむけての政府指針の公表や金融検査マニュアルの改正、監督指針の改正、全銀協による暴排条項の参考例の策定及び改正、各都道府県における暴排条例の制定など、反社会的勢力を排除することについての社会的機運が急速な高まりを見せている。みずほBKは、日本を代表する主要行の一つとして、社会の変化を鋭敏に捉え、ベストプラクティスとしての反社管理の取組みを実践していくことが期待されていた。

みずほBKは、早くから反社会的勢力の排除に向けた取り組みを始めていたが、オリコの関連会社化を契機として、所管のコンプライアンス統括部のみならず、当時の頭取やコンプライアンス担当役員においても、本キャプティブローンにおける反社管理の問題を把握していた。この問題について、みずほBKは、オリコによる反社チェックに加えて、本キャプティブローンに係る全ての債務者について、みずほグループの基準により、属性チェックを行い、その結果をオリコに還元して反復取引を防止させることを当面の実務とし、更に反社チェックの領域を段階的に拡大することを検討課題とした。この方針に基づいて、オリコの関連会社化後の最初の事後チェックを行ったところ、本キャプティブローンに相当数の反社会的勢力との取引が含まれていることが確認された。

みずほBKは、このような事態を受けて、事後チェックの結果判明した反社認定先に対しオリコが再び取引をすることを防止するため当該反社認定先の情報をオリコに還元するとともに、オリコの反社管理体制の強化のための種々の支援策を実行していった。

しかしながら、このような施策によっても、本キャプティブローンの顧客に含まれる反社会的勢力の割合が抜本的に減少することはなく、みずほBKには、こ

のローンにおける反社会的勢力との取引の更なる解消に向け、より積極的な取り組みを行うことが求められていた。

しかし、みずほ BK においては、

- (1) 当初は取締役会やコンプライアンス委員会に報告されていた定期の本キャプティブローンの事後チェックの結果について、その頭取への報告を義務付ける関連規程があるにもかかわらず、取締役会やコンプライアンス委員会にその報告がなされなくなり、
- (2) 当初は検討課題とされていた入口チェックの導入の可否や本キャプティブローンの債務者に限定しないみずほ FG の反社情報のオリコへの還元の可否等は、その後の担当役員への報告書や業務計画において、課題認識から欠落し、
- (3) 経営課題の達成状況の検証を行うべき業務監査部は、本キャプティブローンの問題を認識しながら、監査報告書において十分な指摘を行わず、
- (4) 金融庁の指摘がなされるまで、反社会的勢力との取引の解消に向けて、更なる抜本的取組みが行われることがなかった。

以下では、かかる問題が生じた原因について検討する。

2 本件の原因

(1) 本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと

上記 1 において記載したとおり、本キャプティブローンは、みずほ BK 自らの貸付債権であるから、自行債権としての反社管理をしなければならない。

しかし、本キャプティブローンについては、みずほ BK の平成 23 年 7 月 29 日付取締役会議事録においても「11 年 3 月末基準 グループ会社における与信取引・与信取引以外の資金提供取引状況」の欄に本キャプティブローンに係る反社チェックの結果を記載し、自行債権として取り扱っていないこと、みずほ銀行の幹部や行員のヒアリングにおいて、本キャプティブローンが自行債権であることを認識していなかったと述べる者が少なくなかったことから、みずほ BK の役職員に、本キャプティブローンが自行の融資であり、その顧客が自行の与信先であるという意識が希薄であったことが認められる。

みずほ BK の役職員は、本キャプティブローンの顧客に反社認定先が多数含まれることを認識しながら、これを自行の債権としてその取引の解消を図り、

その発生を食い止めるための方策を検討しようとしなかったし、事後チェックの内容がコンプライアンス委員会や取締役会に報告されていないことについて問題意識を持たず、既存の業務フローが継続されるのを容認し、いずれかの時点で反社取引を防止し、解消するための抜本的な対策を講じるべきであったものを放置したことなどは、このように本キャプティブローンが自行融資であるという意識が希薄であったことに起因するものであると考えられる。

(2) 反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の認識が不足していたこと

みずほ BK において、本キャプティブローンに係る反社取引の管理は、第一次的にはコンプライアンス統括部の所管であった。コンプライアンス統括部においては、本キャプティブローンに係る反社取引の防止・解消に向けての取り組みを継続するとともに、本キャプティブローンに係る反社取引の状況について、頭取への報告を義務付ける関連規程に従い、コンプライアンス委員会や取締役会に報告し、経営陣の指示を仰ぐべきであったのであり、同部はその本来の任務を尽くしていたとはいえない。

しかしながら、同部がその任務を尽くしていないことについて、みずほ BK が、組織としてこれを看過する体制に陥っていたことにも重大な問題がある。

本キャプティブローンに係る反社取引の状況については、コンプライアンス統括部及びコンプライアンス担当役員以外に、オリコとの連携を所管する個人業務部、本キャプティブローンの商品開発を所管するローン業務開発部、個人業務グループにおけるコンプライアンスの問題を所管するコンプライアンス専管者においても認識することができたし、認識すべきであった。

また、現時点では報告から落とされていたとはいえ、一時期、取締役会やコンプライアンス委員会に提出された資料においても、本キャプティブローンに係る反社取引の状況に関連する記載は認められた。

しかるに、これら本キャプティブローンに係る反社取引の状況に接した者においては、反社管理の問題については、専門部署であるコンプライアンス統括部において問題なく対応しているはずであると安易に思い込み、これに問題意識を持つに至らなかった。

確かに、銀行が取引を開始した後に顧客が反社会的勢力となる場合もある以上、いかなる経営努力を用いても、反社会的勢力との関係遮断を完全に達成することは困難である。しかしながら、反社会的勢力との関係遮断の今日的必要性、そしてそれがみずほグループという組織全体の経営基盤を揺るがしうる重

大性を有していることに思いを致せば、コンプライアンス統括部は勿論、それ以外の職務に従事する者も、本キャプティブローンに係る取引について、みずほBKが新たに反社会的勢力に当たる取引を開始することを阻止し、また事後的に判明した取引についてはこれを解消するべく、不断に取り組み続けなければならないという課題認識をもつべきであった。

(3) 役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと

みずほBKにおいては、平成23年3月のシステム障害後、経営体制の大幅な刷新がなされるとともに、反社会的勢力対応の問題に関わる役職員の大幅な異動も生じた。

その人事異動に際し、前任者から後任者に対して本キャプティブローン問題について具体的な引き継ぎが行われたことはなく、またこれに際して担当部からの説明もなされなかった。また、異動前に本キャプティブローン問題について報告がなされた取締役会やコンプライアンス委員会に出席していた経営陣もいたが、これらの経営陣は、これらの会議においてこの問題を認識するには至らなかった。

その結果、上記役職員の異動後は、本キャプティブローン問題を取り扱うべき立場の者の中で、本キャプティブローン問題に対する問題意識や今後の課題を理解していた者は、実質的には、平成22年のオリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社管理の検討に参加していた、DとCのみとなった。

確かに、Dをコンプライアンス統括グループの副担当職とした限りににおいて、課題認識の継続という観点からの一定の配慮がうかがわれるものの、Dは、主に個人営業部門を担当することとなり、システム障害後の顧客対応に追われ、コンプライアンス統括グループの指導・監督を行える状況にはないまま、平成24年4月に退任した。

そして、本キャプティブローン問題を認識していた一担当者であるCが残されたが、Cにおいても、システム障害や特例支払問題の対応等に忙殺される中、本キャプティブローン問題は相対的に優先順位が低下し、本キャプティブローン問題がその課題認識から欠落することとなった。

このように、当初の本キャプティブローンの反社管理に関する問題意識（課題認識）が組織として承継されず、実質的に、特定の個人の認識や記憶に過度に依存する状況が生まれた結果、当初予定されていた反社チェックの領域の段階的拡大が行われないまま、本金融庁検査に至った。

(4) 組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと

本キャプティブローン反社チェックについては、オリコの関連会社化を決定した平成 22 年 5 月 14 日の時点で、取締役会及び経営会議に提出された資料上、「グループ会社化実施に重大な支障なし。キャプティブローンの事後反社チェックを開始、以後段階的に領域を拡大」とされていた。また、平成 22 年 7 月には、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において、今後の課題として、「入り口チェックの導入可否並びに本件キャプティブローン以外の反社情報のオリコへの還元及び当該情報の活用を検討すること」と記載されていた。

そうであったにもかかわらず、みずほ BK においては、反社認定先情報をオリコに還元する事後チェックの体制が整った後には、事後チェック及び反社認定先の情報の還元を続けるのみで、属性チェックの「領域の段階的拡大」はなされなかった。かえって第 2 回の事後チェックの結果報告に際し、第 1 回報告書には記載があった「今後の対応」に関する項目が削除されるなど、渉外室として事後チェックを超えた対応は現実的には困難であるという認識の下、その取組みを放棄したと疑われる事実も認められた。

そのような事態となった一因に、システム障害後、急激にみずほグループのワンバンク化が進んだ過渡期において、同一部門の役職員の退任や異動が一時に生じ、それが課題認識の断絶を招くことがあったということは否定できない。

しかし、永続する会社において、担当者の異動は避けられず、過渡期にあっても、組織としての継続性を担保していくことは不可欠の要請である。

みずほ BK のコンプライアンス統括部渉外室においても、かかる継続性担保の取組みとして業務計画を作成していたものの、平成 23 年度上期の業務計画においては「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」が追加され、属性チェックの領域の拡大を図っていた様子が窺えるにもかかわらず、平成 23 年度下期の業務計画においては、「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」について触れることなく「オリコの社内体制構築を適宜フォローし、必要に応じてサポートを実施」と記載され、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討についての課題認識が欠落するなど、業務計画も組織としての課題取組みの継続性の担保として十分な機能を果たすものではなかった。

その結果、みずほ BK においては、本キャプティブローンに係る反社管理の段階的拡大に向けた取組みが事実上断絶することとなった。

また、そもそも、本件では、当初の経営会議や取締役会、又は稟議における課題認識が必ずしも明確な形で示されておらず、第1回目の事後チェックの結果を踏まえたコンプライアンス委員会への報告においても、この課題認識について、曖昧な記載がされるにとどまった。

その背景としては、渉外室の現場サイドにおいて、事後チェック及び反社認定先の情報の還元以上の対応策を採ることが實際上困難であるとの認識があり、そのハードルを事実上引き下げたいという意識が働くとともに、上記のとおり、当初の課題認識が事実上引き継がれなかったために、組織全体として、なし崩し的に当該課題についての認識が逡巡していったと考えられる。

仮に、当初の課題認識をクリアすることが困難になったとすれば、速やかにそのことを経営陣に報告し、組織として次善の策を検討することができたはずである。しかしながら、本件においては、もともと当初の課題認識が必ずしも一義的に明確なものではなく、また、その課題解決の実現可能性を十分に踏まえた上でどの程度のレベルの課題設定とするかについての検討も十分になされないまま、現場における対応が求められた。これも、組織としての継続性を担保していくためのPDCAが適切に機能せず、組織としての対応がなされなかった要因の一つと考えられる。

(5) 反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと

みずほBKにおいては、その規程上、自行及び重点管理会社に係る反社取引についてはコンプライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとされ（コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第3条③）、また、「反社会的勢力への対応に関する事項」については、審議・調整する必要があるとされていた（経営政策委員会規程別表）。

このうち、「反社会的勢力への対応に関する事項」についてコンプライアンス委員会で審議・調整すべきとする経営政策委員会規程別表については、反社会的勢力への対応に関するいかなる事項を審議・調整すべきなのか、その具体的な内容は必ずしも明らかではない。

一方、自行に係る反社取引については、（コンプライアンス統括グループ長及び）頭取に報告する旨を定めるコンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）の定めは比較的明確である。にもかかわらず、本件において、第2回事後チェックの結果についてコンプライアンス委員会・取締役会等における報告がなされたのを最後に、本キャプティブローンの反社認定先との取引の状況

について、みずほ BK の頭取に対する報告がなされた形跡がないことは、当該細則違反の謗りを免れない。

この点に関し、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルールにおいては、担当役員宛の月次報告や、上記経営政策委員会規程に基づくルールについては言及されているものの、上記細則に基づく頭取報告のルールについては言及がなく、渉外室内において、当該ルールが十分浸透していなかった可能性は否定できない。

(6) コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと

みずほ BK において、反社会的勢力の管理の問題は機微情報を伴うため、コンプライアンス統括部渉外室の専権事項であるという意識が強く、他の部署等も、反社会的勢力の関連する問題についてはコンプライアンス統括部の聖域であるかのごとく取扱い、ひとたび反社関係の問題が生じた場合には全てを渉外室に委ねる傾向にあった。

本キャプティブローンに関しても、その反社会的勢力の管理のあり方は、関連する契約の内容や業務フロー（ローン営業開発部）、オリコとの業務連携・顧客情報一般の共同利用の取組み（個人業務部）、個人向けローン商品としての統一的なコンプライアンス管理（コンプライアンス専管）、本データベースの運用等（みずほ FG のコンプライアンス統括部信用情報管理チーム）、グループ会社としてのオリコの管理（みずほ CB）といった点と不可分であるにもかかわらず、これらを担当する各部署との連携が必ずしも十分になされておらず、渉外室が行う事後チェック（反社認定先の判定）の問題に対する他部署の関心も乏しかった。

渉外室においても、業務監査部の監査に対し必ずしも協力的ではなかったことに象徴されるように、閉鎖的になりがちであったことが窺える。

このようなコンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションの不足が、銀行全体として、本キャプティブローンの反社管理における問題認識が進まなかった要因の一つになっていたものといえる。

(7) 内部監査が十分に機能していなかったこと

本キャプティブローンに関しては、平成 23 年 7 月から 9 月に実施されたテーマ監査において、内部監査の対象となり、担当監査員と監査主任においては、

本キャプティブローンの仕組みを踏まえ、事後チェックのみが実施されている状況について検討を加えており、本件の問題の所在を理解していた。

しかし、当時の監査主任は、コンプライアンス統括部としても事後チェックだけでは十分ではないのではないかという問題意識を有しており、副頭取（コンプライアンス担当役員）もこの点について了解していたのであれば、関係部依頼票を出す必要はないと判断し、また、監査報告書においても極めて簡潔な記載を行うにとどめた。そして、かかる判断を行う際には、監査部長や監査担当役員との間で十分な協議・検討を行わなかった。

当時の監査主任は、副頭取に報告がなされ、その上で（当該監査の実施時点では）業務計画を踏まえた対応が継続されていた以上、一面においては経営者の意思に沿った業務執行の確保という内部監査の目的が既に達成されたと考えたとするが、そもそも副頭取への報告をもって経営陣の意思に沿うものと判断する理由もなく、また、反社管理という、みずほグループに重大な影響を与えうる問題であることを考慮すれば、監査部長及び監査担当役員とも十分協議した上で、慎重に結論を出すべきであった。

そのような対応を採っていれば、監査部長や監査担当役員が問題点を認識し、これに基づいて、頭取を含めた経営陣の認識の確認等がなされ、別途の対策が講じられた可能性がある。

（８）金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと

本金融庁検査の過程で、本キャプティブローン問題に焦点が当たり、金融庁の担当官からコンプライアンス委員会への報告の有無を質問されたにもかかわらず、みずほBKの担当職員は、これについて十分な確認を行うことなく、報告がなされていない旨の誤った回答をした。

金融庁への上記回答に際しては、コンプライアンス統括部に当該検査の時点で所属する行員に対してヒアリングが行われたにとどまり、オリコの関連会社化やその後の事後チェックの開始時に所属していた行員に対するヒアリングも行われることはなかった。また、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料の精査も行われることはなかった。

結果として、実質的には、オリコの関連会社化が行われた当時からコンプライアンス統括部に所属している担当者の記憶のみに基づいて回答を行ったものであり、隠蔽の意図などは認められないものの、当局検査への対応としては、軽率であったとの謗りを免れない。

第6 みずほ銀行の再発防止策の評価と再発防止策に関する当委員会の提言等

1 みずほ銀行の再発防止策の概要

みずほ銀行は、本件業務改善命令を受け、平成 25 年 10 月 28 日付で金融庁に業務改善計画を提出する。

当委員会は、委嘱事項に鑑み事前に同月 27 日時点の草案を確認したが、この計画においてみずほ銀行の策定した再発防止策について、項目の抜粋ないし要約をすると下記のとおりである。

記

III. 問題事案の再発防止のための実効性ある具体的な方策の策定及び全行的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
--

1. 4 者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策

- ① 反社会的勢力との取引に対する対応について（平成 22 年 9 月のオリコのグループ会社化後に実施したスクリーニングにおいて判明した反社会的勢力との取引については、オリコへ保証債務履行請求を開始するなどして、解消に向けて対応中。）
- ② 入口反社チェックのレベルアップ
 - A. オリコにおける反社取引排除態勢の検証
 - (ア) オリコにおける反社データベースの構築状況
 - (イ) オリコにおける反社情報収集・登録フロー
 - (ウ) オリコ審査時における反社チェックの運営
 - B. 入口反社チェックの開始
- ③ 事後反社チェックのレベルアップ
- ④ オリコによる反社向け債権回収態勢強化への主体的な関与

2. 反社会的勢力との関係遮断にかかる法令等遵守態勢の整備

- (1) 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化
 - ① コンプライアンス統括グループの見直し
 - A. コンプライアンス統括部の再編
 - B. コンプライアンス統括グループ長に副頭取を配置
 - ② 反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化

- A. 専門委員会（「反社取引排除委員会」）の新設
- B. 社外取締役の配置
- C. 経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化
- (2) 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上
 - ① 役員の反社取引排除に関する意識向上
 - ② 職員の反社取引排除に関する意識向上
 - A. 部店長を対象とする反社取引排除に特化した研修の実施
 - B. 反社取引排除にかかるコンプライアンス研修の充実
 - ③ コンプライアンス統括グループにおける警察当局・その他関係団体・弁護士との更なる連携強化
- (3) 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化
 - ① 与信商品の悉皆点検
 - ② 新商品検討時における反社取引排除検証態勢の強化
 - ③ 反社取引排除等に関する商品・サービス所管部との役割の明確化
- (4) 企業風土の改善
 - ① 「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上
 - ② 「One MIZUHO 推進 PT」と連携した継続的な取組みの推進
- 3. 金融庁検査等におけるチェック態勢の整備（本部における重要な報告時等の二重チェック態勢の整備）

IV. 内部監査機能の充実・強化

- 1. 内部監査機能の充実・強化策
 - (1) 指摘・改善提言に関する検討態勢強化
 - ① 「中間検討会」「監査結果検討会」の設置
 - ② 「監査計画検討会」「監査報告検討会」での部内全室次長によるチェック
 - (2) 経営陣への伝達機能の強化
 - ① 指摘・改善提言未実施時の報告体制強化
 - ② 監査品質評価における検証
 - (3) 監査プロセスの明確化
 - ① 重要なリスク事象の経営陣への適時・適切な報告・審議の実施状況の検証
 - ② 課題の十分な認識共有と課題管理状況の検証
 - ③ 経営重要課題や重要なリスク事象に対する継続的取組み状況の検証
 - (4) 監査主任・監査員の意識強化

2. 執行部門の再発防止等のモニタリング等の実施
 - (1) 執行部門の改善・対応策の監査・モニタリングの実施
 - (2) オリコの改善・対応策のモニタリングの実施

2 みずほ銀行の再発防止策に対する当委員会の評価

(1) みずほ銀行による原因分析と再発防止策の対応関係

上記1の再発防止策について、まずは、みずほ銀行自身が分析して示す本件の原因に照らし、その相当性を評価する。

みずほ銀行は、本キャプティブローン問題の原因について、当該問題が発生した経緯・事実ごとの要因（各問題における要因）として、以下の点を挙げる。

A. キャプティブローンの反社取引排除に向けた取組みにかかる問題意識・要因

(a) 代位弁済を通じた反社取引解消に向けた取組みについて

コンプライアンス統括部では、キャプティブローンの商品性に対する理解が不十分であったため、キャプティブローン債権を自行債権として十分に認識できなかったこと等から、取引解消に向けて、オリコによる代位弁済を具体化することができなかった。

(b) キャプティブローンの反社取引排除に向けた課題設定について

所管部においてコンプライアンス統括部渉外室への依存がある一方、コンプライアンス統括部においても、キャプティブローン債権に対する自行債権としての認識等が不十分であり、コンプライアンス統括部自身が認識した入口反社チェックという課題を組織の課題として設定し、引継ぐことができなかった。

(c) キャプティブローンにおける反社取引実態に関する経営陣への報告疎漏について

コンプライアンス統括部は、キャプティブローン債権を自行債権として十分に認識できなかったこと等から、反社取引は頭取まで報告するという自行の規程に反して、反社取引の状況を頭取まで報告することができなかった。

(d) 反社取引未然防止・解消に向けた対応指示について

平成23年2月のコンプライアンス委員会及び取締役会において、キャ

プティブローンに反社取引が多数存在することが資料で報告されたが、その資料の記載が不十分な内容であり、また、役員の反社取引に対するコンプライアンスリスクの認識も不十分であったことから、役員において、反社取引解消に向けた取組状況等についての踏み込んだ確認、それを踏まえた指示を行うことができなかった。

B. 業務監査にかかる問題意識・要因

業務監査部は、監査プロセスの中で、キャプティブローンにおける反社取引の存在や入口反社チェックという課題を認識しながら、反社取引排除態勢整備の意識の低さ、組織の課題としての設定・フォローについての検証の不足、反社取引解消に向けた取組みに関する確認の不足等から、所管部に対して反社取引排除に向けた指摘・改善提言を行うことができなかった。

C. 金融庁検査時にかかる問題意識・要因

金融庁検査に対しては、担当者が過去に遡って資料を確認するなどの基本動作を怠ったため、事実誤認に基づく回答を行い、また、その上司も検査にかかる重要な報告事項に関する背景・事実について、過去の資料を悉皆的に確認する等の具体的な指示を行わなかったため、事実誤認に基づく回答を看過することとなった。

そして、みずほ銀行は、上記各問題における要因が発生した背景・根本原因は、以下の点にあると分析している。

A. キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ

キャプティブローンの商品性の複雑さゆえにキャプティブローン債権に対する自行債権としての意識が希薄であり、他方で、反社取引に対するコンプライアンスリスクの意識も不十分であった。

B. 反社対応に関する特定組織への依存

反社対応に関してコンプライアンス統括部へ依存する体質となっており、また、金融庁検査時の対応や業務監査時の対応に関して、組織の一部に前例踏襲や縦割り意識といった役職員の意識・行動様式が見受けられた。

このようにみずほ銀行が分析した背景・根本原因とそれに対する再発防止策の対応関係は以下のとおり整理できる。

背景・根本原因	再発防止策
A キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ	① 4者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策（業務改善計画Ⅲ・1） ② 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化（業務改善計画Ⅲ・2(3)） ③ 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上（業務改善計画Ⅲ・2(2)） ④ 企業風土の改善－「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上（業務改善計画Ⅲ・2(4)①）
B 反社対応に関する特定組織への依存	① 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化（業務改善計画Ⅲ・2(1)） ② 企業風土の改善－「One MIZUHO 推進 PT」と連携した継続的な取組みの推進（業務改善計画Ⅲ・2(4)②） ③ 金融庁検査等におけるチェック態勢の整備（業務改善計画Ⅲ・3） ④ 内部監査機能の充実・強化策（業務改善計画Ⅳ・1） ⑤ 執行部門の再発防止等のモニタリング等の実施（業務改善計画Ⅳ・2）

（２）背景・根本原因ごとの再発防止策の評価

以上検討したところを前提として、みずほ銀行の再発防止策が、本キャプティブローン問題の背景・根本原因に対応した相当性を有するかどうかについて、背景・根本原因ごとに評価する。

ア 背景・原因Aについて

背景・根本原因 A（キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ）のうち「キャプティブローンの商品性の複雑さゆえにキャプティブローン債権に対する自行債権としての意識が希薄であ」ったとの点に関しては、みずほ銀行は今般の本キャプティブローン問題への対応を通じて本キャプティブローンが自行の貸付債権であるとの認識を全行的に有するに至ったものと思われ、かかる認識に基づき、「4者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策」（業務改善計画Ⅲ・1）として、事前・事後の反社チェックのレベルアップや代位弁済後のオリコによる回収体制強化への主体的な関与などによって、自行債権と同等の反社取引管理を実施するための施策を講じることとしている。のみならず、「商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化」（業務改善計画Ⅲ・2(3)）といった施策を講じることとしており、当該施策は、本キャプティブローン以外の商品・サービス等についても、再び今回と同じよう

な自行債権としての意識の欠如等が生じないようにするための施策として、相当である。

もっとも、自行債権と同等の反社取引管理を実施するという観点からは、自行融資一般に用いられる契約書等と同様の暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むべきであって、その点の検討が必要である。

他方、背景・根本原因 A のうち「反社取引に対するコンプライアンスリスクの意識も不十分であった」との点に関しては、「役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上」（業務改善計画 III・2(2)）として、研修その他の反社意識の向上のための施策を講じるとともに、「企業風土の改善」（業務改善計画 III・2(4)）として、反社に関するみずほの企業行動規範の見直しによる意識向上を図ることとしており、相当である。

イ 背景・根本原因Bについて

次に、背景・根本原因 B（反社対応に関する特定組織への依存）のうち「反社対応に関してコンプライアンス統括部へ依存する体質となって」いたとの点に関しては、「変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化」（業務改善計画 III・2（1））として、コンプライアンス統括グループの組織見直しが実施されるとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化として、専門委員会（「反社取引排除委員会」）の新設、社外取締役の配置、経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化などの施策を講じることとしており、相当である。

なお、これらのうち、経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化については、上記第 5、2(5)のとおり、当委員会は、本キャプティブローン問題の原因に、「反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性に欠き、また、行内に十分浸透していなかったこと」があると認識しており、より具体的な再発防止策の策定が必要であると考えている。

また、背景・根本原因 B のうち「金融庁検査時の対応…に関して、組織の一部に前例踏襲や縦割り意識といった役職員の意識・行動様式が見受けられた」との点に関しては、「金融庁検査等におけるチェック態勢の整備」（業務改善計画 III・3）として、金融庁検査等における重要な事実に関する報告、行政庁等への重要な報告を行う場合の対応（所管部長等が過去資料等のエビデンスの再確認を指示する旨を徹底）や、経営企画部において、当局への重要な報告を行う際等には、所管部で適切なプロセスがとられていることの確認を実施するなどの施策を講じることとしており、かかる施策は金融庁に対して確認漏れな

どによる誤った回答や報告がなされることを防止するためのものとして、相当である。

さらに、背景・根本原因 B うち「業務監査時の対応に関して、前例踏襲や縦割り意識といった役職員の意識・行動様式が組織の一部にあった可能性もある」との点に関しては、「内部監査機能の充実・強化策」（業務改善計画 IV・1）として、指摘・改善提言に関する検討態勢強化（実地監査の中間時点における「中間検討会」などを新たに導入、「中間検討会」などにて、反社取引排除に係る事象を検知した場合におけるリスク所管メンバーによるチェックなど）や経営陣への伝達機能強化（重要なリスク事象について、指摘・改善提言をしないと判断した場合の判断根拠を監査報告書に明記するとともに、内部監査部門長、業務監査委員会等への報告ルールの明確化など）といった施策を講じるとともに、「執行部門の再発防止等のモニタリング等の実施」（業務改善計画 IV・2）をすることとしている。これらは、反社排除という重要なリスク事象について実効的な内部監査の行うための施策であり、相当である。

なお、業務監査部というより被監査部署等の問題ではあるが、内部監査に関しては、平成 23 年 7 月～9 月にかけて実施されたローン業務管理態勢のテーマ監査において、渉外室が、本キャプティブローンの入口チェックに関する業務計画等を証拠として開示することをせず、このことが、入口チェックに関する組織としての問題の発見を遅らせることとなった可能性も否定できない。みずほ銀行の再発防止策の策定にあたっては、かかる問題への対応も検討することが望ましい。

ウ 小括

以上のとおり、みずほ銀行の再発防止策は、みずほ銀行が分析した本キャプティブローン問題の背景・根本原因に照らして基本的に相当なものと評価できるが、暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことは検討すべきであり、経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化については、より具体的な再発防止策の策定が必要であると考ええる。

したがって、当委員会は、下記のとおりこれら 2 点について再発防止策を提言することとする。

（3）当委員会の原因分析に照らした評価

当委員会の原因分析に照らして、みずほ銀行の再発防止策の相当性について

検討する。

当委員会による原因分析は上記第5のとおりであるが、そのうち2(1)の「本キャプティブローン債権が自行の貸付債権であるという当事者意識が希薄であったこと」については、「4 者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策」（業務改善計画Ⅲ・1）や「商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化」（業務改善計画Ⅲ・2(3)）がこれに対する対策として措定されていると考えられ、上記(2)アと同様に、相当なものと評価できる。

上記第5、2(2)の「反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性の認識が不足していたこと」については、「役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上」（業務改善計画Ⅲ・2(2)）や「企業風土の改善」（「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上）（業務改善計画Ⅲ・2(4)①）がこれに対する対策として措定されていると考えられ、これについても上記(2)アと同様に、相当なものと評価できる。

上記第5、2(3)の「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」のうち、取締役会やコンプライアンス委員会に出席していた経営陣において課題認識に至らなかったことについては、「反社取引排除に向けたガバナンスの強化」（業務改善計画Ⅲ・2(1)②）の一環として、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会（「反社取引排除委員会」（委員長：頭取））を新設し、より一層の対応強化を図る旨が示されており、このような取組み自体は、再発防止策として相当なものであると評価できる。もっとも、上記会議体における実質的な審議を確保するための具体的な施策は措定されていないように見受けられるため、これらについては引き続き検討を要するというべきである。

上記第5、2(6)の「コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと」については、「変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化」（業務改善計画Ⅲ・2(1)）のうち、「①コンプライアンス統括グループの見直し」などがこれに対する対策として措定されていると考えられ、相当なものと評価できる。もっとも、渉外室を含む被監査部署等の内部監査への協力を促す施策が措定されていない点については、内部監査が銀行におけるガバナンスを維持・強化するうえで極めて重要な意義を有することに鑑みると、引き続き検討を要するというべきである。

上記第5、2(7)の「内部監査が十分に機能していなかったこと」に対しては、「内部監査機能の充実・強化策」（業務改善計画Ⅳ・1）がこれに対する対策として措定されていると考えられ、相当なものと評価できる。

上記第 5、2(8)の「金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと」に対しては、「金融庁検査等におけるチェック態勢の整備」（業務改善計画 III・3）がこれに対する対策として措定されていると考えられ、相当なものとして評価できる。

他方、上記第 5、2(3)の「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」、同(4)の「組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと」及び同(5)の「反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性に欠き、また、行内に十分に浸透していなかったこと」に関しては、みずほ銀行の再発防止策において具体的な施策が講じられていないように見受けられ、これらの点については再発防止策の措定がされるべきであるとする。

そのため、当委員会は、下記のとおり当委員会が本キャプティブローン問題の原因と考えた上記第 5、2(3)ないし(6)の点に対応する再発防止策をも提言することとする。

3 再発防止策に関する当委員会の提言

上記第 6、2 において記載したとおり、当委員会としては、当委員会の原因分析に基づきみずほ銀行において講ずるべき再発防止策については、今般提示を受けたみずほ銀行の平成 25 年 10 月 27 日付業務改善計画の草案において、基本的に網羅されていると考える。以下においては、上記草案に含まれていない事項について、若干の提言を行う。

(1) コンプライアンス委員会への報告事項（審議・調整事項）の明確化

上記第 5、2(5)のとおり、みずほ BK 及びみずほ銀行においては、その規程上、「反社会的勢力への対応に関する事項」について、コンプライアンス委員会で審議・調整する必要があるとされていたが（経営政策委員会規程別表）、反社会的勢力への対応に関するいかなる事項を審議・調整すべきなのか、その具体的な内容は必ずしも明らかではなく、また、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルールにおいても、頭取に報告すべき事項についての明確かつ網羅的な規定はない。これらの規定の不明確さが、本キャプティブローンに関する第 3 回以降の事後チェックの結果をコンプライアンス委員会に報告しないという事態を招いた要因の一つになっていると考えられる。

したがって、このような事態の再発を防止するためには、コンプライアンス

委員会に対する報告事項（審議・調整事項）である「反社会的勢力への対応に関する事項」の明確化等、規定の見直し又はそれに代わる措置の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（２）コンプライアンス委員会や今回設置予定の反社取引排除委員会における実質的な審議を確保するための方策の設定

本件において、取締役会、コンプライアンス委員会等銀行にとって重要な事項を審議決定する会議体に本キャプティブローンの反社チェックという一つの大きな課題が報告事項として上程されたが、その方法は、膨大な会議資料の片隅に数行記載されたというにとどまるものであり、会議において担当役員からそのことが口頭で明示的に言及されたこともなかったから、そのような事項が会議に上程されているということに気付く者もなかったというのが現実であった。会議資料も、反社関係の事項に関わるものは、機微情報の情報管理の観点から、席上配布されて会議後回収されていたから、会議出席者がその内容を詳しく点検する暇もないものであった。しかも、これらの会議体の審議事項は、多数に上り、反社関係の事項に当てられる会議の時間は、極めて限定されていた。

これでは、反社管理という銀行経営にとって極めて重要な問題について、実質的な審議がなされた上での意思決定を確保することができない。

上記草案中の再発防止策においては、「反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化」の一環として、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会（「反社取引排除委員会」（委員長：頭取））を新設し、より一層の対応強化を図る旨が示されている。このような取組み自体は、再発防止策として相当なものであると評価するが、コンプライアンス委員会や新設される反社取引排除委員会において、かかる委員会による審議の充実を図るための方策を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（３）コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化

本キャプティブローンの反社チェックについては、取締役会及び経営会議に提出された資料や、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みが記載されていたにもかかわらず、かかる取組みが維持されていない、あるいは、コンプライアンス統括部

渉外室の業務計画からも、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討についての課題認識が欠落するなど、みずほBKにおける組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったことが本キャプティブローン問題の原因の1つといえる。もしかかる制度が機能していれば、役職員の退任・異動による課題認識の断絶を防止できた可能性もある。

これらを踏まえると、コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化（漏れ、抜け落ちのない仕組みの構築）に向けた検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（４）内部監査に対する協力姿勢の浸透

上記第4、13(2)アのとおり、渉外室は、ローン業務管理態勢のテーマ監査において業務監査部からの資料開示の求めに応じていないなど、ややもすると閉鎖的な側面があり、そのことが、入口チェックに関する組織としての課題の発見を遅らせることとなった可能性も否定できない。

この点、みずほ銀行においては、内部監査の基本方針に、「内部監査は、全ての部署・全ての業務・当行が経営管理を行う会社等をその対象とする。」（第6条第1項）、「包括的な内部監査を実施するために、内部監査従事者は被監査対象業務の全ての記録・資産を調査できるとともに、全ての役職員から聴取することができる。」（同条第2項）と規定されており、業務監査部の権限に関する定めが一応はあるものの、かかる規定を更に実効あらしめるために、内部監査を受ける側の意識を強化するための方策の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（５）本キャプティブローン契約への暴排条項の導入

上記2(2)アのとおり、自行債権と同等の反社取引管理を実施するという観点からは、みずほ銀行の再発防止策において、自行融資一般に用いられる契約書等と同様の暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことを検討していない点は、不十分であると考えられる。すなわち、現状では、本キャプティブローンの債務者が反社会的勢力に該当することが判明した場合であっても、当該ローン債務の期限の利益を喪失させ、即時一括弁済を求めることが困難な契約内容となっている。

確かに、現状の契約書（平成25年9月9日付覚書）において、みずほ銀行

は、融資実行手続を行った後に不適合案件であることが判明した場合、または、不適合案件の発生が判明した時点でみずほ銀行において融資実行手続を中止することができない場合には、所定の手続により清算手続（オリコによる保証債務の履行（代位弁済）、又は、みずほ銀行が有する融資債権のオリコへの譲渡（債権譲渡））を行うことができることとされている。

しかし、みずほ銀行では、平成 20 年 11 月、融資取引の契約書に暴排条項を導入しているところ、その導入対象は保証の有無にかかわらず、すべからく融資取引から反社会的勢力を排除することが企図されているものである。

したがって、本キャプティブローンを自行債権として認識し、自行債権と同等の反社取引管理を実施する施策を講じる以上、本キャプティブローンのみ暴排条項導入の例外として取り扱う合理的理由は見出しがたく、本キャプティブローンの「金銭消費貸借契約条項」への暴排条項の導入の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（6）その他

今般の当委員会に対する委嘱事項の範囲を超えるが、みずほ銀行においては、オリコ以外の信販会社との間でも、本キャプティブローンに類似した販売提携ローンを行っている。これらの販売提携ローンについては、提携相手方がみずほ銀行の関連会社ではなく、それゆえ解決すべき実務上の問題がなお存するものと考えられるものの、みずほ銀行の債権（与信取引）であるという点においては、本キャプティブローンと異ならない。今後、これらの販売提携ローンについても、反社会的勢力の排除に向けて、不断の取組みを継続していくことが必要となろう。

第 7 最後に

本件は、貴行の役職員において、本キャプティブローンが自行債権（与信取引）であるとの当事者意識を欠き、貴行の行内規程に反して、本キャプティブローンにおける反社会的勢力との取引状況について経営陣への継続的な報告を怠るとともに、本キャプティブローンについて反社会的勢力との関係遮断・解消のための改善の取組みを怠っていた事案である。また、金融庁検査の過程で誤った報告が行われた。

反社会的勢力排除の社会的要請がますます高まりを見せる今日において、日本

を代表する銀行として社会の範たるべき貴行において、このような問題が存したことは、大変遺憾なことであり、また、このような事態を惹起した貴行の態勢の問題性については軽視できないものがある。もっとも、本件については、経営陣への過去の報告の有無に関する貴行の説明が変転したこともあり、実態以上にこの問題に対する社会の疑惑を増大してしまったことは否めない。

当委員会としては、第三者の立場から、本件の事実関係と原因を正確に捉えるべく最善を尽くし、本報告書を纏めた。

当委員会は、貴行におかれて、このような問題が再発することがないように万全の施策を講じていかれること、及び、貴行が、反社会的勢力の排除に向け、社会の範として、わが国企業をリードしていかれることを望む。

本報告書が、そのための一助となれば、幸いである。

以上

別紙

時系列表

※ 以下、みずほBKをBK、みずほCBをCB、みずほFGをFGとする。

※ その他本文で用いた略語は同一の意味を有するものとする。また、一般的な略称を用いている。

日付	事実
平成9年	第一勧銀、オリコの販売提携ローンの取扱い開始
平成11年	第一勧銀、富士銀、興銀の3行の統合発表
平成14年4月	旧3行の合併・会社分割により、BK、CBの2行体制発足
8月	CB、オリコの優先株式2000億円引受け
平成15年1月	金融庁、みずほホールディングスに対し、経営改善計画中の中小企業向け融資の拡大等の不履行を理由として、業務改善命令
5月	CB、オリコの優先株式1500億円引受け
9月	BKのコンプライアンス統括部による提携ローンに関する属性チェックの必要性の検討（弁護士意見取得）
平成16年7月	BKとオリコとの間のリテール分野における包括業務提携公表
9月	FGのコンプライアンス統括部における信販会社（保証会社）との提携ローンに係る反社チェックの必要性の検討
平成18年1月	オリコ、BKとの共同開発による無担保カードローンの保証業務を開始
3月	BKによる本キャプティブローンに関する論点整理
平成19年3月	CBによるオリコに対する貸付債権のDES、CBとBKの保有するオリコの優先株式）の併合（10：1）、CBとBKによるオリコの優先株式引受け。
平成20年3月	本キャプティブローンに係る業務フローを見直し（但し、本キャプティブローン等についての属性チェックの要否に関する議論なし）
平成21年3月	BK、オリコのグループ会社化（持分法適用関連会社化）の検討を正式に開始
3月	FGのコンプライアンス統括部によるオリコのグループ化を念頭に置いた提携ローンに関する属性チェックの必要性の再検討（弁護士の意見取得）
4月	BKのコンプライアンス統括部において、オリコ社から提供を受けた3000件のサンプルデータをFGの本データベースの情報と突合して検証
9月	BKのコンプライアンス統括部において、本キャプティブローンの反社チェックについて、事後チェックを中心とした反社チェックのあり方について検討
平成22年5月14日	オリコの持分法適用関連会社化の決定
7月26日	本キャプティブローンの反社チェックの方針に関する稟議
9月	・BKのコンプライアンス統括部の平成22年度下期業務計画作成 ・BKのコンプライアンス統括部渉外室の平成22年度下期業務計画作成
9月21日	本キャプティブローンの反社チェックの進捗状況の報告
9月22日	オリコの持分法適用関連会社化の完了

日付	事実
11月	BK担当者とオリコ担当者による打合せ
12月27日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第1回）
12月29日	FG、BK、オリコの3社で、反社認定先情報を含む不芳属性情報等の授受に係る「機密保持契約書」を締結
平成23年1月	第1回の事後チェックの結果（反社認定先情報）のオリコへの還元完了
1月17日	CB、BK担当者及びオリコ担当者が経済産業省を訪ねて個人情報の共同利用の可否に関する同省の見解を確認
2月16日	BKのコンプライアンス委員会に第1回の事後チェックの結果を報告
2月22日	BKの取締役会にコンプライアンス委員会と同様の報告（第1回）
3月	・BKのコンプライアンス統括部渉外室の平成23年度上期業務計画作成 ・BKのコンプライアンス統括部の平成23年度上期業務計画作成
3月15～24日	東日本大震災直後の大規模システム障害
3月25日	オリコから顧客情報の共同利用に関する経産省見解についての報告を受領
4月28日	オリコのコンプライアンス委員会において、反社認定先に該当しない不芳属性先のオリコ側データベースへの登録可否について検討
5月19日	BK担当者とオリコ担当者による打合せ
5月31日	BK及びFG、上記システム障害について、金融庁より業務改善命令
6月10日	BKのコンプライアンス統括部渉外室室長の変更
6月17日	FGのコンプライアンス委員会に第1回の事後チェックの結果を報告
6月20日	・BKのコンプライアンス統括部部長の変更 ・BKのコンプライアンス統括グループ担当取締役正担当・副担当の変更 ・BKの取締役頭取西堀が退任し、塚本がBKの頭取に就任
6月29日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第2回）
7月15日	FGの取締役会に第1回の事後チェックの結果を報告
7月28日	BKのコンプライアンス委員会に第2回の事後チェックの結果報告
7月29日	BKの取締役会に第2回の事後チェックの結果報告
9月	・BKのコンプライアンス統括部の平成23年度下期業務計画作成 ・BKのコンプライアンス統括部渉外室の平成23年度下期業務計画作成
9月6日	BK担当者とオリコ担当者によるオリコの反社排除体制構築等に関する打合せ
9月12～14日	BKの業務監査部において、ローン業務管理態勢のテーマ監査（平成23年7月～9月）の一環として、本キャプティブローンに係る監査実施
12月26日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第3回）
12月26日	FGのコンプライアンス委員会に第2回の事後チェックの結果を報告
平成24年1月20日	FGの取締役会に第2回の事後チェックの結果を報告
2月13日	BKのコンプライアンス委員会に第3回の検証結果について報告無し
4月～5月	BKにおいて、反社会的勢力対応をテーマとする監査実施

日付	事実
6月28日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第4回）
11月2日～	ローン業務管理態勢をテーマとする監査実施
11月8日	BKの個人業務部による本キャプティブローンに関する追加の論点整理
12月7日～	本金融庁検査開始
12月25日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第5回）
平成25年3月4日	本金融庁検査終了
6月11日	BK に対し、金融庁より報告徴求命令
6月26日	本キャプティブローンの反社認定作業（事後チェック）の結果報告（第6回）
7月1日	・CB を存続会社、BK を消滅会社とする吸収合併により、みずほ銀行成立 ・佐藤がみずほ銀行頭取に就任
7月11日	みずほ銀行、金融庁に対して、報告徴求命令を受けた報告書提出
9月27日	本業務改善命令
10月8日	・第三者委員会設置 ・経営陣まで一定の報告がなされていたこと等が判明した旨を公表
10月9日	みずほ銀行及びFG に対し、金融庁より報告徴求命令

以上